



~~~~~

# 令和 7 年 第 1 回

## 本別町議会定例会会議録

~~~~~

自 令和 7 年 3 月 4 日
至 令和 7 年 3 月 24 日

本 別 町 議 会

令和 7 年本別町議会第 1 回定例会会議録（第 1 号）

令和 7 年 3 月 4 日（火曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		（懲罰特別委員会委員長報告） 高橋利勝議員に対する懲罰動議の件
日程第 5		諸般の報告
日程第 6		行政報告
日程第 7	承認第 2 号	専決処分の承認を求める件〔令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 1 4 回）〕
日程第 8	議案第 1 0 号	令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 1 5 回）について
日程第 9	議案第 1 1 号	令和 6 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 回）について
日程第 1 0	議案第 1 2 号	令和 6 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について
日程第 1 1	議案第 1 3 号	令和 6 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 回）について
日程第 1 2	議案第 1 4 号	令和 6 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 6 回）について
日程第 1 3	議案第 1 5 号	令和 6 年度本別町水道事業会計補正予算（第 5 回）について
日程第 1 4	議案第 1 6 号	令和 6 年度本別町下水道事業会計補正予算（第 3 回）について
日程第 1 5	議案第 1 7 号	令和 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 回）について
日程第 1 6		令和 7 年度町政執行方針・教育行政執行方針

○会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議会運営委員長報告
日程第 3	会期決定の件
日程第 4	（懲罰特別委員会委員長報告） 高橋利勝議員に対する懲罰動議の件

日程第 5		諸般の報告
日程第 6		行政報告
日程第 7	承認第 2 号	専決処分の承認を求める件〔令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 1 4 回）〕
日程第 8	議案第 1 0 号	令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 1 5 回）について
日程第 9	議案第 1 1 号	令和 6 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 回）について
日程第 1 0	議案第 1 2 号	令和 6 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について
日程第 1 1	議案第 1 3 号	令和 6 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 回）について
日程第 1 2	議案第 1 4 号	令和 6 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 6 回）について
日程第 1 3	議案第 1 5 号	令和 6 年度本別町水道事業会計補正予算（第 5 回）について
日程第 1 4	議案第 1 6 号	令和 6 年度本別町下水道事業会計補正予算（第 3 回）について
日程第 1 5	議案第 1 7 号	令和 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 回）について
日程第 1 6		令和 7 年度町政執行方針・教育行政執行方針

○出席議員（11名）

議 長	1 2 番	篠 原 義 彦	副議長	1 1 番	高 橋 利 勝
	1 番	宮 本 やよい		2 番	加 藤 徹 己
	3 番	丑 若 浩 行		4 番	水 谷 令 子
	5 番	梅 村 智 秀		6 番	石 山 憲 司
	7 番	藤 田 直 美		8 番	方 川 一 郎
	1 0 番	阿 保 静 夫			

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐々木 基 裕	副 町 長	村 本 信 幸
会 計 管 理 者	藤 野 和 幸	総 務 課 長	三 品 正 哉
保 健 福 祉 課 長	長 屋 和 幸	住 民 課 長	宮 口 淳 哉
健康・こども課長	高 橋 紀 尊	建 設 水 道 課 長	加 藤 勉

企 画 財 政 課 長 松 本 秀 規
老 人 ホ ー ム 所 長 前 佛 清 治
総 務 課 主 幹 上 原 章 司
健康 管理 センター 主 幹 前 佛 友 子
農 林 課 長 補 佐 留 田 桂 史
教 育 次 長 武 田 敏 英
農 委 事 務 局 長 舩 舘 憲
選 管 事 務 局 長 三 品 正 哉

未 来 創 造 課 長 野 崎 昌 也
国 保 病 院 事 務 長 小 川 芳 幸
建 設 水 道 課 主 幹 小 出 勝 栄
総 務 課 長 補 佐 石 川 雅 康
教 育 長 高 橋 哲 也
社 会 教 育 課 長 千 代 孝 徳
代 表 監 査 委 員 井 出 英 彦

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 川 雅 之
総 務 担 当 主 事 今 井 綾 香

事 務 局 次 長 越 後 忠

開会宣告（午前 10 時 00 分）

◎開会宣告

○議長（篠原義彦） ただいまから、令和 7 年第 1 回本別町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（篠原義彦） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、藤田直美議員、石山憲司議員及び加藤徹己議員を指名いたします。

◎日程第 2 議会運営委員長報告

○議長（篠原義彦） 日程第 2 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、石山憲司議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（石山憲司）〔登壇〕 報告いたします。

令和 6 年 12 月 12 日第 4 回定例会において、閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。まず、会期について申し上げます。本定例会の会期は、本日 3 月 4 日から 3 月 25 日までの 22 日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。一般質問の通告は、本日から 3 月 6 日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取扱いについて申し上げます。本日までに 4 件の提出がありました。えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書の採択を求める陳情、次に、「日本の医療を守る道民協議会第 18 回総会」決議内容実現に向けた取り組みの陳情、次に、日本国憲法の尊重・擁護に関する陳情、次に、政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情、以上 4 件については、議会運営基準 138 運用例 5 によることとし、後刻議員の回覧に供することといたします。

次に、提出議案の取扱いについて申し上げます。提出議案中、議案第 29 号令和 7 年度本別町一般会計予算について、ないし議案第 36 号令和 7 年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上 8 件の議案については、議長を除く 10 名の委員で構成する令和 7 年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査する取り扱いを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（篠原義彦） これで報告済みといたします。

◎日程第３ 会期決定の件

○議長（篠原義彦） 日程第３ 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、３月４日から３月２５日までの２２日間とすることにしたいと思
います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日３月４日から３月２５日までの２２日間とすることに決定
をいたしました。

お諮りします。

議事の都合により、３月５日から１１日、１５日から２３日の計１６日間を休会とし
たいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、３月５日から１１日、１５日から２３日の計１６日間は休会とすること
に決定をいたしました。

◎日程第４ 高橋利勝議員に対する懲罰動議の件

○議長（篠原義彦） 日程第４ 高橋利勝議員に対する懲罰動議の件を議題といたしま
す。

地方自治法第１１７条の規定によって、高橋利勝議員の退場を求めます。

（高橋利勝議員、退場）

○議長（篠原義彦） 本件に関し、委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員会、石山憲司委員長、御登壇ください。

○懲罰特別委員長（石山憲司）〔登壇〕 それでは、懲罰特別委員会審査結果報告書の報
告をいたします。

令和７年２月２５日本別町議会議長篠原義彦様、懲罰特別委員会委員長石山憲司。

懲罰特別委員会審査結果報告書。

地方自治法第１３５条第２項及び本別町議会会議規則第１１０条の規定に基づき、懲
罰動議が提出されたことにより、設置された懲罰特別委員会に付託を受けました高橋利
勝議員に対する懲罰動議の件について、審査の結果を会議規則第７７条の規定により報
告いたします。

１、審査の結果。懲罰を科すものと認める。

２、懲罰の種類。地方自治法第１３５条第１項第１号による公開の議場における戒告。

３、審査の経過。次のとおり本委員会を３回開催し、付託動議の審査を行なった。第
１回令和７年１月３１日正副委員長の選出、第２回令和７年２月１４日委員会の運営方

法、高橋利勝議員の一身上の弁明及び質疑、委員討議及び採決、第3回令和7年2月25日委員会の運営方法、戒告文、審査結果報告書。

4、委員会構成。委員長石山憲司、副委員長方川一郎、委員阿保静夫、委員加藤徹己、委員藤田直美、委員水谷令子。

5、結果理由。懲罰動議の提案理由である秘密会にて開催された議事を公開の場で漏えいさせた件について、懲罰の対象となり得るかについて審査しました。

審査の結果、本別町議会会議規則第97条第2項の規定に違反しているものであり、懲罰を科すことと決定しました。

懲罰につきましては、地方自治法第135条第1項第1号による公開の議場における戒告の懲罰が相当であると判断しました。

6、戒告文。別紙のとおりでございます。

以上、報告いたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいま懲罰特別委員会委員長である石山憲司議員より、結果報告書の朗読がなされたところでございます。

まず、1点目お伺いをいたしたいのが、懲罰を科すものと、その内懲罰の種類としても戒告が相当であるとの御判断ということでございますが、その具体的理由はどのようなものであるのかお伺いをいたします。

また、審査の経過のうち第2回令和7年2月14日でございますね、高橋利勝議員の一身上の弁明及び質疑ということで経過の御報告もございましたが、高橋利勝議員の弁明の概要はどのようなものであり、それを委員会としてはどのように受け止められたのか、お伺いをいたします。

また、当該本懲罰事犯について、なぜ発生したのかという原因の分析はどのようになされていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

また、懲罰を科すという結果報告書ないし朗読によってなされたわけでございますが、本事犯の発生により本別町議会が対外的にはどのように映ることになるとお考えなのか、いわゆる地方自治における社会的影響等も鑑みた上で御見解をお伺いいたしたいものでございます。

○議長（篠原義彦） 石山委員長。

○懲罰特別委員長（石山憲司） それでは答弁させていただきます。

ただいま4点について質疑がございましたが、最初の具体的理由及び弁明の、それから原因ですか、の分析というか対外的なもの、これら4点につきましては審査内容に関わることでございまして、今回は秘密会で開催させております。審議内容につきましては、ここで公表することはできませんので、お答えいたします。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 議事進行に関する発言です。

○議長（篠原義彦） はい。

○5番（梅村智秀） ただいま大別して4点の問いと捉えていただいておりますけれども、例えば、本事犯の発生によって対外的にはどのように映るんですかという点については、ただいまの御答弁には当たらないと私は捉えておりました。

議長において適切なお取り計らいを願うものでございます。

○議長（篠原義彦） 石山委員長。

○懲罰特別委員長（石山憲司） 繰り返し答弁させていただきます。

あくまでも今回ののは、秘密の漏えいに関する審査でございました。その内容につきましては秘密会でございますので、各論ありましたが、その内容について申し上げることは差し控えさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 今、委員長の報告のとおり、秘密会ということでやっておりますので、ここで発表するということにはなりませんと私も思っております。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、ただいまの御答弁を踏まえまして改めてお伺いをいたしますが、秘密会というような取扱いとなっていると。傍聴が認められなかったというところからそこについては承知をしてございますが、ただ聞き及ぶと、一定程度その秘密会の解除も行なったところはなかったのか。その秘密会の運用についてどこからどこまでが秘密会であったのかという点について、お伺いをいたしたいものです。

また、その秘密会とした理由についてもお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 石山委員長。

○懲罰特別委員長（石山憲司） 秘密会は、解除は第2回目の令和7年2月14日の懲罰委員会におきましては、懲罰を科す、科さない、それから懲罰の種類の採決までを秘密会としております。

それ以降につきましては、内容について、戒告文、それから報告書等については秘密性の……。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午前10時16分 休憩

午前10時16分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

石山委員長。

○懲罰特別委員長（石山憲司） もう一度繰り返させて、修正させていただきます。

改めて申し上げます。秘密会につきましては、第2回の令和7年2月14日の採決から、解除したのは、採決から解除しております。以上でございます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ということで、採決より前、第2回の採決より前については秘密会の議事ということで、一切の漏えいが禁じられるという理解でよろしいのか。よって、答弁はできない、控えるということの理解でまずよろしいのかという点、お伺いすると、であるならば、第2回の審査の経過に高橋利勝議員の一身上の弁明及び質疑という記載がございますが、ここによってこの第2回の秘密会の議事において、高橋

利勝議員が一身上の弁明を行なったこと、また委員会が質疑を行なったということ、本来秘密会によって明らかにされないことが明らかにされているのではないかと捉えましたが、この辺は事実どのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 石山委員長。

○懲罰特別委員長（石山憲司） まず、第1点目についてはそのとおりでございます。

2点目につきましてですけれども、申し訳ないですが、もう一度お願いいたします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

石山委員長。

○懲罰特別委員長（石山憲司） それでは答弁させていただきます。

秘密会の議事について、他に漏らしてはならないという規定がございます。秘密会の議事の内容に関して、漏らした場合と考えておりまして、今回のこの項目につきましては、秘密とは判断しておりません。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいまの御答弁は、石山委員長の御見解ということなんでしょうか。その辺について明快にお答えを求めるのと、ただいまの件についてで言いますと、まず、秘密会の議事と、議事とは何たるやってことになってくると思いますが、議案や議案議題、またはその審議の内容等々含めたものを議事と捉えているのかなというところがございますし、また私が御指摘申し上げた点につきましては、高橋利勝議員の一身上の弁明及び質疑という記載がございます、ここによって、まず懲罰対象議員となりました高橋利勝議員が一身上の弁明を申し出たことがまず明らかになると、それを一身上の弁明について、当然これ委員会内で採決を行なうわけでございますけれども、これについて賛同した議員が過半を超えていたと、賛同した委員の過半を超えていたということが、ないしは委員長採決も含めてということが結果、委員会として認めたということも明らかになりますし、その弁明に対して質疑を行なった者がいるということも明らかになっているところがございます。

本来こうしたことが秘密会の、なんで秘密会にしたのかっていうところにもなってくるんでしょうけども、結局私としては、この一文を持って議事の一部については把握がすることができた、つまりはこの秘密会の議事の漏えいがあったと認めるのが相当だと捉えているところがございますが、この辺について、あくまでも石山委員長の見解はそうであったというところがございます、にしかとどまらないというところなので、委員会全体としての考えというか、ひいては石山委員長のお考えだということのみなんでしょうか。今、休憩も長く取られておりましたけども、事務局含めたりした中で最終的な見解というところなんでしょうか。個人の見解にとどまらないのか、その辺ちょっともう少し明快にさせていただきたいのと、私の御指摘に対してはどのように御見解を持たれているのか、改めて伺います。

○議長（篠原義彦） 石山委員長。

○懲罰特別委員長（石山憲司） 個人的な見解か否かということでございますけれども、ただいま私のほうでは正副委員長併せて協議させていただいております。それだけ申し上げます。以上です。

（「議事進行に関する発言です」と発言する者あり）

○議長（篠原義彦） はい。

○5番（梅村智秀） 私お伺いした中で、まず委員会見解か石山氏個人の見解かという問いについてはお答えいただきました。副委員長ともお話をしたということでございました。しかるに、私がお伺いした中で、私も一定の見解を述べた中で、そこについてどうお考えかというところについては御答弁がございましたので、議長において適切なる進行を、答弁を含めて促していただいて、適切なる議事進行としていただきたい。

○議長（篠原義彦） 石山委員長。

○懲罰特別委員長（石山憲司） ただいまの件につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、秘密会の議事の内容に関してと考え、今回のこの項目については秘密性はないという判断をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） ほかに御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、日程番号4 高橋利勝議員に対する懲罰動議の件につきまして、委員長報告を踏まえた上でですけども、反対の立場で討論を行ないます。

なお、懲罰を科すものと認めるという点については尊重致すところでございますが、懲罰の種類、この軽重、重さですね、ここについて疑義がございます。

戒告が相当ということでの委員会での結果報告でございましたが、まず公開の議場で秘密会の議事を漏えいさせたという点については、極めて重いと捉えているところからでございます。単なる失念や、俗に言ううっかりとぼっかりということではないということでございます。こちらの文書、報告書を作成して直ちに提出したのではなく、それらを十分に校正等する時間もあり、それを改めて文書として提出、その後朗読を行なうという十分な考慮期間があったという点も、こうした判断に至る理由の一つでございます。

また、提案理由説明の際にも申し上げたとおりでございますが、当該高橋利勝議員は現在副議長職という要職にあり、そもそものきっかけとなりました藤田直美議員に対する処分要求については、懲罰特別委員会の委員長という要職にも就いておられました。

そしてこれまでも議長や副議長職、委員長職を歴任しており、議員としての経歴もおそらく9期目であろうと、いわゆる35年程度、これらを迎える大ベテラン議員ということであり、議会運営については当然熟知しているものと捉えているところでございます。

また、当然のことながらこれは一般論としてでございますけれども、一つのことを30年以上もやってたら職人の世界なら弟子の1人や2人持ってもおかしくないぐらいのものでございますので、これらが分からなかったとか間違えたということには僕はならないのではないのかなと、ここは私の推測の部分でございます。

推測と申すのも、質疑についてどういようなね、お考えを持っていच्छやったのかとか、原因が何であったのかという点が秘密会だという、秘密会の議事だということを理由に何ら明らかになっていなかったため、なかなかその判断が難しいところではございます。懲罰対象議員である高橋利勝議員がどのような弁明を行なったのか、どのようなお考えを示されたのかという点が分からないというのは極めて残念なところでございます。判断材料が乏しいというところでございますが、さきに述べたような理由から、決して軽い事案ではないと捉えるところでございます。

ましてやこれ高橋利勝議員が委員長を務める懲罰特別委員会で、わざわざ秘密会という議事運営を行なったわけでございます。本来この町議会で行なわれる議会は全て公開が大原則であり、秘密会という議事運営は私が知る中でもそう多くはない、数回しかなかった、つまりは特殊な議事運営であったということが実態としてあるわけで、特殊な運営を行なった際は当然、特段の配慮をするのが通常であるところ、それらをなぜこのようなことが起きたのかというところが本当に理解が及ばないものでございます。

ともすれば、これはそうした過失というものではなく、さきに述べたようなところから過失性というところが推測されるものではないので、まさかと思えますけれども故意の可能性も決して否定できないのかなと考えるところでございます。

そして高橋利勝議員の委員長としてのこの結果報告書において、議長に対して議場等における秩序維持及び発言自由の原則を尊重しつつ、慎重な言動に心がけるよう綱紀粛正を求めた、このような立場でありながら、御自身がまずその慎重な言動というものの、また綱紀粛正というものを損なうような懲罰事犯を犯したというところは、極めて重いものと捉えるものであり、私といたしましては戒告より上の陳謝の懲罰が相当であるところでございます。

ただし、この陳謝という部分につきましても、当然陳謝文の朗読、他者が作った陳謝文を朗読するということになってきますので、そこについては本人の意に反することのないよう十二分の配慮を行なった上で、そうした措置を行なうことが必要であるということ付言いたしまして、討論いたします。以上。

○議長（篠原義彦） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

水谷議員、御登壇ください。

○4番（水谷令子）〔登壇〕 高橋利勝議員に対する懲罰動議の件について、賛成の立場で討論を行ないます。

懲罰委員会審査結果報告において、議場での発言内容の一文は委員会の審査が秘密会であったことから、懲罰処分に当たると考えます。

ただ、特定の議員を指すものではなく、悪意がないものであると考えますので、懲罰処分の戒告が適当であると考えます。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから、高橋利勝議員に対する懲罰動議の件についてを採決いたします。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、委員会起草による戒告文により高橋利勝議員に戒告の懲罰を科すこととあります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者 6 人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、高橋利勝議員に対する懲罰動議の件については、委員長報告のとおり可決されました。

高橋利勝議員の入場を求めます。

（高橋利勝議員、入場）

○議長（篠原義彦） ただいまの議決に基づき、これより高橋利勝議員に懲罰の宣告を行ないます。

高橋利勝議員に戒告の懲罰を科します。

これから戒告文を朗読いたします。

高橋利勝議員、起立をお願いいたします。

（高橋利勝議員、起立）

○議長（篠原義彦） 戒告文。

高橋利勝議員は 1 月 31 日の本会議において、秘密会の議事を公開の議場にて漏えいした。このことは本別町議会規則第 97 条第 2 項に規定する秘密の保持に違反するとともに、品位を重んじる議会として議員の職分に鑑み、誠に残念であります。

したがって、地方自治法第 135 条第 1 項第 1 号の規定により、戒告いたします。

令和 7 年 3 月 4 日本別町議会。

高橋利勝議員、着席してください。

（高橋利勝議員、着席）

◎日程第５ 諸般の報告

○議長（篠原義彦） 日程第５ 諸般の報告を行ないます。

報告第１号令和６年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第５回）について、報告を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 報告第１号専決処分報告。令和６年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第５回）について、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告いたします。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億１,０４１万円とするものであります。

それでは、事項別明細書により御説明させていただきます。

３ページ、４ページをお開きください。

上段の１、歳入ですが、３款１項１目寄付金、１節指定寄付金３万円の増額補正は、匿名の方から３万円の寄付をいただいております。

下段の２、歳出ですが、１款介護サービス事業費、１項１目施設介護サービス事業費のうち、寄付者の意向によりまして、１０節需用費、消耗品費、介護材料といたしまして、丸椅子２台の購入、３万円に充てるものであります。

以上、専決処分報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで、報告済みといたします。

次に、監査委員から令和７年１月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がございました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、所管事務調査結果報告書が、総務、産業厚生常任委員会の各委員長から提出がございました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の令和６年第４回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、とちろ広域消防事務組合議会の令和６年第４回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、議長の動静について。令和６年第４回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

午前１１時０４分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 6 行政報告

○議長（篠原義彦） 日程第 6 行政報告を行ないます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 行政報告をいたします。

はじめに、令和 6 年度各会計の令和 7 年 1 月末現在における予算執行状況について報告いたします。

一般会計の執行状況につきましては、予算額 79 億 280 万 7,000 円に対しまして、歳入の収入済額は 56 億 4,241 万 8,000 円で、71.4%の執行率となっており、歳出の支出済額は 52 億 7,053 万 6,000 円で、66.7%の執行率となっております。

次に、地方交付税の状況であります。普通交付税の額は、1 億 1,135 万 2,000 円増の 30 億 4,862 万 9,000 円となる見込みであります。交付税財源の不足分を地方が直接借り入れしている臨時財政対策債は、前年度比 54.0%、額にして 1,084 万 3,000 円減の 924 万 1,000 円で、普通交付税を加えた総額では、前年度を 3.4%上回る結果となっております。特別交付税につきましては、現時点では未確定であります。現予算では前年度比 14.4%減の 2 億 7,103 万 6,000 円を見込んでいます。

次に、国民健康保険特別会計であります。予算額 10 億 485 万 3,000 円に対しまして、歳入の収入済額は 6 億 8,682 万 1,000 円で、68.4%の執行率となっており、このうち国保税につきましては、調定額 2 億 3,935 万 9,000 円に対し、収納額は 1 億 9,306 万 6,000 円で、80.7%の収納率となっております。歳出は、支出済額 7 億 4,877 万 6,000 円で、74.5%の執行率となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。予算額 1 億 5,516 万 7,000 円に対しまして、歳入の収入済額は 1 億 3,729 万 3,000 円で、88.5%の執行率となっており、歳出の支出済額は 1 億 3,768 万 5,000 円で、88.7%の執行率となっております。

次に、介護保険事業特別会計であります。予算額 10 億 4,416 万 4,000 円に対しまして、歳入の収入済額は 8 億 5,498 万 9,000 円で、81.9%の執行率となっており、このうち介護保険料につきましては、調定額 1 億 8,629 万 8,000 円に対し、収納額は 1 億 5,838 万 6,000 円で、85.0%の収納率となっております。歳出の支出済額は 7 億 4,704 万 5,000 円で、71.5%の執行率となっており、このうち保険給付費につきましては、6 億 5,644 万 7,000 円で、支出済額の 87.9%となっております。

次に、介護サービス事業特別会計であります。予算額 3 億 1,038 万円に対しまして、歳入の収入済額は 1 億 7,700 万 7,000 円で、57.0%の執行率となってお

り、このうちサービス収入につきましては、調定額1億2,232万1,000円に対し、収納額は1億2,197万7,000円で、99.7%の収納率となっております。歳出の支出済額は2億4,390万9,000円で、78.6%の執行率となっております。

次に、水道事業会計の決算見込みについて報告いたします。

収益的収入及び支出につきましては、いずれも税抜きで、収入見込額は2億7,036万4,000円で、支出見込額は2億7,305万3,000円で、差引き268万9,000円の純損失となる見込みです。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入見込額が3,439万7,000円、支出見込額は1億5,733万7,000円で、不足額1億2,294万円は損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

次に、下水道事業会計の決算見込みについて報告いたします。

収益的収入及び支出につきましては、いずれも税抜きで、収入見込額は4億1,023万4,000円、支出見込額は4億1,234万3,000円で、差引き210万9,000円の純損失となる見込みです。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入見込額が1億5,585万7,000円、支出見込額は2億6,422万3,000円で、不足額1億836万6,000円は損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

次に、病院事業会計決算見込みについて報告いたします。

まず、患者数の動向であります。令和7年1月末現在の延べ患者数は、入院患者が1万522人、前年同期比1,370人、11.5%減、外来患者が2万2,404人、前年同期比769人減となっております。

収益的収入及び支出につきましては、収入見込額は11億4,327万2,000円、支出見込額は12億102万7,000円となる見込みで、収益から費用を差し引いた5,775万5,000円の純損失となる見込みであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入見込額が1億9,953万8,000円、支出見込額が2億3,080万8,000円で、不足額3,127万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填する予定としております。

以上、令和6年度各会計の予算執行状況及び企業会計決算見込みの報告とさせていただきます。

次に、2月初旬の大雪への対応について報告いたします。

2月3日夜から2月4日にかけての記録的な降雪により、本町の24時間降雪量は、統計開始以降最多の116センチに上り、町全体に大きな影響を及ぼしました。

この大雪により、通学路やその他の幹線道路ともに、車道・歩道の除雪が追い付かず、町内の小中学校は3日間にわたり臨時休校となり、各種公共施設についても休館を余儀なくされました。さらに、住民の通勤や日常生活にも多大な支障が生じ、多くの家庭で日常的な活動が困難となりました。

これに対し町は、迅速な対応策を講ずるため、大雪対策費用として5,007万2,000円の補正予算を専決処分し、本別建設業協会の協力を得て2月7日から排雪作業を

開始しました。排雪作業は通学路を優先させ、その後その他の幹線町道に移行しましたが、作業は順調に進み、2月21日には主要な幹線町道の排雪作業が終了しました。

残りの路線につきましては、町の直営によって排雪作業を行ない、住民の安全確保と生活の正常化に努めています。

一方で、この大雪により一部の農業施設において被害が確認されています。現在も被害状況の把握を進めており、町としても必要な措置を講じてまいる予定です。

今回の大雪は、町全体に多大な影響をもたらしましたが、町民と関係者の皆様の御協力により、迅速な対応が可能となりました。引き続き、地域の安全確保に努めてまいりますので、町民の皆様をはじめ、議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本件に関わる専決処分につきましては、本定例会において提案しておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、幼保連携型認定こども園ほんべつへの学校給食提供について報告いたします。

幼保連携型認定こども園ほんべつは、幼児教育と保育を一体的に提供する町内唯一の認可施設であり、108名の園児に対し、給食調理員を含め30名の職員で教育・保育サービスを提供いただいております。

園ではこれまで、園児、一時保育児童、そして職員の給食約145食分が自園調理にて提供されておりましたが、本年4月から調理員5名中、2名の欠員が生じる見込みであり、これまでどおりに給食を調理、提供することが困難な状況であるとのことであります。それを受け、このほど園より、2歳児以上の園児及び職員の給食約115食分について、町学校給食共同調理場において調理し、園に提供いただきたい旨の要望を受けたところであります。

町といたしましては、園は子育て中の保護者のよりどころであり、町の子育て支援の拠点として大きな役割を担っていただいていること、町からの給食提供がなければ保護者はお弁当を用意しなければならず、子育てに負担感を抱いてしまうおそれがあること、そして、園や保護者が不安を感じることなく、充実したサービスの提供や家庭での子育てに専念できる環境を整えることで子どもの最善の利益の実現に資すること、これらの視点に立ち、4月から園へ学校給食を提供することについて、具体的な準備に入ることとしました。

なお、配送の体制など、いくつか課題が残されている案件もありますが、今後さらに具体的な協議を重ね、詳細について調整することとしております。

いずれにしましても、今後も安心して出産、子育てができる環境の整備に努めてまいりますので、議員各位の御理解と御協力をいただきますよう、お願いいたします。

次に、町有バスの廃止について報告いたします。

町有バスにつきましては、農村地区住民の移動の利便確保のため、昭和50年11月からスクールバスに混乗する形態で運行を開始し、現在は7路線を運行しております。

この間一定程度の利用者がおりましたが、年々利用者が減少し、令和5年度においては、年間延べ利用者数が58人、本年度につきましては1人と、利用者が著しく減少している状況であることから、町有バスを廃止することといたしました。

町有バス廃止後の移動手段の確保につきましては、農村地区の公共交通機関としまして、以前からへき地患者輸送バスを運行しており、昨年１０月からは、利用登録制の予約運行として自宅最寄りから乗り降りできることとしていることから、その利用について一層の周知、広報を進めてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましても、御理解いただきますようお願いいたしますとともに、本議会に係る条例を提案しておりますので、よろしく御審議いただきますよう、併せてお願いいたします。

以上、本別町議会第１回定例会行政報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、高橋教育長、御登壇ください。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕 本別町立仙美里小学校の統廃合に向けた経過について報告させていただきます。

本別町立仙美里小学校につきましては、昨年の１２月の定例議会において、本別中央小学校への統合に向けた取組について経過報告をいたしました。その後の経過について報告いたします。

統合に伴う、児童の教育環境の変化に対応するため、継続して教職員間での連携・協議の下、統合後の良好な教育環境の構築に資するための取組を進めております。

閉校記念事業等の取組については、２月２３日に仙美里小学校体育館において閉校記念式典と惜別の会が開催され、在校生をはじめ、歴代校長・同窓生など約２５０人が出席し、在校生による発表では、昨年の学習発表会の演目をリメイクした仙美里小学校のあゆみが披露され、仙美里小学校の１２４年の歴史を振り返るとともに、万感の思いの中、閉校を惜しみました。

なお、３月２４日には卒業式に併せて閉校式を予定しており、３月３１日をもって仙美里小学校は閉校し、４月からは本別中央小学校への統合となりますが、統合後も両校の児童が楽しく学校生活を送れる教育環境を構築するための取組を進めますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで行政報告を終わります。

◎日程第７ 承認第２号

○議長（篠原義彦） 日程第７ 承認第２号専決処分の承認を求める件〔令和６年度本別町一般会計補正予算（第１４回）〕を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 承認第２号専決処分の承認を求める件について、御説明を申し上げます。

令和６年度本別町一般会計補正予算（第１４回）について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正につきましては、先ほど行政報告でありましたように、2月3日から4日にかけての降雪による道路排雪費用を計上したのですが、早急に作業にとりかかる必要があります、議会を開催する時間的余裕がありませんでしたので専決処分を行なったものです。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,007万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億7,206万6,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出であります、8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費、13節使用料及び賃借料、借上料、各種機械5,007万2,000円の増額補正は、道路排雪に要する重機借り上げ費用を計上したものです。

上段の1、歳入であります、借上料総額5,007万2,000円の財源を、18款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金で賄うものとして増額補正を行なうものです。

以上、令和6年度本別町一般会計補正予算（第14回）の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいま行政報告でもお話があったとおりでございまして、2月3日の夜から4日にかけての大雪で、過去に例を見ない大雪の対応で重機の借り上げということでの御説明をいただいたところでございます。これら対応に関して、管内でも多く雪が降った本別町で管内の他地方公共団体と比較することはいかがかと思えますけれども、本別町においては公式LINEも利用して排雪のスケジュールなんかの発表もして、すばらしい判断ではなかったのかなと捉えた上でお伺いをいたしますが、この5,000万円超ということで、金額も高額になっておりますので、この積算の内訳についてお伺いをいたします。

各単価、どういうものを幾らで借りてとか、支出先が何件に及ぶのかとか、そういった点について、出来得る限り詳細お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

このたびの排雪作業に伴いまして、予算を組まさせていただいております。

今御質問ありました内訳でございます。

1日当たりでございます。8時間作業として計算してございます。まず、タイヤショベル15トンクラス、1時間1万2,100円、バックホー0.4クラス8,250円、

ミニショベル0.4クラス同じく8,250円、ダンプトラック10トン8,250円掛ける3台19万8,000円、あとバックホーを輸送するための重機運搬トレーラ10キロまで1万7,600円、これは行き帰りということで往復2台分で3万5,200円、ここまでの小計で46万2,000円となっております。

これを今回排雪に当たりまして、建設業界のほうの皆さんとお話をさせていただき、5班体制ということでさせていただきました。今の1日当たり全体で46万2,000円掛ける5班イコール231万円。これが5班体制の1日当たりの金額となっております。

それとは別に、雪捨て場2か所におけます南、これは愛のかけ橋の横の河川敷、あと北、これについては明治乳業の前の河川敷ということで、そこにタイヤショベル15トンクラス、これをそれぞれ1台ずつ配置してございます。金額につきましては1万2,100円の2台ということで19万3,600円となっております。

これらを最初の231万円と今話しました19万3,600円を足しまして、250万3,600円という形になります。

それに日数としまして、出動一応2月7日最短で始めましたけども、2月いっぱいには終えたいということで、休み日曜日は除くというようなことも含めまして、全体で20日間という形で計算をさせていただきまして、250万3,600円掛ける20日ということで5,007万2,000円という内容となっております。

またもう1点、どのぐらいの業者の御協力、一緒にやっておられるかという部分でございしますが、協会としては25社ということでなっておりますが、重機も含めて12の業者が御協力いただいていると、その中で5班体制を作り進めてきたところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 建設業協会の御協力の申出という部分については報道もされていたところで、おそらく頼もしく思っていたいた町民の方も多くいらっしゃると思います。こうした判断によって排雪作業が速やかに行なわれたわけでございますけども、この大雪から始まってこの排雪作業一連の中で、例えば感謝のお声、または苦情等様々そうしたお声があったであろうと思いますが、これらに関連するような声、どのようなお声が寄せられたのかという点、概要をお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

これらの作業中における町民のお声ということで、当然苦情という部分につきましては今回大雪ということもありまして、お電話のほう全体で70件ほどいただいております。10件は車両センターのほうにいただいた、後は残り60件は庁舎内ということで、初日これ4日ですか、あと5日合わせて2日間が集中して30件程度ずつきてございます。内容としては、苦情といいましょうか、やっぱり今回大雪だったものですから、いつ道が開くのかということがほとんどの内容でございました。いつもよりは苦情という部分の内容につきましては、町民の皆様、御理解をいただいた中で少なかったのかなと

思っています。

また逆に、お褒めといいましょうか、その分については迅速に動いたということも評価していただいた中で、町民の声の方から今回早かったよというようなこともいただいているところでございます。以上でございます。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから承認第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は報告のとおり承認されました。

◎日程第8 議案第10号

○議長（篠原義彦） 日程第8 議案第10号令和6年度本別町一般会計補正予算（第15回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 議案第10号令和6年度本別町一般会計補正予算（第15回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、各事業の事業費確定による計数整理が主なものとなっております。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,939万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億4,267万4,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたしますが、先ほど申し上げましたとおり、今回の補正は大部分が事業確定による執行残等の計数整理となっております。

23ページ、24ページをお開きください。

2、歳出の中段、2款総務費、1項総務管理費、25ページ、26ページをお開きください。

中ほどの2目広報広聴費、10節需用費、印刷製本費、広報ほんべつ108万円の増額補正は、広報本紙の累計ページ数の増によるものであります。

27ページ、28ページをお開きください。

下段の１０目まちづくり推進費、７節報償費、記念品代、ふるさと納税９９０万円の減額は、返礼品割合を見直したことによるものです。

２９ページ、３０ページをお開きください。

１４目基金費、２４節積立金は、基金積立金を減債基金２,０７７万円、農業振興基金１,０００万円を今回積み立てるもので、その内減債基金の積み立ては、１２月にありました普通交付税の追加交付のうち臨時財政対策債償還基金費分を積み立てるものです。

次に、飛びまして３５ページ、３６ページをお開きください。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、１８節負担金補助及び交付金、補助金、エネルギー・食料品等物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金１１０万円の減額補正は、給付件数の確定によるもの、その下の１９節扶助費、本別町福祉灯油事業４６８万円の減額補正は、給付対象世帯数の減によるものです。

飛びまして、４７ページ、４８ページをお開きください。

６款農林水産業費、１項農業費、中段の３目農業振興費、１８節負担金補助及び交付金、補助金、下から２つ目の担い手確保・経営強化支援事業２,８８７万円の増額補正は、省力化農業転換に係る機械等の導入について国庫補助が採択されたため増額するものです。

続きまして、５１ページ、５２ページをお開きください。

２段目の７款１項商工費、２目商工業振興費、１８節負担金補助及び交付金、補助金、起業家支援奨励事業２４０万円の増額補正は、認定件数の増によるものです。

次に、飛びまして５９ページ、６０ページをお開きください。

下段の１０款教育費、２項小学校費、１目学校管理費、１０節需用費、修繕料、学校施設９９万円の増額補正は、本別中央小学校給食配膳用の昇降機の修繕のため増額するものです。

６７ページ、６８ページをお開きください。

５項保健体育費、中段の３目学校給食費、１０節需用費、修繕料、機械器具２７万６,０００円の増額補正は、スチームコンベクションオーブンの温度センサー故障等機器の修繕が必要となったことによるもの、その下、賄材料費、学校給食１３６万２,０００円の増額補正は、野菜等の価格高騰によるものです。

以上、歳出を終わり、戻りまして９ページ、１０ページをお開きください。

１、歳入ですが、上段の１款町税、１項町民税、１目個人、１節現年課税分、個人所得割３,１０５万８,０００円の減額補正は、課税対象所得が当初見込額より減少したことによるもの、２目法人、１節現年課税分、法人税割１５２万６,０００円の増額補正は、各種法人等の課税標準額が増額となったことによるものです。

２段目の２項１目固定資産税、１節現年課税分、家屋１２８万円の増額及び償却資産７１３万４,０００円の増額補正は、課税標準額の増額等により調整するものです。

１１ページ、１２ページをお開きください。

上段の１０款１項１目１節地方交付税３,０４４万１,０００円の増額補正は、普通交付税の確定によるもので、確定額は３０億４,８６２万９,０００円、前年度対比３．８％、

金額では1億1,135万2,000円の増となっています。

15ページ、16ページをお開きください。

中段の15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金、強い農業づくり事業補助金、担い手確保・経営強化2,887万円の増額補正は、歳出で説明いたしました省力化農業転換に係る機械等導入に係る補助金を計上するものです。

次に、飛びまして19ページ、20ページをお開きください。

上段の18款繰入金、2項基金繰入金、合計2,603万7,000円の増額補正は、各種基金繰入事業の決算見込みによる調整で、歳出で計上しております基金積立金と合わせまして、財政調整基金は4億2,190万2,000円を取り崩し、1億1,300万6,000円を積み戻すこととなり、現時点での年度末基金残高は6億5,663万8,000円となる見込みで、減債基金につきましては、年度末で3億4,772万6,000円となる見込みとなっています。

今回の補正により、土地開発基金を除く全基金の現時点での年度末現在高は、前年度より4億5,257万5,000円減の22億3,229万6,000円程度となる見込みとなっています。

なお、3月末に特別交付税及び、消費税等の各種交付金が確定しますので、令和6年度末の最終現在高は変更になる予定となっております。

下段の20款諸収入、4項1目7節雑入、21ページ、22ページをお開きください。

上段の1番下、居宅介護支援事業人件費負担金890万円の増額補正は、社会福祉協議会で実施している居宅介護支援事業収入のうち、町からの派遣職員人件費見合い分を負担金として受け入れるものです。

下段の21款1項町債、1目総務債1,800万円の減額から5目消防債80万円までの減額補正は、事業費の確定による調整、その下、7目臨時財政対策債5万7,000円の減額補正は、発行可能額の確定による調整です。

以上、歳入を終わりました、次に5ページにお戻りください。

第2表、繰越明許費補正ですが、1、追加。4款衛生費、2項清掃費、事業名、十勝圏複合事務組合下水道建設負担金、汚泥処理設備更新分、金額2,000円は、物品調達に時間を要し、年度内で完了できないことによるものです。

6ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正ですが、1、変更は事業費の確定により限度額を変更するもので、事項、北海道市町村備荒資金組合防災資機材購入、冷風機、限度額142万9,000円を113万6,000円に、事項、北海道市町村備荒資金組合車両購入、一般公用車、限度額234万1,000円を178万4,000円に、事項、北海道市町村備荒資金組合車両購入、公園維持管理用草刈り機、限度額680万9,000円を653万4,000円に、事項、消防庁舎新築工事实施設計、限度額1億1,833万8,000円を9,680万円に、事項、北海道市町村備荒資金組合防災資機材購入、調光設備、限度額491万7,000円を488万1,000円に、事項、北海道市町村備荒資金組合車両

購入、学校給食共同調理場公用車、限度額 1 5 4 万 9,000 円を 1 4 3 万 4,000 円にそれぞれ変更するもので、期間については変更ございません。

7 ページを御覧ください。

第 4 表、地方債補正ですが、1、変更は、事業量、事業費の変更、確定に伴い限度額を変更するもので、起債の目的、一般補助施設整備等事業、限度額 2,400 万円を 2,210 万円に、起債の目的、緊急防災・減災事業、限度額 1 億 3,720 万円を 1 億 2,220 万円に、起債の目的、公共施設等適正管理推進事業、限度額 930 万円を 550 万円に、起債の目的、緊急自然災害防止対策事業、限度額 2,080 万円を 2,060 万円に、8 ページをお開きください。

起債の目的、辺地対策事業、限度額 1 億 5,200 万円を 1 億 5,020 万円に、起債の目的、過疎対策事業、限度額 2 億 4,980 万円を 2 億 2,370 万円に、起債の目的、臨時財政対策債、限度額 9 2 9 万 8,000 円を 9 2 4 万 1,000 円にそれぞれ変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 15 回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午後 0 時 0 3 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第 10 号一般会計補正予算についての質疑からといたします。

まず、歳出からとし、一括とします。

23 ページから 70 ページまで、ございませんか。

藤田議員。

○7 番（藤田直美） それでは 25 ページ、26 ページ、2 款総務費、第 1 項総務管理費、5 目財産管理費、備品購入費 17 節、施設等備品、エアコンの 633 万円の減額補正ですが、減の理由、予定されたところに付いたのかという確認をしたいと思います。

次に、35 ページ、36 ページ、3 款民生費、第 1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、扶助費、本別町福祉灯油事業 468 万円の減額補正、これは対象世帯数の減という御説明がありましたが、必要な方には行き届いたのか、周知について十分であったかという点について、伺いたいと思います。

次に、51 ページ、52 ページ、7 款商工費、第 1 項商工費、2 目商工業振興費、18 節負担金補助及び交付金中、起業家支援奨励事業に関してですが、この 240 万円の増額補正となっております。申請者が増えたということですが、積算の根拠、起業される業種について伺いたいと思います。

また、67 ページ、68 ページ、10 款教育費、5 項保健体育費、3 目学校給食費、10 節需用費中、賄材料費 136 万 2,000 円の増額補正となっております。野菜等の物価高騰による野菜等が高くなったからという御説明がありました。今年度途中、補正

もあったかと思うんですが、全体でどれぐらい、何％ぐらいといいますか、増えたのか。また、これはいつまでの分と考えているのか、伺いたいと思います。

以上４点について伺います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） まず、私のほうから財産管理費のエアコンについて答弁させていただきます。

エアコンにつきまして、予定していたのが集会場に付きまして、各集会場に２台ずつということで予定をしております、こちらにつきましては全て２台ずつ付けてございます。

こちら減額した理由でございますけれども、当初予算組んでいたときには結構高性能なエアコン予定してございましたが、付けるに当たって事業者、あと集会場の運営委員会の方とお話をさせていただいて、この程度できちっと冷えますよっていうのを確認させていただきまして、ちょっと性能の落ちるものを付けさせていただいておりますので、これだけの減額になったところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） ２問目の質問に答弁させていただきます。

民生費の福祉灯油事業でありますけれども、こちらのほうにつきましては国の特定公的給付事業に指定されていないものでありまして、我々が直接プッシュ式でできるような補助金にはなっておりません。

当初６４０件ほど見込んでおりましたけれども、収入制限今回設けておりまして、１人８０万円以下というような形の中で給付を行なっているところであります。こちらのほうで当初多く、これぐらいであろうかというところで見積もっておりましたけれども、実際のところは非常に少ないというような件数で、２８０件を今見込んでいるところであります。

こちらのほうの周知につきましては広報ほんべつ、また、かけはしで、毎回募集をしてから広報のほうに掲載をさせていただいておりますし、民生委員・児童委員のほうにも制度の内容を周知図りまして、お声掛けをいただくような形でお願いをしているところでございます。

こちらのほうについても、必要な方に周知をしながら申請をいただいている現状であります。以上です。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

まず、起業家支援なんですけれども、業種につきましては飲食業になります。

積算の根拠につきましては、労務費が５４０万円、賃借料１８万円、設備投資、店舗の改修が３０５万円ということで、トータルで８６３万円の計画になっております。そのうち、要綱で定めているのが、マックス３００万円の、２分の１で３００万円の支出となっておりますので、今回２４０万円増額になっているんですけれども、起業家支援の中で新商品の開発っていうのを６０万円予算持ってます、今年度その支出がないもんですか

ら、その60万円と今回の240万円を足して300万円を支出するというような形になっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） それでは、私のほうからは賄材料費の関係について答弁させていただきます。

まず、賄材料費については今回初めての補正となっております。何%増えたかというところでございますが、こちらについては約4.2%の増となっております。

この増額分についてなんですが、いつまでかということですが、3月末までの金額となっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） まず、福祉灯油事業なんですが、再質疑させていただきます。

現在まだ期間中ということで、見込みという考え方でよろしいのかどうかを伺いたいと思います。

また、起業家支援についてですが、この事業に関しては事業開始となっているのか、開始はいつなのか、年度内の支給になるのかどうかという点について、伺いたいと思います。

もう1点、賄材料費に関してですが、今後も物価高騰というのは続くことが予想されておりますが、仕入れなどの工夫、生産者から直接仕入れるなどの工夫など何か行なわれたのか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 藤田議員の質問に答弁させていただきます。

こちらのほうにつきましては、おっしゃるとおりまだ募集中でありまして、見込みというような状況になっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） 事業開始なんですけども、正確なちょっと数字を押さえてないんですけど、11月の下旬に事業を開始しております。審査会、11月の下旬に開催しているんですけども、そのときに認定がちょっと保留になりまして、12月1月2月分の経営の実施を見て判断をするということで、2月分昨日、事業者の方みえられて提出していただきましたんで、本日付で認定ということで考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 賄材料費の仕入れの工夫というところなんですが、取り組んだことにつきましては、まず価格が高騰している野菜等は使わない、それに代わるような野菜を使って仕入れのほうの工夫はしております。以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 起業家支援の関係なんですが、年度内の支給、本日認定ということで、年度内支給ということで間違いはないのか伺います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

年度内の支給を予定しております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それではまず歳出、2款の総務費でございます。

27ページ、28ページ、9目企画費の12節委託料で業務委託料、高齢者等生活交通支援事業215万円の減額提案がございます。こちらいわゆるハイヤーチケット事業の部分でございますが、この200万円以上の高額な減額補正となる背景や理由等、提案に際しての分析等をどのように行なっているのか、お伺いをいたします。

2点目、その下でございます。10目のまちづくり推進費の7節報償費、記念品代でふるさと納税990万円の減額補正、こちら返礼品の割合の見直しという御説明をいただいたところでございますが、具体的にどのようなものなのか、もう少し内容について詳細をお伺いをいたします。どのようなもので、どのような影響があったのか、なかったのか、効果等も含めてお伺いをいたします。

続きまして、45ページ、46ページ、4款衛生費でございます。病院公営企業費、18節負担金補助及び交付金中、負担金、救急医療確保経費4,700万円、2つ下、不採算地区病院運営経費5,000万円の計上がございます。こちらの必要性や用途等について詳細お伺いを致すものと、併せて、これら一般会計からこれらの補正を行なうことによって繰出金というものがどのように変遷していくのか、いわゆる財源の内訳とともにお伺いをいたします。令和6年度の見込み、この提案時点での見込みについてお伺いをいたします。

続きまして、7款の商工費でございます。2目商工業振興費の18節負担金補助及び交付金、補助金中、起業家支援奨励事業で240万円の計上がございます。ただいまも御答弁いただいたところでございますが、こちらのこの提案に際し、その他年度において相談等を受けている事業というものがありませんけれども、それらがもろもろの事情で進んでいなかったという事実も確認されておりますが、それらについてはこの年度内のものには当然ならないだろうと察するところでございますけれども、その辺この起業家支援の奨励事業のフロー、どういう流れでね、進んでいくのかというものについて所管課の窓口で確認を行なったところ、明確なものがちょっとなさそうなニュアンスで受け取ったところですが、この辺起業家支援の奨励事業の提案に際して、その他のいわゆる話が進まなかった事業等についてはどのような取扱いを行なうつもりで本提案となっているのか、お伺いをいたします。以上です。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） お答えいたします。

私のほうから、ハイヤー券の事業の部分なんですけれども、今年の利用状況なんですけれども2月27日時点までのタクシー券交付希望者につきましては431人という状況でして、昨年比べて4人増という状況ではあるんですけど、おおむね昨年と同じと捉えて良いのかとは思っております。

それでどうして減ってるのかっていう部分につきましては、ちょっとこちらとしても

分りかねる、計りかねる部分はあるんですが、年齢構成なり地域別の分布に見ましても、特段大きく変わるような部分もございませんので、何が原因なのかというのはちょっと計りかねる部分が多いというところではございます。

ちょっとあと2か月、利用額につきましては、委託費の利用額につきましては、1月利用分までの金額において、令和3年度並みぐらいかなと捉えてますので、令和3年4年並みかなと捉えてますので、それでいくとやはり令和5年からちょっと落ちるのかなというところですけども、すいません、ちょっと計りかねる部分があるというところではございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

ふるさと納税の記念品ですけども、減額の理由としましては、総務省の指導によりまして返礼品の割合については寄付額の3割以内、全体経費は寄付額の5割以内というところで指導を受けているところではございます。その中でその50%に収めていくために今回の返礼品の割合を27%から24%に下げしております。

効果としましては、できるだけ返礼品の質を落とさないようにというところで、今回返礼品率を下げておりますので、1月末現在の寄付額につきましては、昨年度と比較しても1,000万円程度増えているというところでありますので、効果とってどうかというところかどうか分からないですけども、寄付額には影響は出ていないかなというところではございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸） 病院公営企業費のうち18節負担金補助及び交付金の部分でございます。

救急医療確保経費と不採算地区病院運営経費を合わせまして9,700万円、今回増額をして算定しているところではございます。こちらにつきましては、病院事業会計におきます収益のうち医業収入、入院外来の収益の部分でございますが、こちらが年度当初予算と比較いたしまして決算見込み時において約1億5,500万円減額になる見通しでございます。

こういった状況も鑑みまして、年度末で病院事業会計におきます資金不足とならないようにすることが必要ということでございますので、そういった部分を考慮いただきまして今回この提案に至ったところではございます。

今回の補正によります繰入金の合計額につきましては、まず収益的収支の部分でございますが、合計で4億7,567万2,000円となります。当初の予算額から比べますと9,642万円の増、令和5年度前年度の決算と比較いたしますと約3,500万円ほどの増となる状況となっております。

また、財源の部分でございますが、こちらの今回出資金で資本的収支のほうの調整もしております。こちら合わせますと5億9,772万5,000円、約6億円の今回繰入れの見込みとなっております。

その財源内訳でございますが、そのうち普通交付税が約1億1,300万円、特別交付

税が1億2,200万円、電源立地交付金財源が約1,000万円、過疎債が1億2,000万円、残り差引き一般財源となりますが、約2億3,200万円が一般財源の内容となる見通しでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

起業家支援の関係なんですけども、今議員御指摘のとおり、1件進んでないという案件がございます。

フローにつきましては、基本的には申請書をまず商工会のほうに提出をしていただきます。その後、商工会のほうで確認をしていただいて役場のほうにそれが流れてくる、その後相互で、商工会や町のほうで確認を再度しまして審査会を開くという形になっております。

その案件の取扱い、今後どのようにするかっていうところなんですけども、それについては、令和6年度の奨励金とはならないんですけども、3月28日に審査会を開いて申請書に対しての審査をするという予定でいます。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、1点目にお伺いいたしましたハイヤーチケットの部分、高齢者等生活交通支援事業の部分についてでございます。

なかなかこれ、分析が今の時点でできていないということであれば、これからのね、流れも推移も見て改めて判断ということになると思うんですけども、これやはり高齢者等の公共交通、いわゆる足の確保というのは当然町にとっても重要な課題であると、これはもう共通認識を持てているという前提でお話をしますけれど、もし何か今のようの特段利用者の人数にも大きな変化がない、なかなか分析が難しいということであれば、行政としては当然、例えばアンケートを取るですとか、何らかのアクションということとは当然想定された上での御提案、現状分析となっているのか、改めてお伺いをいたします。

2点目にお伺いいたしましたふるさと納税の関係についてでございます。こちら改めてお伺いをいたしますと、こちら出店者等についても特段大きな何か影響等というものはなく、お声含めてということでございますけども、行政としても何か把握していることは、特段そうした混乱や何か要望等もないということによろしいのでしょうか。その辺背景、提案に際しての背景を改めてお伺いをいたします。

続きまして、4款衛生費の救急医療確保経費及び不採算地区病院運営経費約1億円、9,700万円、1億円の繰出しの部分についてでございますが、御答弁から昨年と比してもやはり業績としては悪化しているというところが分かったのですが、今現時点での見通しも受けた中で、いわゆる赤字補填だということも分かりました。入院患者、外来患者ともに減に伴う減収というところ、それら赤字を埋めるためということも分かりますし、資金不足を発生させないためにということについても理解はできるんですけども、これ当然経営強化プランというものも今年度使い始めて、その初年度であるわけなんですけども、当然、もう既にこうした補正が組まれるということは、そのプラン計

画どおりにもなっていないということのあかしでございますが、それがさらに輪をかけてね、こうした補正も必要になっているという現状が今露呈したんですけれども、これ大丈夫なんだろうかね。病院の運営及び町財政というものを総体的に勘案して、大丈夫なんですか、このまま行って。お伺いをいたします。改善の兆し等があるのか、町財政の大きな負担というものにならないで大丈夫なんですかという点、お伺いをいたします。

併せて、こうした収支の部分、公的病院の一定の赤字体質というものについては一定の理解をした上でお伺いをいたしますが、こうした財政、補正予算等によって繰り出し、一般会計からの繰り出し、病院にしては繰入れということをして赤字補填を行なっているわけなんですけれども、これに伴って、この提案に際してですけれどもね、働いている方、医師及び看護師等医療従事者の方々、またこの医療サービスを受ける町民をはじめとした患者たちのこれらの方々の満足度というのは高まっていると捉えてよろしいんですか。収支は悪化しているけれども、医療サービス、働く環境、これらは充実してるよ、改善してるよって捉えてよろしいのかお伺いをいたします。

続きまして、起業家支援の部分についてでございます。フローとして商工会との連携というものも分かりました。1件相談が進んでいなかった事案についてでございますけど、こちら3月28日に審査会を開いてというところで、当然あえて言及はいたしませんけれども、もろもろその相談者、申請者の責任によらない、申請者の責によらない理由でこうして遅れているという事実もあるわけなんですけれども、所管課としてはそれらについては、その申請者の方々におわびを含めて事情の説明等も行なって、今後については迅速に進めていくと。また今後はこういうことが起きないように事後対策というものもとっていくよという上でのこうした補正予算提案となっているのか、現状の実態についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） お答えいたします。

ハイヤー券、タクシー券の配布事業の部分ですけれども、現状ちょっと計り知れない部分もあるというところではございますけれども、予算の減額につきましては前年の執行状況も勘案した上での調整ということにはしております、事業者からこれまで聞いた中では、年度末期限3月31日までとしておりますので、駆け込みで使ったりっていう部分もあるよっていうお話を聞いておりますので、そういった部分からすると、昨年まではいかないかもしれないですけれども、多少伸びていくのかなとは捉えております。

また、そういった状況を踏まえながら、先ほど行政報告にもありましたけれども、これからの取組という部分でいきましては、町有バス廃止に伴いまして、町内の公共交通機関、こんなのありまして、こう使えますよといった御案内を町広報紙等で周知していきこうと現在準備しているというところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

ふるさと納税の返礼品ですけれども、率を下げる関係につきましては、事業者のほうと協力をしながらやっているということで、特に要望ですとか混乱というのはございませ

ん。以上です。

○議長（篠原義彦） 小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸） まず1つ目の病院としての経営、あるいは町財政の部分でございます。

当然、当初予算の枠内で一般会計の繰入金につきましては、その範囲内で運営が、病院経営ができれば一番よいことだと私も思っております。毎年ですが、この時期、年度末でのこの繰入れの増額という部分におきましては、今回特に今年度のいわゆる収益、収入の部分についても過去最低ともなるかというぐらいの医療収益が少なかったという部分でございますので、そういった部分では年度末のこの時期でのこういった繰り出しの増額という部分については、町の財政にとっても大きな、何て言うんでしょうか、大変な財源を繰り出しいただいていると捉えているところでございます。

私どもといたしましては、いかに限られたリソース、資源の中でいかに収益を上げていくかというところで、少しでもこの一般会計に負担増とならないような形で今後も進めていくことが必要と思っておりますし、そういった取組をしていく必要があると考えているところでございます。

また、満足度の部分でございますが、患者あるいは職場、職員含めてということでございますけれども、様々な研修等、あとは業務の対応の見直しであったり、そういったことを日々改善できるところは改善していつているという中で、飛躍的に満足度が上がったかと言えば、飛躍的に上がっているということではないとは思いますが、徐々にそういった満足度は高まってきているのかなと思っております。

つい先日も業務改善委員会、若手中心のいわゆるいろんな職種が集まってお話をさせていただく機会が、そういう検討チームの会議があったんですけども、やっぱり病院に対して前向きにいろいろ議論ができる、意見が言える、そういった、しかも同じセクションではなくてセクションをまたいだメンバーでそういった話ができる、すごくいいことだよなといったような、そういった職員の声も聞かれておりますので、そういった環境が徐々に進んできているのかなと捉えているところでございます。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

起業家の支援の関係ですけれども、申請者に対してはこのことが分かってすぐ商工会と協議をしまして、商工会のほうから代表しておわびを申し上げるというところで、すぐおわびをしているところでございます。あと、事後対策につきましては、基本的にはもう情報共有の徹底かなと考えておりますので、申請書が上がってきた段階で対象になる、ならない別にして、役場と情報共有しながら今後進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

丑若議員。

○3番（丑若浩行） それでは48ページ、農業振興費の中で、負担金補助及び交付金、その中の農業次世代人材投資事業交付金並びに新規就農者支援事業の減額の内訳をお伺

いたします。

また、その下、担い手確保経営強化支援事業につきまして、その内容とお知らせしていい範囲内でお伺いをいたします。

58ページ、消防費中7節消防団員退職報償金ということで予算が計上されておりますけれども、何名程度退職なされたのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 上原総務課主幹。

○総務課主幹（上原章司） お答えいたします。

退職団員の人数でございますけれども、1名の方の退団となっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 留田農林課長補佐。

○農林課長補佐（留田桂史） お答えさせていただきます。

まず、農業次世代人材投資事業の部分でございますが、こちら当初3組600万円ということで計上しておりましたが、いずれも交付対象の要件の一つがそれぞれ対象としない要件がありまして、全て対象外となってしまったため、全額予算を減額しているところでございます。

新規就農者等支援事業につきましては、予定していた方々全員交付対象となっているんですが、固定資産税の部分、当初見込んでいたよりも実績のほうが減額となっておりますので、その実績に応じて減額させていただいております。

また、担い手確保経営強化支援事業についてですが、こちら農林水産省の担い手確保経営強化支援対策、融資主体型の事業になっておりまして、勇足東地区の農業者1件が経営発展に関しての省力化農業機械の導入ということで、自動操舵システム付きのトラクター1台、フロントモアコンディショナーという機械1台の導入に対しての支援をするものでございまして、事業費につきましては6,351万4,000円、こちら消費税込みの金額になっておりまして、そのうち補助対象分は消費税を抜いた5,774万円で、補助率2分の1以内の事業になりますので、その補助対象経費の2分の1、2,887万円を今回計上させていただいております。以上です。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） 続けて、農業次世代人材投資事業交付金でございますけれども、その対象にならなかった要件、差し支えない範囲でお聞きいたします。

○議長（篠原義彦） 留田農林課長補佐。

○農林課長補佐（留田桂史） お答えさせていただきます。

こちらこの農業次世代人材投資事業ですが、国の規定に基づく事業になりますが、いずれの方もいくつかある補助要件のうち所得要件を満たさなくなったため、交付の対象とならなかったということになります。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 歳出をこれで終わります。

次に、歳入、繰越明許費、債務負担行為及び地方債補正を一括といたします。

5ページから22ページまで、ございませんか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは11ページ、12ページでございます。13款使用料及び手数料、5目商工使用料、2節観光使用料、うち御所使用料が47万2,000円、その上、静山キャンプ村使用料が3万6,000円、本別公園使用料のボート、これが2万8,000円ということで、トータル53万6,000円の計上がございます。

こちらの提案に際しての分析をどのように行なった上での御提案となっているのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

この公園の使用料の関係ですけれども、実績に基づいて今回増額の補正をさせていただいてます。公園自体は若干ですけれども、利用人数減っているんですけれども、やっぱりこういった遊具ですとか宿泊施設が人気があるというところで伸びているのかなというところで判断をしているところです。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） この御所の部分についてで言うと、冬期の利用者についてはどのような分析でしょう。私が把握するところであれば、そう多くはないのかもしれませんが、しごと体験交流館が使えない代わりにこちらを利用しているという方も複数件、そういうお話も聞いております。冬期の利用についてはどのような実態と分析の上での御提案なのか、お伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

冬期の関係につきましては、実は今年、去年から見ると8棟ほど少なくなっております。ただ去年で43棟、今年が今のところ35棟というところで、今段階では8棟ほど少なくなっているんですけれども、大体こういう30代後半から40件ほどのところで推移をしていますので、ある程度の人気はあるのかなと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 冬場、今年は昨年に比較して微減と、現状においては微減というところがございますけれども、当然この冬期の観光入り込みというのは本町に限らず、どこも課題ではあると思います。そうした中で、これら入り込みされた方にアンケートを取ったりもして思うんですけれども、こういう方たちの動線とか目的とかっていうものについてはどのように分析となっているのか、提案に際しての御認識をお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

アンケート調査をしているんですけれども、まだちょっと全部集計していないところなんですけれども、私が知る範囲では、宿泊される方についてはやっぱり町内で買い物、当然夕食ですとか次の日の朝食を買い物をして御所に宿泊するという話は伺っているところです。

あと、今回ちょっと少ないんですけども、今回の大雪でキャンセルされたところもありますので、そういったところで若干下がっているのかなというところで見込んでます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、一般会計補正予算（第15回）について、反対の立場で討論を行ないます。もろもろ主に執行残が理由でもろもろ御説明等いただいたところでございますが、うち特に看過できない部分についてでございますが、いわゆる病院に対しての繰り出しについてでございます。

御答弁からも分かったところでございますが、令和6年度の当初の病院の繰入れ、病院から見た繰入れの目標値としては約3億8,000万円で見込んでいたところを、御答弁から現状の見込みとしては今年度4億7,567万2,000円というところで、9,642万円、約ほぼほぼもう1億円近い予算を、当初の見込みを超過しているところが明らかになりました。

本年度、皆さん思い起こしてほしいんですけども、先ほども私質疑の中でも言及いたしました、本別町国民健康保険病院経営強化プランというものが示されております。その初年度ですよ、これだって皆さんで何か知恵出し合ってなんか書きましようよっていうものではなくて、コンサルに384万3,000円の予算提案がなされて作成されたものです。これがあくまでも参考程度とかっていうものではなく、やはりきちんとした計画プランですから、計画というもので、それがもう初年度の時点で達成できないどころか昨年よりも悪くなっていると。これ今後どうなっていくんですかっていうお話なんです。それでいて公的病院については一定程度、こうした赤字体質っていうのは、そこはもう皆さん重々承知しているところだと思いますし、私自身もその認識があります。しかるに、では病院を受診する患者、多くの町民の皆様を初めとした患者、またそこで働く医師、看護師等々の医療従事者の方々、この人方が、じゃあどういような職場の環境改善できてるんですか、医療サービス上がってるんですか。飛躍的なものはないというような御答弁でありました。雰囲気はちょっとずつっていうところがあるのかもしれないけど、本町の財政状況とか、病院のこれまでを鑑みて、ちょっとずつで本当に何とかなるんでしょうかね。もう本当にそんなこと言ってるような時期っていうのはもうとうに過ぎてるんじゃないでしょうか。1億円ですよ、1億円。なんかぽこっとポケットから1万円出したとかっていうレベルの話じゃなくて、これもこの一、二年の話じゃないんですよ。僕議員になって6年目でございますけども、それより前からこの赤字体質については議論がされてきたはずでございます。職場の環境や受けられる医療サービスについても議論がなされてきたはずでございます。そこがやはりこうした部分で変

わらず、こうしたいわゆる赤字の垂れ流し体質というものが変わらないのであれば、これを安易な繰り出しというものをしていくべきではないと考えるところでございます。しかるに、病院の運営というものも直ちに停止をするということではございませんので、理事者においては一旦差し戻して、改めてしっかりと今後の方針等も含めて、改めて御説明をいただいた上で判断をしていきたいと考えるところでございます。

よって、本提案については賛同するには至らないということで討論を閉じさせていただきます。以上です。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

藤田議員、御登壇ください。

○7番（藤田直美）〔登壇〕 議案第10号令和6年度本別町一般会計補正予算（第15回）について、賛成の立場で討論させていただきます。

このたびの補正予算は、大半が事業執行残の減額補正で、増額に関しては、本町で起業される方への支援、農業者の担い手確保、経営強化への補助など、物価高騰による学校等の燃料費、賄材料費の増額、また、救急医療経費など病院運営費への繰入れなどでございます。

財政が厳しい状況ではありますが、町民生活に直結した補正予算となっており、早期に実施するべきものとなっているので、賛成いたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者7人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第11号

○議長（篠原義彦） 日程第9 議案第11号令和6年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 議案第11号令和6年度本別町国民健康保険特別会計補正予

算（第5回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、事業完了や決算見込み等による計数整理などが主な内容で、歳入歳出不足分として繰り入れる基金の取り崩しの増額を行っております。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ933万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,418万7,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

7ページ、8ページをお開きください。

2、歳出であります。中ほどの2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金300万円の減額補正及びその下、6項1目傷病手当金22万円の減額補正は、それぞれ出生件数と申請件数の決算見込みにより事業費を減額するものです。

9ページ、10ページをお開きください。

上段の5款保健事業費、3項健康管理センター事業費、2目健康管理事業費、12節委託料、業務委託料90万9,000円の減額補正は、65歳以上のインフルエンザワクチン予防接種者の決算見込み減によるものです。

中段の7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、22節償還金利子及び割引料、精算償還金1万6,000円の増額補正は、令和3年度の国民健康保険災害等臨時特例補助金の額の確定により、補助金の一部返還が生じたことによるものです。

下段の7款諸支出金、2項繰出金、1目病院事業会計繰出金、27節繰出金1,485万7,000円の増額補正は、病院事業の事業費確定により調整するものです。

以上、歳出を終わり、戻りまして3ページ、4ページをお開きください。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目1節出産育児一時金、補助金3万円の減額補正は、出生件数の決算見込みにより調整するものです。

4款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、1節保険給付費等交付金、普通交付金300万円の減額補正は、歳出の2款保健給付費で説明しました出生件数の決算見込みにより事業費を減額したことによる調整です。

その下、2節保険給付費等交付金、特別交付金、特別調整交付金分、市町村向け1,463万7,000円の増額補正は、歳出の2款保険給付費で説明しました傷病手当金22万円の減額及び7款諸支出金で説明しました病院事業会計への繰出金を増額したことによる調整です。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節その他一般会計繰入金のうち、出産育児一時金分200万円の減額補正は、出生件数の決算見込みにより調整するもの、健康管理センター施設管理分68万8,000円の減額補正及び健康管理事業分73万7,000円の減額補正は、歳出の5款保健事業費、3項健康管理センター事業費の減額補正に伴う財源の調整です。

その下の5節産前産後保険料繰入金1万7,000円の増額補正は、被保険者の出産に

かかる産前産後の保険料の減免が2件発生したため、その減額分を一般会計から補填するものです。

次の同じく6款繰入金の2項1目1節基金繰入金116万7,000円の増額補正は、歳入不足分を基金から繰り入れるものです。この繰入れにより令和6年度末の基金残高は2,209万2,000円となる見込みです。

なお、11ページ以降の添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、令和6年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） 歳出、9ページ、10ページでございます。

7款諸支出金の27節繰出金で、御説明では病院事業会計繰出金特別調整交付金の1,485万7,000円について、事業の確定によるものという御説明でございました。こちら事業の内容と積算内容について、改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） ただいまの質問にお答えいたします。

こちら病院の事業に関しまして、まず1つ目が救急患者受入れ体制支援、こちらの事業に対しまして60万4,000円の増、続きまして、代診医確保事業、こちらちょっと新規になりますけども15万3,000円の増額、もう1点が療養環境の改善、空調設備の整備ということで1,410万円の増額となりまして、全額道補助金からの繰入れと、道補助金をそのまま病院会計に繰り出すものとなっております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

藤田議員。

○7番（藤田直美） 出産育児一時金の関係なんですが、歳入歳出どちらにも関わってきますが、出生見込みという3月まだ末になってないので見込みということになると思いますが、現在の出生見込数は何人となっているのでしょうか。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

現時点で既の実績としましては3件ございますけれども、この後1件もしあればということで、4件分の予算を残しております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第 11 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 12 号

○議長(篠原義彦) 日程第 10 議案第 12 号令和 6 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 回)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長(宮口淳哉) 議案第 12 号令和 6 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、決算見込による計数整理となっております。

それでは、予算書の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 594 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,111 万円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

3 ページ、4 ページをお開きください。

下段の 2、歳出であります。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、18 節負担金補助及び交付金 594 万 3,000 円の増額補正は、保険料等の納付見込に合わせて広域連合への納付金を増額するものです。

上段の 1、歳入であります。1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料、1 節現年度分 585 万円の増額補正及び 2 節滞納繰越分 9 万 2,000 円の増額補正並びにその下、4 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目被保険者延滞金、1 節延滞金 1,000 円の増額補正は、保険料等の納付見込みによるものです。

以上、令和 6 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 回)の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(篠原義彦) これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第 12 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後 2 時 28 分 休憩

午後 2 時 40 分 再開

○議長(篠原義彦) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 11 議案第 13 号

○議長(篠原義彦) 日程第 11 議案第 13 号令和 6 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第 5 回)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長(長屋和幸) 議案第 13 号令和 6 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第 5 回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、介護保険料及び介護給付費の執行見込みに伴う介護給付費負担金等の調整、事業の完了等に伴う計数整理などが主なものであります。

予算書の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,939 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 6,355 万 7,000 円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により主なものについて説明をいたします。

7 ページ、8 ページをお開きください。

2、歳出ですが、上段の 1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、18 節負担金補助及び交付金 237 万 6,000 円の減額は、介護職等研修支援及び介護従事者就業支援等の執行見込によるものです。

下段の 2 款保険給付費、1 項介護サービス諸費、1 目介護サービス給付費、18 節負担金補助及び交付金 2,856 万 7,000 円の増額は、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費の執行見込によるもの、3 目高額介護サービス給付費、18 節負担金補助及び交付金 252 万 6,000 円の増額は、執行見込によるものです。

9 ページ、10 ページをお開きください。

上段の 4 目特定入所者介護サービス費、18 節負担金補助及び交付金 788 万 6,000 円の減額は執行見込によるものです。

3 ページ、4 ページをお願いいたします。

1、歳入ですが、1款1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料295万1,000円の増額は、決算見込によるものであります。

次の段の3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費国庫負担金1,281万6,000円の増額及び次の段の2項国庫補助金、1目調整交付金212万1,000円の増額は、国の内示によるものであります。

一段飛びまして、5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費道負担金237万5,000円の増額は、道の内示によるものであります。

5ページ、6ページをお願いいたします。

上段の7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節介護給付費繰入金291万5,000円の増額、2節地域支援事業繰入金160万1,000円の減額、3節その他一般会計繰入金244万5,000円の減額は、保険給付費及び地域支援事業等の執行見込に伴う財源調整によるものであります。

以上、令和6年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第5回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） 7ページ、8ページの1款総務費でお伺いをいたします。

18節負担金補助及び交付金、御説明もございましたが介護職等の研修支援事業等々でございます。こちら執行見込みということで延べ237万6,000円の減額補正が計上されてございます。提案に際しまして、現時点、提案時点に際しての実績をお伺いするとともに、本町のこの動向を、こうした介護人材の確保等の動向及び今後の見通しについてはどのように捉えた上での御提案となっているのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の御質問に答弁させていただきます。

8ページの負担金補助及び交付金の補助金237万6,000円の減額に対する実績等について答弁させていただきます。

まず、介護保険の研修費の事業費35万3,000円の減額でありますけれども、こちらにつきましては、従事者が資格取得等を行なう場合について助成をするものであります。当初予算といたしまして、40万円ほど見ていたんですけれども、こちらのほう5人ほど試験のほうに挑まれて合格される予定でありましたけれども、結果的にはケアマネ1名が合格したのみという形でありまして、その実績に応じまして減額をしております。

続きまして、初任者研修の7万3,000円でありますけど、こちらのほうも受講者から受講料等をいただいた中で決算を行ないまして、その中で7万3,000円が減額という形になっております。こちらのほうにつきましては、介護従事者ですとか、高校生等の方々に受講いただいているものになります。

その次の介護従事者就業支援等 135 万円の内訳でありますけれども、本年度といたしましては新規で就業された方が 4 名、継続が 20 名という形であります。また、町外からの通勤者という形で 4 名の方々にそれぞれ補助を行なっておりまして、28 名の実績となっております。こちらのほうにつきましては……、もう 1 点ありましたね。それと介護福祉士修学資金の 60 万円の減額でありますけれども、こちらのほうも当初 60 万円計上をしておりましてけれども、修学資金を借りる方がいらっしやらなかったという形の中で減額をさせていただいております。

こちらの事業の効果ですとか、動向という形でありますけれども、今お話しさせていただいたとおり、人数的には 28 名の方々に補助をお出しして継続的に働いていたり、新たに働いていただいているというような状況にありますし、先ほどの初任者研修の部分でありますけれども、高校生 1 名の受講をいただいて、その方が町内の介護施設にそのまま今年の 4 月に就職いただけるというような状況にありますので、こういった事業の成果は出ているものとも思っておりますし、各事業所、また数年前に働いている方々にアンケートを取った状況では、こういった奨学金ですとか支援金があることによって、本別町に働くことの後押しになっているというような御意見もいただいておりますので、今後とも内容の見直しも図りながら、働きやすい、また就職をしていただけるような取組にしていければと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第 13 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 議案第 14 号

○議長（篠原義彦） 日程第 12 議案第 14 号令和 6 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 6 回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 議案第 14 号令和 6 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 6 回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、特別養護老人ホームにおける緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支

援事業費補助金交付額の確定による増額、事業確定による執行残及び決算見込みによる計数整理が主なものとなっております。

それでは、予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５９２万３,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億４４８万７,０００円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

７ページ、８ページをお開きください。

２、歳出ですが、１款介護サービス事業費、１項１目施設介護サービス事業費、１節報酬、２節給料、３節職員手当等の補正は、執行見込による調整によるもので、１１ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

上段から５行目、１０節需用費中燃料費、Ａ重油４３万３,０００円の増額補正は、燃料単価の高騰及び執行見込によるものであります。

下段の２項居宅介護サービス事業費、９ページ、１０ページをお開きください。

２目介護予防支援事業費、２７節繰出金、介護保険事業特別会計繰出金、地域支援事業費３万９,０００円の増額補正は、事業費変更に伴う繰出額の変更によるものであります。その他につきましては、執行見込み及び執行残の調整であります。

以上で歳出を終わり、戻りまして、３ページ、４ページをお開きください。

１、歳入ですが、１款サービス収入、１項１目介護給付費収入４,２２７万４,０００円及び２目自己負担金収入１,０９１万１,０００円の減額補正は、令和８年度閉所に向けた利用者数の調整、短期入所サービス利用日数の増加及び令和６年３月提供分の居宅介護サービス計画費収入があったことによるものであります。

次の４款繰入金、１項他会計繰入金、１目１節一般会計繰入金４,５７９万２,０００円の増額補正は、事業執行見込みにより調整するものであります。

５ページ、６ページをお開きください。

７款道支出金、１項道補助金、１目１節緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金１６３万４,０００円の増額補正は、交付額確定によるものであります。

以上、議案第１４号令和６年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第６回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第１４号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第15号

○議長(篠原義彦) 日程第13 議案第15号令和6年度本別町水道事業会計補正予算(第5回)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長(加藤勉) 議案第15号令和6年度本別町水道事業会計補正予算(第5回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、収入では水道使用料の増額、一般会計繰入金の減額、支出では減価償却費の減額、資産減耗費の増額、そのほか事業費確定及び決算見込みによる減額、資本的収入及び支出では事業費確定による減額が主なものであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和6年度本別町水道事業会計予算、以下予算という、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第1款水道事業収益、第1項営業収益は383万2,000円の増額、第2項営業外収益は682万9,000円減額補正して、収入の総額を2億8,575万1,000円とするものです。

支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用は299万7,000円減額補正して、支出の総額を2億8,575万1,000円とするものです。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中1億3,048万6,000円を1億2,295万6,000円に、393万9,000円を324万6,000円に、8,222万9,000円を7,539万2,000円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第1款資本的収入、第1項企業債は10万円の減額、第3項負担金は20万円減額補正し、収入の総額を3,439万7,000円とするものであります。

支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費は783万円減額補正し、支出の総額を1億5,735万3,000円とするものです。

それでは、予算説明書により主なものについて御説明いたします。

4ページ、5ページをお開きください。

収入ですが、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益434万3,000円の増額は、営農用の決算見込みによる水道使用料の増によるものです。

2 項営業外収益、3 目他会計補助金 4 2 3 万 9,0 0 0 円の減額は、収支の調整による一般会計補助金であります。

4 目長期前受金戻入 2 5 9 万円の減額は、減価償却費の確定に伴う決算見込みによるものです。

支出の 1 款水道事業費用、1 項営業費用、4 目減価償却費 7 8 6 万 1,0 0 0 円の減額は、決算見込みによるものです。

5 目資産減耗費 5 1 7 万 3,0 0 0 円の増額は決算見込みによるものです。

次のページ、6 ページ、7 ページをお開きください。

中段になります、支出ですが、1 款資本的支出、1 項建設改良費、3 目営業設備費 7 5 4 万 2,0 0 0 円の減額は、工事請負費及び機械器具購入費の執行残によるものです。そのほかのものについては、事業費確定及び決算見込みによるものです。

補正予算書の 1 ページにお戻りください。

下段になります、企業債。

第 4 条、予算第 7 条に定めた起債の限度額を次のように改めるものであります。起債の目的、原水及び浄水設備建設改良事業の限度額 1 8 0 万円を 1 7 0 万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

次のページ、2 ページをお開きください。

他会計からの補助金等。

第 5 条、予算第 1 1 条中に定めた補助金の金額 9,5 1 6 万 4,0 0 0 円を 9,0 9 2 万 5,0 0 0 円に改めるものであります。

以上、令和 6 年度本別町水道事業会計補正予算（第 5 回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出など一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第 1 5 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 5 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 4 議案第 1 6 号

○議長（篠原義彦） 日程第14 議案第16号令和6年度本別町下水道事業会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第16号令和6年度本別町下水道事業会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、収入では下水道使用料の減額、一般会計繰入金の増額、支出では減価償却費の減額、資本的収入及び支出では、事業費確定による減額が主なものであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和6年度本別町下水道事業会計予算、以下予算という、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第1款下水道事業収益、第1項営業収益は84万1,000円の減額、第2項営業外収益は1万2,000円の減額、第3項特別利益は34万4,000円増額補正して、収入の総額を4億2,019万6,000円とするものです。

支出の第1款下水道事業費用、第1項営業費用は50万9,000円を減額補正して、支出の総額を4億2,019万6,000円とするものです。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中1億1,256万1,000円を1億837万9,000円に、601万8,000円を343万4,000円に、1億118万5,000円を9,958万7,000円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第1款資本的収入、第1項企業債は3,480万円の減額、第3項国庫支出金は2,106万7,000円減額、第4項負担金は26万6,000円増額補正して、収入の総額を1億5,585万7,000円とするものであります。

支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費は5,980万9,000円減額、第4項返還金は2万6,000円を増額補正して、支出の総額を2億6,423万6,000円とするものです。

それでは、予算説明書により主なものについて御説明いたします。

4ページ、5ページをお開きください。

収入ですが、1款下水道事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料84万1,000円の減額は、決算見込みによる使用料の減によるものです。

2項営業外収益、1目他会計補助金37万7,000円の増額は、収支の調整による一般会計補助金の増が主なものであります。

3項特別利益、1目その他特別利益34万4,000円の増額は、令和5年度消費税還付金の額の確定によるものです。

次のページ、6ページ、7ページをお開きください。

収入ですが、1款資本的収入、1項1目企業債3,480万円の減額は、公共下水道整

備事業費及び個別排水処理施設整備事業費の確定見込みによるものです。

3 項国庫支出金、1 目国庫補助金 2,106 万 7,000 円の減額は、社会資本総合整備事業の交付額が、要望額に対して 48% 程度の交付になったことによるものです。

下段支出ですが、1 款資本的支出、1 項建設改良費、2 目処理場建設改良費 4,048 万 1,000 円の減額は、国庫支出金の減額及び執行見込みによるものです。

3 目浄化槽建設改良費 1,928 万 6,000 円の減額は、当初 8 基の整備を見込んでいましたが、3 基の整備による基数の減及び執行残によるものです。

そのほかのものについては、事業費の確定及び決算見込みによるものです。

補正予算書の 1 ページにお戻りください。

債務負担行為。

第 4 条、予算第 6 条に定めた債務負担行為を令和 6 年度水洗便所等改造資金融資の申し込みがなかったため廃止とするものです。

次のページ、2 ページをお開きください。

企業債。

第 5 条、予算第 7 条に定めた起債の限度額を次のように改めるものであります。

起債の目的、処理場建設改良事業の限度額 3,670 万円を 1,720 万円に、浄化槽建設改良事業の限度額 2,280 万円を 750 万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

他会計からの補助金等。

第 6 条、予算第 11 条中に定めた補助金の金額を 37 万 7,000 円増額補正し、1 億 7,723 万 1,000 円に改めるものであります。

以上、令和 6 年度本別町下水道事業会計補正予算（第 3 回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出など一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第 16 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 17 号

○議長（篠原義彦） 日程第 15 議案第 17 号令和 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸） 議案第 17 号令和 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益、費用ともに決算見込みによる調整が主な内容となっております。

補正予算書の 1 ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第 2 条、令和 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計予算、以下予算という、第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第 1 款病院事業収益、第 1 項医業収益を 1 億 1,234 万 4,000 円減額、第 2 項医業外収益を 7,156 万 6,000 円増額、収入の合計を 11 億 4,327 万 4,000 円とするものです。

支出では、第 1 款病院事業費用、第 1 項医業費用を 3,692 万 4,000 円減額、第 2 項医業外費用を 2 万 5,000 円増額し、費用の合計を 12 億 202 万 8,000 円とするものです。

資本的収入及び支出。

第 3 条、予算第 4 条本文括弧書き中 3,129 万 5,000 円を 3,127 万円に、1,715 万 4,000 円を 1,884 万 1,000 円に、1,414 万 1,000 円を 1,242 万 9,000 円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第 1 款資本的収入、第 1 項企業債を 920 万円減額、第 2 項出資金を 960 万円減額、第 3 項負担金を 2 万 5,000 円減額、第 4 項繰入金を 258 万 7,000 円増額、第 6 項利子収入を 4,000 円増額し、収入の合計を 1 億 9,953 万 8,000 円とするものです。

支出では、第 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費を 1,626 万 3,000 円減額、第 3 項投資を 4,000 円増額し、支出の合計を 2 億 3,080 万 8,000 円とするものです。

2 ページをお開きください。

企業債。

第 4 条、予算第 7 条に定めた起債の限度額を次のように改めるもので、起債の目的、病院施設設備等改修事業、限度額 2,460 万円を 1,950 万円に、医療機械器具整備事業、限度額 5,200 万円を 4,790 万円に、それぞれ事業費の確定により変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第 5 条、予算第 10 条に定めた経費の金額を次のように改めるもので、第 1 号職員給与費を 2,195 万 3,000 円減額し、8 億 2,192 万 9,000 円とするものです。

他会計からの補助金。

第6条、予算第11条に定めた補助金の金額を次のように改めるもので、第1号一時借入金利息を6万9,000円増額し46万4,000円に、第3号基礎年金拠出金公的負担経費を30万円減額し1,804万3,000円とするものです。

3ページ目、たな卸資産の購入限度額。

第7条、予算第13条中1億5,942万円を1億4,948万1,000円に改めるものです。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

補正予算説明書であります、収益的収入から御説明いたします。

収益的収入。

第1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益1億990万8,000円の減額、2目外来収益4,562万6,000円の減額は、決算見込みを勘案し補正するもので、夏から秋にかけての入院患者数の減や年間を通じての外来患者数の減が主な要因となっております。3目その他医業収益のうち、3節一般会計負担金4,700万円の増額は入院外来収益等の減少による収入の調整となっております。2項医業外収益、2目他会計補助金、1節一般会計補助金23万1,000円の減額は人件費の調整によるもの、3目負担金交付金、1節一般会計負担金5,008万9,000円の増額は入院外来収益の減少等による収入の調整、6目その他医業外収益、4節雑収入38万4,000円の増額はマイナ保険証利用促進にかかる助成金等を受けるもの、7目繰入金、1節国民健康保険特別会計繰入金2,145万7,000円の増額は国民健康保険調整交付金の交付対象事業費の増額によるものとなっています。

次に、8ページ、9ページをお開きください。

収益的支出。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費、1節給料から5節法定福利費までの合計2,195万3,000円の減額は、職員の未採用等に伴う調整を行なったもので、内訳につきましては16ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

2目材料費のうち1節薬品費1,470万5,000円の減額は、入院患者数の減少に伴うもの、2節診療材料費410万5,000円の増額は、購入費高騰や感染対策防護具等の購入増によるものであります。

3目経費のうち7節光熱水費226万8,000円の減額は、昨年7月より患者用給食の提供において、調理済み食材の仕入れに変更したことなどによるもの、次に、10ページ、11ページをお開きください。

19節雑費450万円の減額は、職員採用に伴う人材紹介手数料の減となっております。

6目資産減耗費、1節固定資産除却費459万6,000円の増額は、機器更新による旧機器の廃棄等によるもの、2節たな卸資産減耗費58万5,000円の増額は使用期限切れとなった薬品や給食用食材を廃棄するものです。

次に、14ページ、15ページをお開きください。

資本的収入及び支出の資本的支出から説明いたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目病院施設改修工事費、1節委託料27万円の減額、2節工事請負費750万6,000円の減額は、それぞれ空調設備更新工事にかかる事業費の確定によるものです。

3目固定資産購入費、1節器械及び備品購入費848万7,000円の減額は、事業費の確定等による調整となっております。

次に、12ページ、13ページにお戻りください。

収入の1款資本的収入各項の補正は事業費の確定による調整となっておりますが、そのうち4項繰入金、1目他会計繰入金、1節国民健康保険特別会計繰入金260万円の増額は国民健康保険調整交付金のうち、療養環境の改善にかかる交付対象事業費の増加によるものとなっております。

以上、令和6年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出など一括といたします。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、1点目お伺いをいたします。

医業収益についてでございます。入院収益ないし外来収益についてお伺いをいたします。

補正予定額といたしまして、入院収益については1億990万8,000円の減、外来収益についても4,562万6,000円の減との補正予算計上がございます。

御説明においては、入院収益は夏から秋にかけて、外来については年間通してというところで御説明があったところでございますが、そもそもこれ理由は何なんでしょうか。時期的なものが御説明から理解をいたしました。理由は何なんだろうかと。提案に際してどのような分析をなさっていらっしゃるのかお伺いをするとともに、提案時点、現時点において今後の展望をどのようにお持ちの上での提案となっているのかお伺いをいたします。

続きまして、収益全体としては実質上減、ただ医業外収益、これは医業外収益及び医業収益のうちその他医業収益、一般会計とか、その他特別会計もありますけど、よそから赤字補填のためにお金を持ってきましたと、こうした繰入れの部分での増はありますけども、その他は軒並みと言っていいぐらい減というのが現状、いわゆる赤字収支だということでございます。そのうち、収益の全体としては減ということでの御提案となっておりますけども、例えばどこかにフォーカスした場合、どこかに注目した場合、例えば、全体の収益が下がっているんだけど、収支は悪くなっているんだけど、サービスが向上してるんですよ、ですとか、全体としては下がっているんだけど、単価が上がってるんですよとか、何か上向いた好材料というものがあれば、具体にお伺いを

いたします。

続きまして、こちらにも収入、いわゆる繰入金の部分についてでございます。先ほど一般会計の部分でも言及をいたしました、そもそもこの令和6年度当初の繰入金の収益的収支の一般会計繰入金の目標値といたしましては3億7,925万円ということで約3億8,000万円ということで計画がなされていたところ、4億7,567万2,000円というところで9,642万円増えてますよ。このプランができる令和5年時と比較しても3,500万円増えてますよというところでございました。

これですね、結局のところ、当初予定といたしましては令和12年度以降黒字化を目指すというところを計画として病院運営経営がなされてきたわけなんですけども、今はあくまでもね、経過だよと、途中だから大丈夫ですと、お尻の部分、令和12年度以降は黒字になりますよっていうところで捉えていいんでしょうかね。

それであればそれによって、ちょっとやっぱり判断も変わってくるものですから、この当初のこの令和6年度の病院運営経営というものを大きく当初の目標値よりも下回っていますけども、あくまでも過程ですよというところで捉えていいのか、この辺の御認識をお伺いいたします。

また、繰入金の部分についてお伺いをいたしますが、繰入金を除くいわゆる収益的収支の部分についてお伺いをいたしますが、繰入金を除く医業収益の約55%を、また医業費用の約35%以下の繰入れに抑えるということを目指しております。

ただ、この繰入金を約1億円の増という補正予算提案でございますが、この提案に際して、実際この目標値というもののパーセンテージはどのように変わるのか、この割合の部分についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸） ただいま御質問いただきました4点の質問になろうかと思います。

まず、入院外来の収益減ということでの当初予算と比較して大幅に減少してきているという状況の中で、当初予算比、入院でおきますと収益ベースで言いますと当初予算から比べますと約26%の減少。外来でおきますと当初予算比でいきますと収益ベースで約15%の減少という状況となっております。

昨年度の強化プランの策定の考え方の中で、いわゆる当面この5年程度については高齢者人口、75歳以上の人口というものは大きく変わらない、変動をしない、逆にまだ増えてピークアウトをまだしていないという状況の中で、コロナ前の状況の数値に何とか戻していきたいと、戻るだろう、そういった部分も含めての目標値を立てさせていただきました。

ただ実際のところ、これも確かな数値的な根拠というものはちょっと押さえていないんですけども、高齢者の受診率が落ちてきているというか、そういう全国的な傾向もあるのかなと一つ考えているところ、そういう影響もあるのかなと捉えているところと、あと収益的に言いますと診療報酬2年に1回の改定がいろいろある中で、なかなか通常の病院経営をやっていく中での診療の中で、見合う診療報酬の単価がなかなか得られな

いというか、そういう診療報酬上の問題も少しあるのかなと捉えているところでございます。そういう部分も含めて当院におきましては、地域包括ケア病床を入院においては10床ほど病床数を抱えて運用していくという中で、なかなか稼働率が上がってきていなかったと。そこら辺の部分でこ入れといいますか、何とかしなければいけないという中で、今年度の取組の中で地域包括ケア病床のセレクション会議、いわゆる病棟看護師であったりリハビリ担当の理学療法士、ドクター、医師とも協議をして、そういったセレクション会議等を行なってきたんですけども、去年の秋から外来の看護師、また事務のほうの医事担当であったり、こういった他職種の職員が集まった中で情報共有やその対策を考えてきたところです。

そのスムーズな地ケア病床への移行ですとか、外来から患者様を入院に移行、掘り起こすといいますか、移行できるようなそういった体制を組んできました。そういった成果もあって、9月からそういった取組を徐々に進めてきて、12月の地ケアの病床数、月平均が、今、年平均大体4.3人ぐらい、昨年度でいうと4.2人ぐらいということですけども、12月の単月の平均ですけども5人、1月が4.7人、そして速報値ですけども、2月、先月は月平均6.9人まで上がってきていると。先週辺りですと、その1か月ずっと入ってるわけじゃないですけども、一時的ですけども8人、病床を利用しているという状況が1週間ほど、今続いております。そういった成果も徐々に上がってきているのかなと思っておりますので、何ていうんでしょうか、先ほども申し上げましたけども、限られた人材ですとか、その仕組みといいますか、病院の中において効率よく最大限のそういった効果、収益的な部分も効果が得られるような、そういった取組もしてきているところでございますし、また診療報酬の当然単価の増というところで行きますと、去年の12月からリハビリテーションの強化といいますか、算定におきまして、総合計画評価料、月大体8万円から9万円ぐらいの増収ということで、年間でいうと100万円程度ということになりますけども、そういったことも新しく算定もやりながら、何とか収益も上げていくという取組もしてきているという中で、今回やっぱり人数が少なかったというところでは、こういう見通しになっているというのが現状でございます。

あと 繰入れ以外の上乘せの材料と、今もちよっとお話もかぶった部分もありますけども、新しく取組というところでは、スモールスタートっていうような感じにもなりますけども、去年から年度途中、やはり人間ドック、予防、公衆衛生活動というところでも取組をいろいろ進めてきておりまして、12月の広報で御周知しておりますけども、インターネットによります町民ドックの予約、ウェブの開設であったり、あと町民ドックの受診者へのドクターからの結果判定を昨年秋から初めておりますし、また今年1月からは試験的になんですけども受診者への昼食サービスの提供だったり、あと再検者に対する受診勧奨ですか、これは共済ドックの対象になりますけども、そういったことも少しずつですけど地道にやりながら、収益増に向けた取組も進めてきているというところでございます。

あと、将来的な部分でございます。5年後黒字になるのかというところでございます。

今がその経過であるのかというところでございますけども、やはりこの受療動向といいますか、患者の動向の流れから言いますと、やはり今の状態を維持、上向きにしていくということはかなりちょっと厳しいようなところもあるのかなと思っておりますけども、ただ、その費用も圧縮していくということも当然考えていかなければならないという状況の中で、繰入れの部分で申し上げますと、当初のそういった4億1,000万円、目標値の4億1,000万円、ここのところを何とかクリアしていく、そういうような病院経営維持というところで目指していければなと捉えているところでございます。

あと、繰入金の率の関係ですけども、ちょっと後ほど数字のほうについては報告させていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めてお伺いいたします。

入院収益、外来収益、これが大幅に減ってますよというところでございますが、こちらにつきまして、例えばそうですね、地域包括ケア病床の取組の件なんかも御答弁いただいたところでございますが、結果そうした取組をしたけれど、こうした実情ですよ、現状ですよというところで、やっぱり現状とそうした取組がやっぱりマッチしてないと、もう追いついていないというところで捉えてよろしいのでしょうか。やってもこうなっちゃいますよということなんですか、それとも今回たまたまなんのでしょうか。やはりその辺を明確に、端的な御答弁を求めますけれども、結局は今回だけなんですかと、今後も続くんですか。また、この目標値より下方に修正、補正されることってあるんですか。そこについて明確にお答えをいただきたいです。入院と外来の収益についてですね。

2点目にお伺いをいたしました、収益全体としては減ってますよねと、ほかに頼った部分を除いて。実際の医業収益、純然たる医業収益の部分減ってますよねと。でも単価が上がったりなんなりっていうようなね、好材料はあるんですかっていう点、これ具体的にここも名称等、金額とか目安、数値等でいいので、何をやってどのぐらいの単価になってます、昨年より何パー上向いてますみたいな形で、分かりやすい形で改めてお伺いをいたします。

3点目にお伺いいたしました、この約三百八十数万円でしたか、で作ったこの経営強化プランでございますけども、こちらには当面は赤字決算が続く見込みです。でも、病院建物本体の企業債償還及び大型機器の減価償却が完了する令和12年度以降の黒字化を目指すと言われているわけでございます。改めてお伺いしますけれども、今は過程でね、当然山あり谷ありだと。そういった中で、令和12年度見ててくださいと。この目標値達成できるように、そうした見込み、展望ありますよ、意欲だけじゃないです、具体的なそうした展望、エビデンスとなるものを持ち合わせているのか、根拠となるものを持ち合わせていた上で、この目標大丈夫ですよって言うてもらえるのかどうか、ここも明快にお答えを求めるものでございます。

最後お伺いした数値の部分、割合の部分については、後ほど御答弁ということでございましたので、お待ちいたします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 3 5 分 休憩

午後 3 時 5 0 分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸） まず、1 点目の入院外来の患者数が減少しているという将来的な展望というところの部分でございますけども、患者受療動向、受療動向といえますか、そういったものも当然影響されるべきものであると思いますので、現時点で減少傾向にあるというこの間の流れではありますけども、新たな診療科の開設等も今年度行なっておりますので、こういったものが定着してきて、外来も含めてそれが入院につながると、こういう部分をサイクルができればある程度、患者数の維持と言いますか、今年度から見れば増加ということになるかと思っておりますけども、そういった動きにはなってくるのかなと捉えているところでございます。

また、単価が上がるという明確なものがあるのかというところでございますけども、明確なものは現時点で持ち合わせてはおりません。先ほども答弁いたしましたけども、可能性のある、そういう収益増につながるものをこつこつと積み上げていく中での患者単価ということになるかと思っておりますので、これをやったらこの分が上がるというような、はっきりした数字というものは持ち合わせているところではありません。

あと、強化プランの最終年に黒字化にというところでございますけども、その途中経過が赤字なのかというところの話ですけど、最終的には先ほども申し上げましたけれども、やっぱり一般会計に多大な影響を及ぼすこの繰入金という部分については、一定の額というものは当然必要になってくるかと思っておりますけども、当面 4 億 1,000 万円がプランの中では示している数字でございますので、このところを何とか維持できるような、最終的に維持していくと、そういったところを念頭に置いて病院経営に努めていければと捉えているところでございますので、現時点でその最終年に黒字化になると、今の現時点では断言はできないという状況でございますし、当然黒字化になる可能性もあるでしょうし、黒字化にならない可能性もあるというような現在の状況なのかなと思っております。

あと、資料の関係についてちょっと消費税の関係がございましたので、正確な数字については別途提出のほうさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5 番（梅村智秀） それでは最後 1 点、お伺いをいたします。

いろんなものを、入院患者、外来患者もそうですし、収益増というものについてもそうでしょうし、このプラン、コンサルに作っていただいた経営強化プラン、令和 6 年 4 月から運用してまだ 1 年も経ってないものでございますけども、令和 12 年度以降の黒字化を目指すというところですけども、可能性、どちらもあるんじゃないかと、達成できるかもしれないしできないかもしれない、では蓋然性についてお伺いいたします。達成できそうな、可能性という意味で言えば明日地球が滅亡する可能性ゼロじゃないです

よね、どんな災害が起こるか分からないという意味から。そういう意味での可能性じゃなくて、今御答弁いただいたこととか現況を踏まえて、令和１２年度黒字化できそうですか。その起こり得る可能性のことです、蓋然性について伺います。

○議長（篠原義彦） 小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸） 現実的な話というよりところの話だと思いますけども、緊急にすぐどうだということではなくて、やっぱり将来的には病院規模の縮小というようなところも考えていく必要があるのかなと思っています。

そういう部分については、このプランの期間内中でもそういったプランの変更だとかっていうのも当然必要になってくようかと思えますし、当然スリムにしていく、当然費用も圧縮しなければならないというところがございますので、あとはいかに働いている人たちが効率よく業務についていただく、いわゆる生産性を高めるといいますか、そういったことも当然やっていくというところも含めれば、可能性としてはそういった黒字化にもつながるのかなと捉えているところでございます。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○５番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、議案第１７号令和６年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第４回）について、反対の立場で討論を行ないます。

さきの議案、一般会計補正予算でも述べたことが重複するところもあるかと思いますが、まず、ただいまのやり取りからも十分な御理解いただけたのではないのかなというところがございますが、皆様御記憶にあるでしょう経営強化プラン、これが策定される前どんな御説明いただいていたと記憶されていますか。今これができるから待っててくださいと言わんばかりの、これに期待していきましょう、このとおりにやっていきましょうというような趣旨で、ここに対して税金約４００万円近い３８４万３、０００円の予算提案がなされて策定されたものでございます。

これ見ますと、こちら１９ページに及んでおりますので、１ページ当たり２０万円です、２０万円で作ったものがもう１年も経たない、実際に使い始めてから半年ぐらいいからもう目標達成できませんって、本当にコントの世界じゃないですか。それが今初めて、新しいことやったんだったらまだ経験不足とか思い違いがあった、考え違いがあったということも分かるんですけども、これまで何回もプランどおり、予想どおり、予算どおりできてませんよということを御指摘申し上げて、その上で出てきたものですらこうだということなんです。

入院や外来の収益、それはいろんな外的な条件等もあるでしょう。ただ、普通に考えてみて収益ベースで入院が２６％減、外来が１５％減って、これ柱になっている部分の、本来ここで稼がなければいけない、本筋はここで稼がなければいけないって言われて

いる部分がこれだけ減るっていうこと、その減ってる要因、原因というものが明確になっていないと。例えば、記憶に新しいところであればいわゆるコロナのようなね、そうした事情がありましたですとか、大きな災害がありました、そういったことがある、今、短期的なものですよということであれば理解もできるんですけども、さしたる原因やそういったものも分からない、ましてやコンサルに、プロに作ってもらったものには、こんな初年度からこうなっていくという計画や予想にはなっていないんですよ。ということは、思っていたよりも、プロが介入して思っていたよりも状況は悪いということのあかしです。ここを本当に真剣に考えていかないといけないんじゃないでしょうか。

ただいま事務長よりも、スリム化していくなら将来的には規模の縮小みたいなお話もありました。これは確定していることじゃないと思います。ただ、もうそうした政治的決断していかなければいけない時期はもうとうに、とうに過ぎているものだと思いますよ。ここで安易に、じゃあまた1億円ぐらい出しましょうか、さっき可決されましたけれどもそれを受け入れて、なんかいまいち頑張りますと、将来に向けて頑張りますと、具体的なものは持ち合わせておりませんけど頑張ります。これに賛同できるというのは、僕やっぱりならないと思いますよ。これ我々にも行政側、首長が提案してきた、それを追認しているのは議会だということも、本当重々自覚をしていく必要があると思います。

これ、必ずや私断言いたします。必ずや次の世代にツケを残すことになると思います。我々のこの数年間の判断が、何億垂れ流しましたか。真剣に考えましょうよ。以上。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

加藤議員、御登壇ください。

○2番（加藤徹己）〔登壇〕 議案第17号本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）について、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算は、決算見込みによるもの、事業終了に伴うもの、執行残整理によるものなど、計数整理が主なものであります。

一般会計でも議論されておりますけれども、病院運営に係る資金不足を生じさせないためのものでありますが、赤字補填されるもの、入院患者、外来患者等の減少の影響もありますが、現在医療スタッフによる業務改善委員会等、この病院運営の中で検討している旨の説明もございました。公立病院として不採算部門、不採算医療、それに加えて町内で唯一入院病棟を持っている病院であることから、本補正予算を成立させる必要があると考えます。

よって、議案第17号本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）について賛成をいたします。

議員各位の賛同を得ますようによりしくお願い申し上げ、討論を終わります。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 私は、原案に賛成の立場で討論をしたいと思います。

まず、基本的に私は本別町国保病院、公立病院として必要だということがまず大前提として考えております。

今まで接遇改善とか、それからジェネリック医薬品を取り入れて患者の費用負担を少しでも減らそうというような取組を議会と当局と一緒にやって取り組んできたという経過があります。

町民のための病院ですから、議会もまた理事者も含めて、この病院をいかに守っていくかということが議論の中心になるべきだと私は思っております。町民の皆さんが安心してかかれる公立病院として、町国保病院を議会もまた理事者も一緒にやって、これをいかにして守っていくか、存続していくかというような議論をしっかりとしていくべきだと、今後もしていくべきだと思っております。

以上の観点から、本補正予算に賛成の立場の討論といたします。

皆様の御賛同のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから、議案第 17 号を採決いたします。

お諮りします。

この採決は起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者 7 人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 令和 7 年度町政執行方針及び教育行政執行方針

○議長（篠原義彦） 日程第 16 令和 7 年度町政執行方針及び教育行政執行方針を行ないます。

まず、町政執行方針について、佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 令和 7 年町議会第 1 回定例会の開会に当たり、新年度の町政執行に臨む基本的な考え方と施策の大綱について申し上げます。

私が町長に就任以来、私の理念であります対話を重視しながら、町政の舵取りをさせていただきました。

この間、町民の皆様及び議員各位の御支援と御協力を賜りながら、行政サービスの維持・向上を図り、創意と活力に満ちたまちづくりを推進させていただきましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

はじめに、町政に臨む基本姿勢について申し上げます。

日本の経済状況につきましては、これまでの長年にわたるデフレ基調から、33 年ぶ

りの高い賃上げ率の実現と、600兆円を超える名目GDPが示すように、成長と分配の好循環の動きが見られ始めています。

国の予算編成につきましては、令和7年度予算において物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大、充実した少子化・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることによるメリ張りの利いた予算としております。

その中で地方財政対策では、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、前年度を約1兆円上回る額が確保され、地方交付税の総額は前年度比1.6%増の1兆8,574億円とされたところです。

一方、地方自治体においては、各種社会保障への対応、地域交通、地域医療の維持、人口減少対策、防災・減災事業の実施、公共施設の老朽化対策などに加え、物価高騰への対応、積極的なデジタルの活用、グリーン化の推進など政策課題が多岐にわたり、地方財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続くものと予想されます。

本町といたしましても、これまで同様、自らの地域の課題は自らで解決するという理念のもと、全力でこれらの課題に取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

以上のことを踏まえ、令和7年度の町政執行に当たっても、将来に向けた財政基盤の確立と財政運営の安定に配慮すると同時に、本町の活性化に向けた取組を推進し、第7次本別町総合計画の理念を基調に、予算の重点化、効率化を図る中で、各種事業を展開してまいります。

次に、令和7年度の町政を執行するに当たり、主要な施策の推進について、その基本的な考え方を申し上げます。

1、安定した産業から、わくわく笑顔をつくり出すまち。

本町の農業は、地域経済を支える産業として、まちの活気を創出するものであります。農業の根幹であります土づくりと基盤整備の推進を図り、農畜産物の安定供給と農業経営の安定を目指しております。しかし、農業を取巻く情勢は、依然として資材費の高騰が経営を圧迫するなど、非常に厳しい状況となっており、より一層の農業振興への対応が重要になってきています。

畑作振興につきましては、JAと協議をし、有害鳥獣による農作物被害軽減に向けた取組を進めます。

畜産振興につきましては、JAとともに生乳生産基盤の回復に向けた乳牛導入支援と、良質な粗飼料確保のための支援を行ないます。

林業振興につきましては、木育活動を通じ森林資源の大切さの普及を図ります。

商工業振興につきましては、町商工会と連携し、中小企業融資制度を活用した支援など、中小企業者の負担軽減と経営の安定化に取り組むとともに、新たな企業誘致に向け、工場等の新設や新規開業に対し、本別町企業誘致条例及び起業家等支援要綱により、積極的な支援を継続してまいります。

また、本町の農畜産物を活用した特産品等を町内外へPRするなど、販路拡大に向け

支援してまいります。

観光の振興につきましては、道の駅の利用者サービスを図るとともに、令和9年度の供用開始を予定している義経の里本別公園内のオートキャンプ場整備など、本町への誘客拡大に努めてまいります。

2、人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまち。

保育事業につきましては、本年3月をもって仙美里小学校が閉校することに伴い、仙美里学童保育所と本別学童保育所を併合することから、通所する児童が新しい環境に慣れ、保護者にも安心していただける保育体制の整備に努めてまいります。

母子保健につきましては、産後ケア事業において新たに宿泊型への助成を行ない、サービスの拡充を図るほか、昨年12月に導入したほんべつ子育てアプリの利用促進を進めてまいります。

また、これらを包括し、こどもを安心して産み育てる環境づくりを進めるため、妊産婦、こども、子育て家庭への一体的な支援を行なう、こども家庭センターについて令和8年4月開設に向けた準備を進めてまいります。

健康づくりにつきましては、町民の皆様の健康寿命延伸を目指し、参加者が意欲的に保健事業に取り組めるよう、引き続き健康ポイント事業を実施してまいります。また、乳幼児期から高齢期まで、町民一人一人が健やかに安心した生活を送ることができるよう、各種検診事業や予防接種などの普及啓発と、生活習慣病の予防に取り組んでまいります。

高齢者福祉、障がい者福祉及び地域福祉活動の推進につきましては、介護や障がい、子育て、生活困窮など、属性を問わない包括的な相談支援の体制整備を行ないます。また、これまでの取組の中で明らかになった課題について、多様な分野の関係機関と連携し、個々に寄り添い、伴走する重層的支援体制整備準備事業を推進し、地域で活動する場の醸成を図り、地域共生社会の実現に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、介護保険給付の適正化に努めるとともに、生活支援コーディネーター等と連携を図り、地域資源の洗い出しや実態把握を行なう中で、介護予防の充実と新たに必要となる生活支援サービスの検討を行ないます。

介護人材の確保につきましては、新卒有資格者だけではなく、再就職を望む無資格者など、幅広い世代で人材確保を行なっていくほか、若年層の離職防止に向けて、各事業所間において連携を図りながら対策を進めてまいります。

特別養護老人ホームの運営につきましては、新たな介護サービス提供基盤の整備に向けた準備を進めるとともに、利用者の尊厳を大切にしながら一人一人のニーズや状態に応じたサービスを適切かつ効果的に提供してまいります。

病院事業につきましては、引き続き常勤医師の確保を進め、非常勤医師も活用しながら診療提供体制の維持に努めてまいります。

また、持続可能な病院運営を目指し、公立病院経営強化プランの着実な実行やさらなる接遇向上を図り、今後の診療圏域の状況に応じた運営体制や収益確保策を進めるとともに、老朽化が進む設備や医療機器の計画的な更新により、今後も長く利用され、町民

の皆様信頼される病院づくりに取り組んでまいります。

3、豊かな心と、きらきら笑顔を育むまち。

学びの推進につきましては、行政や各関係機関・団体などとの協力により、ほんべつ学びの日宣言の理念の下、4つの風事業の推進と教育環境の向上に努めてまいります。

また、町民一人一人の自主的な学びによる、ふるさとほんべつに対する愛着や関心を高める中から、豊かな心を育むとともに、生きがいのある充実した生活を営むための施策を推進し、学びの成果がまちづくりに活かされるよう主体的・継続的に学べる機会を提供してまいります。

さらに、近年の食材価格高騰による学校給食費への影響に対しましては、保護者の負担が軽減されるよう、継続して支援を行なってまいります。

4、安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち。

防災対策につきましては、全国各地で複雑多様化・大規模化している自然災害等に対応できるよう、自治会、学校などと連携した防災訓練や研修会を開催するとともに、行政内部の体制強化を図り、堅実な防災体制の構築に努めてまいります。

消防・救急体制の充実につきましては、計画的な消防施設・設備等の更新により消防力の強化を図るとともに、消防庁舎の移転新築事業を進めてまいります。また、地域防災の要である消防団員の確保に努め、消防・防災力の充実強化を図ってまいります。

ごみ処理事業につきましては、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築に向け、ごみの減量化や再資源化、分別方法の普及啓発、不法投棄防止、環境美化など、自治会や各種団体と協力しながら、効率的で適正なごみ処理を推進する取組を継続してまいります。

消費者対策につきましては、複雑化、巧妙化する特殊詐欺や悪徳商法に対し、被害防止の取組を継続してまいります。

公園緑地の整備につきましては、全道各地から観光客が訪れる義経の里本別公園をはじめ、その他の公園施設についても効率的な維持管理を行ない、町民の憩いとふれあいの場として快適な環境づくりに努めてまいります。

上下水道は、町民生活や経済活動を支える重要なインフラであり、施設の整備や維持管理を計画的に進めるとともに、安全で良質な水の安定的供給と公共下水道区域外の浄化槽整備事業について、引き続き推進を図ってまいります。

生活道路等、交通の整備につきましては、安全で快適な生活環境の基盤として重要なものであり、令和7年度の町道整備として、継続事業3路線、新規事業1路線の道路改良・舗装工事及び橋梁長寿命化事業を実施してまいります。

また、地域公共交通計画の下、住民の声に耳を傾けながらより使いやすい地域公共交通サービスとなるよう、循環バスなどの町内交通の最適化、合理化を進めてまいります。

公営住宅の整備につきましては、住環境の向上を図るため本別町公営住宅等長寿命化計画を基本に実施してまいります。

また、既存木造住宅の耐震性向上を図る耐震改修等助成事業、老朽空家住宅除却支援事業を引き続き実施するとともに、本別町居住支援協議会による居住福祉の推進に努め、

空き家等対策を総合的かつ計画的に取り組んでまいります。

5、みんなの笑顔を未来につなぐまち。

未来に向けた開かれたまちづくりにつきましては、町民力を生かしたまちづくりを推進するため、町民の皆様や各種団体等と直接対話するまちづくり懇談会を開催してまいります。

また、本別町SDGs・脱炭素協議会が中心となり、地域課題を解決し地域経済の活性化を図るため、経済・社会・環境が循環する持続可能な本別町を目指し、官民共創による新たな取組を推進します。

地域におけるDXの推進につきましては、令和6年4月に設置しましたDX推進室を中心に、住民がより便利に暮らせるようになり、かつ行政の負担が増加しない新たな技術導入の検討を進めてまいります。

行財政改革につきましては、第6次行財政改革推進計画の着実な推進を図り、持続可能な行財政運営の確立に努めてまいります。

本別町個性あるふるさとづくり寄付金につきましては、弾力的な自治体経営の一助となるよう、さらなる増収に向け、新たな返礼品の開発や充実に取り組むとともに、寄付者の想いに沿った基金の運用を図ってまいります。

人口減少対策につきましては、定住人口の増加と地域産業の人材確保を図るため、移住定住促進支援事業や体験型の地域おこし協力隊の積極的な活用によって若い世代を誘致するとともに、令和6年度に刷新した住宅取得助成事業及び住宅改修等助成事業を引き続き実施し、子育て世帯や移住世帯への支援、定住促進及び地域経済の活性化に努めるなど、本町の魅力発信を効果的に行ないながら、本町に必要な人材確保策と連動した取組を進めてまいります。

以上、令和7年度の町政に臨む所信を申し上げます。

本町を取り巻く環境は日々変動しておりますが、これまで町民の皆様と築いてきたまちづくりの実績を踏まえ、本別町が目指す将来像、心を合わせてみんなの笑顔を未来につなぐの実現に向けて町政の推進に取り組んでまいる所存でありますので、令和7年度におきましても、町民の皆様、町議会議員各位の一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、執行方針といたします。

○議長（篠原義彦） 次に、教育行政執行方針について、高橋教育長、御登壇ください。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕 令和7年町議会第1回定例会の開会に当たり、教育行政執行方針について申し上げます。

人口減少・少子高齢化の進行や産業構造の変化、ICTやグローバル化の進展など、社会を取り巻く環境は大きく変化しており、従来の知識や経験のみでは将来を見通すことが難しい時代を迎えています。こうした中で、予測できない未来に向けて自らの力で豊かな人生を切り拓く持続可能な社会の創り手を育むため、子どもたち一人一人が自分のよさや可能性を認識し、他者を尊重し、多様な人々と連携協働しながら、様々な社会的変化を乗り越えることができる資質・能力を育成することが重要となっています。

本別町教育委員会といたしましては、激動する社会情勢をしっかりと見極め、子どもた

ち一人一人が、ふるさとへの誇りと愛着を持ち、幅広い視野を持って新しい時代を主体的に創造していくよう、第2期本別町総合教育大綱及び第9次社会教育中期計画に基づき、関係機関・団体等と連携を図り、学校教育・社会教育の充実に努めるとともに、地域の子どもは地域で育てるを念頭に、本町ならではの取組であるほんべつ学びの日の普及と推進事業の充実に努めてまいります。また、本別町総合教育大綱を改訂し、創意工夫を生かした教育を組織的に展開してまいります。

令和7年度の教育行政を推進するに当たり、主な施策の基本的な考え方について申し上げます。

学校運営の推進につきましては、各地区のコミュニティ・スクールにおいて、9年間で目指す児童生徒の姿を実現するため、熟議を通して、学校が必要としている地域の教育力などを明らかにするとともに、地域と学校の双方向の教育活動を具体化し、地域とともにある学校づくりを進めてまいります。また、発達段階に応じた能力・個性を最大限に伸ばす教育を促進するため、同一校種間の交流事業を積極的に進めるとともに、幼児教育から学びの延長にある高校教育までを連続的につなぐ異校種間連携事業を推進してまいります。

義務教育の推進につきましては、GIGAスクール構想に基づく1人1台端末を更新するとともに、AI型学習ドリルを活用し児童生徒一人一人が学習速度や理解度に応じた学習を効率的に行なえるようにし、個別最適な学びのより一層の充実と基礎学力の定着につなげてまいります。また、4年に一度の中学校用教科用図書の改訂にあわせ、生徒に適切な学習指導と学習活動を充実させるため教師用指導書を整備します。

国際理解教育の推進につきましては、本別の学びの主軸に位置づけしている英語教育の推進のため、引き続き英語指導助手や町教育委員会任用の英語教員を学校に派遣するほか、小学校低学年を対象とした英語に慣れ親しむためのこども英語チャレンジ事業や本別高校生の海外研修派遣を継続し、小学校から高校まで一貫した英語教育の充実に努めてまいります。さらに未来の本別を担う人材を育成するために、ふるさとほんべつへの愛着と誇りを育むふるさと教育を推進してまいります。

道徳教育の推進につきましては、体験活動や思いやりの心を養う多様な活動を通して、主体的な判断で行動し、他者と共に生きるための基礎となる道徳心を育んでまいります。また、児童生徒が安心して学習や多様な活動ができるよう、引き続き中学校にスクールカウンセラーを配置するほか、年2回のいじめアンケート調査を実施し、積極的な認知によるいじめ見逃しゼロの取組等を図るなど、いじめの未然防止と早期発見に努めるとともに、不登校児童生徒への支援は関係機関とも連携しながら積極的に実施してまいります。

特別支援教育の推進につきましては、子どもたちの自立や社会参加のため引き続き全ての学校に特別支援教育支援員を配置し、一人一人の教育的ニーズに応じた個別支援の充実に努めるとともに、関係機関と連携し個別の教育支援計画の活用を促進してまいります。

勇足小学校と小松島市立江小学校との交流研修につきましては、引き続き、双方の派

遣を行なわず、リモート等による交流方法により友好を深めてまいります。

防災教育の充実につきましては、第3次学校安全の推進に関する計画に基づき、児童生徒が自ら危険を予測し、適切に判断し、主体的に行動できるよう安全教育の充実に努め、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育を行ない、1日防災学校の実施を促進します。

学校における働き方改革につきましては、本別町アクション・プランに基づいた取組を進め、部活動の地域への移行については本別町部活動地域移行検討協議会において、学校関係・保護者・スポーツ関係団体・文化関係団体と協議しながら進めてまいります。

本別高校への支援につきましては、本別高校の教育を考える会や本別高校学校運営協議会等と連携協議しながら、必要な魅力を高めるため、とちぎ創生学の支援や各種支援事業を継続し、地域連携校の強みを生かした教育活動や進学サポートの実現のため地域連携協力校である帯広柏葉高校の夏期・冬期講習に参加するための交通費を支援いたします。また、地元中学校はもちろんのこと、近隣中学校への入学促進に向けたPR活動を継続するとともに、令和5年度に初めて実施したオーストラリア海外研修事業を積極的にPRし、本別高校への入学促進を積極的に進めます。

食育の推進につきましては、地場産農畜産物を積極的に使用し、おいしく栄養バランスに配慮した学校給食を提供するとともに、栄養教諭による食育指導の充実に努めてまいります。また、昨今の物価の高騰により賄材料費は増額しますが、子育て支援の一環として増額分については学校給食費に反映させずに町から補助し、保護者の負担を軽減してまいります。

社会教育の推進につきましては、第9次社会教育中期計画に基づき、町民一人一人の自主的な学びから、ふるさとほんべつに対する愛着や関心を高め、豊かな心を育むとともに、生きがいのある充実した生活を営むための施策を推進してまいります。

社会教育担当につきましては、生涯各期の学習を充実させるため、町の魅力を再発見し、郷土愛を育むほんべつ学を継続開設するとともに、ほんべつ学びの日の理念普及に努めてまいります。また、ジュニアリーダー研修本別・南三陸ふるさと交流研修会を軸とし、学びこどもフェスなどによる体験学習や地域学習を取り入れた少年教育活動を展開し、少年活動の担い手の育成につなげてまいります。

文化振興につきましては、各種文化活動の発表機会を提供するとともに、文化活動の活性化を図る取組を継続してまいります。また、中央公民館では空調設備を導入するほか、女性用トイレの一部を洋式トイレに改修を行なうとともに、各公民館が利用しやすいよう、施設の適切な管理に努めてまいります。

図書館事業につきましては、本別町出身の絵本作家きくちちき氏の美術作品を継続して購入し、ちきさんギャラリーの充実を図り、絵本作家きくちちきのふるさとを発信いたします。また、本のまち夢づくり講演会は、戦後80年であることから、資料館企画展開連事業としてジャーナリスト佐藤和孝氏による平和講演会を開催し、世界の戦地の状況を知り、平和の大切さと生命の尊さを学ぶ場とします。

歴史民俗資料館事業につきましては、企画展7月15日本別空襲を伝える～ジャーナ

リストが見た世界の戦場（仮題）と題し、シリア内戦の取材中に銃弾に倒れたジャーナリスト山本美香氏の写真展を開催し、平和の尊さを伝えます。また、令和7年は昭和100年に当たることから、商業関連の実物資料と町並みの写真で、商店街の変遷を振り返る企画展ほんべつレトロ～昭和のお店やさん（仮題）を開催いたします。

スポーツ振興につきましては、体育館に空調設備を導入するほか、運動・スポーツの定着化を図る取組を継続するとともに、スポーツでまちを元気にを合言葉に実行委員会体制でスポーツイベントを開催してまいります。また、総合型地域文化・スポーツクラブにつきましては、検討協議会から準備支援会に組織を変え、試験的に事業をスタートし、運営方法や内容を検証し、令和8年度の設立、本格的スタートに向けた準備を進めます。

以上、令和7年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育委員会といたしましては、子どもたちが急激に変化する時代の中で生きぬく力を身につけることができるよう、学校・家庭・地域と連携し、ふるさとの教育資源を活用した質の高い教育を推進するとともに、町民の皆様が芸術や文化、スポーツに親しみ、希望に満ちた暮らしをされますよう、全力で教育行政を執行してまいりますので、町民の皆様をはじめ町議会議員の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、令和7年度教育行政執行方針といたします。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

念のため申し上げます。

明日3月5日から11日までの7日間は休会であり、3月12日午前10時再開であります。

これをもって通知済みといたします。

なお、一般質問の通告は本日から3月6日正午をもって締め切ります。質問のある方は締め切り時間を厳守の上、提出願います。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後4時40分）

令和 7 年本別町議会第 1 回定例会会議録（第 2 号）

令和 7 年 3 月 1 2 日（水曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開議

○議事日程

- | | |
|-------|-----------|
| 日程第 1 | 議会運営委員長報告 |
| 日程第 2 | 一般質問 |

○会議に付した事件

- | | |
|-------|-----------|
| 日程第 1 | 議会運営委員長報告 |
| 日程第 2 | 一般質問 |

○出席議員（11名）

- | | | | | | |
|----|-------|-------|-----|-------|------|
| 議長 | 1 2 番 | 篠原義彦 | 副議長 | 1 1 番 | 高橋利勝 |
| | 1 番 | 宮本やよい | | 2 番 | 加藤徹己 |
| | 3 番 | 丑若浩行 | | 4 番 | 水谷令子 |
| | 5 番 | 梅村智秀 | | 6 番 | 石山憲司 |
| | 7 番 | 藤田直美 | | 8 番 | 方川一郎 |
| | 1 0 番 | 阿保静夫 | | | |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|------------|-------------|---------|-----------|
| 町長 | 佐々木基裕 | 副町長 | 村本信幸 |
| 会計管理者 | 藤野和幸 | 総務課長 | 三品正哉 |
| 保健福祉課長 | 長屋和幸 | 住民課長 | 宮口淳哉 |
| 健康・こども課長 | 高橋紀尊 | 建設水道課長 | 加藤勉 |
| 企画財政課長 | 松本秀規 | 未来創造課長 | 野崎昌也 |
| 老人ホーム所長 | 前佛清治 | 国保病院事務長 | 小川芳幸 |
| 総務課主幹 | 上原章司 | 建設水道課主幹 | 小出勝栄 |
| 健康管理センター主幹 | 前佛友子 | 総務課長補佐 | 石川雅康 |
| 農林課長補佐 | 留田桂史 | 教育長 | 高橋哲也 |
| 教育次長 | 武田敏英 | 社会教育課長 | 千代孝徳 |
| 農委事務局長 | 舩舘憲 | 代表監査委員 | 井出英彦(夜のみ) |
| 選管委員長 | 小林信雄(午前中のみ) | 選管事務局長 | 三品正哉 |

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 中 川 雅 之
総務担当主事 今 井 綾 香

事務局 次 長 越 後 忠

開議宣告（午前 10 時 00 分）

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 議会運営委員長報告

○議長（篠原義彦） 日程第 1 議会運営委員長から報告を行ないます。

石山議会運営委員長、御登壇ください。

○議会運営委員長（石山憲司）〔登壇〕 報告いたします。

発議の取扱いについて申し上げます。

本日までに、1 件の提出がありました。

発議第 2 号本別町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について。

以上、1 件の発議については、明日、3 月 13 日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

次に、意見書の取扱いについて申し上げます。

本日までに 1 件の提出がありました。

食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の改訂を求める意見書。

以上、1 件の意見書については、最終日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（篠原義彦） これで、報告済みといたします。

◎日程第 2 一般質問

○議長（篠原義彦） 日程第 2 一般質問を行ないます。

順次、発言を許します。

1 1 番高橋利勝議員。

○1 1 番（高橋利勝） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました 1 問、誰もが安心して投票できる投票所を質問させていただきます。

質問の要旨。

今年は、参議院選挙、本別町長選挙、本別町議会議員補欠選挙があります。

投票するに当たって、誰もが安心して投票できる投票所にすべきと思いますが、考え方を伺います。

質問の明細。

本別町長選挙、本別町議会議員補欠選挙が 8 月 25 日に告示、8 月 30 日の投開票日とすることが決まりました。特に町長選挙は、向こう 4 年間の町政執行者を決める

大きな選挙です。

1人でも多くの有権者、町民に投票してもらうために、誰もが安心して投票してもらうことができる投票所づくりをするべきだと思います。

特に、障がいのある方、高齢者の方々には、投票所のバリアフリー化、投票所内での職員の付き添いや投票用紙への代筆など、頼みやすい環境をつくることによって、誰もが安心して投票できると思いますが、考え方を伺います。

○議長（篠原義彦） 小林選挙管理委員長、御登壇ください。

○選挙管理委員長（小林信雄）〔登壇〕 高橋議員からの御質問の誰もが安心して投票できる投票所をについて答弁をさせていただきます。

選挙が執行される際の本町における投票所は、国政選挙、地方選挙、いずれも13か所の投票所と、期日前投票所1か所を開設しております。

それぞれ投票管理者のほかに、各投票区の有権者数に応じまして、1名から6名程度の事務従事者を配置しております。

誰もが投票しやすい環境づくりについては、公職選挙法第47条点字投票、同48条による代理投票、第49条第2項による郵便等による不在者投票、いわゆる郵便投票など、主に心身に障がいがある方に対して参政権を保障するものについて、法の定めに基づいて対応しているほか、車椅子でも入場できるようスロープの設置、投票所内でのスムーズな投票導線の確保、片手でも記載できるよう記載台の滑り止め設置など、特に、高齢者や体の不自由な方に配慮をし、様々な工夫を行なっているところです。

また、お手伝いの必要な方には事務従事者が付き添い、必要に応じて事務従事者が投票箱を選挙人の近くにお持ちし、投函をいただくなど、個々の状況に合わせて柔軟に対応しているところであります。

誰もが投票しやすい環境を整え、多くの民意が選挙結果に反映できる体制づくりに努めますので、御理解をいただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○11番（高橋利勝） 再質問をさせていただきます。

障がいのある人たちは、障害者差別解消法により、行政の事務または事業の実施に当たり、障がいのある人たちへの合理的配慮の提供が義務づけられています。

本町においても、その対応要綱が制定され、それぞれの職場で提供されていると思います。

障がいのある人たちが選挙の投票に来るということは、ただいまもお話がありましたように、参政権を行使するという意味で、社会参加の意味もなしています。

選挙の結果に当たって合理的な配慮が提供されれば、より安心して投票することができると思いますが、考え方を伺います。

○議長（篠原義彦） 三品選管事務局長。

○選管事務局長（三品正哉） ただいまの御質問に答弁させていただきます。

障がい者の方への配慮でございますが、こちら当然のことながら、選挙管理委員会といたしましても、誰もが投票しやすい環境をつくるということで行なわせていただいております。

こちらにつきましては、投票前に事務従事者に集まっていただきまして、障がいによって対応の仕方が様々あるものですから、一概にこうしてくださいという説明はできないのですが、来られた方、障がいを持つ方もそうですし、高齢者もそうなのかもしれませんが、その方に寄り添った形で、寄り添った形におきましても、法に抵触しない範疇においてお手伝いをするように、事務従事者会議でも説明をさせていただいております。

一例を申し上げますと、例えば、何らかの都合によって、怪我等によって今日はちょっと字が書けないのだという申出がありましたら、その状況を確認いたしまして、スムーズに代理投票のほうに移っていただく等の配慮等、これまでも行なわせていただいておりますし、高橋議員おっしゃったとおり、全ての方が投票いただける環境づくりというのは大変必要なことかと思っておりますので、今後の投票行動に当たっても、そういったところを十分に留意しながら行なっていきたいと考えております。以上です。

○11番（高橋利勝） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、2番加藤徹己議員。

○2番（加藤徹己） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの1問について質問をいたします。

質問事項。

町職員の副業・兼業への取組推進を。

質問要旨。

国は、国家公務員の副業・兼業許可基準を通知し、兼業先、時間数や報酬等で明確化を示しました。本町も職員のスキルアップ、地域貢献、意欲向上などを目指し、副業・兼業の取組推進が必要と考えますが、見解を伺います。

要旨の明細。

国が、2019年3月に通知した国家公務員の副業・兼業許可基準に準じて、地方公務員も副業・兼業基準を明確化し、奨励する事案が拡大しています。十勝管内においても、複数の自治体で取組が進められています。本町においても、高齢化などで、基幹産業である農業、畜産をはじめ、商工業、文化、スポーツ関連の指導者や、地域交通の担い手などでも人手不足が生じています。副業・兼業に取り組むことで、町職員の個々のスキルアップ、人脈形成の幅広いキャリアアップ、多方面の知識、技術などを習得することが可能となり、本業の町民サービス向上等につながることを期待され

ます。副業・兼業の取組を推進することは、地域貢献だけでなく、町職員自身の成長や意欲向上にもつながると考えますので、以下について伺います。

1 点目、本町職員の副業・兼業の現状と課題について。

2 点目、今後の副業・兼業の取組推進に向けた考えについて。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 加藤議員の町職員の副業・兼業への取組推進をの御質問に答弁をさせていただきます。

御質問の1つ目であります、本町職員の副業・兼業の現状と課題についてであります。まず、現状といたしましては、今年度に副業・兼業を許可している職員は4人となっており、従事する業務内容としましては、本別高等学校野球部部活動の指導・監督業務、本別町社会福祉協議会主催のキャリアパス支援研修派遣講師及び北海道高等学校野球連盟十勝支部主催の各種大会における理学療法サポートと非営利団体への支援であって、業務に支障のない限りにおいて許可をしているところであります。また、以前には、調停委員や十勝東北部介護認定審査会審査委員なども許可をしているところであります。

副業・兼業の課題についてであります。近年、本町の職員は、退職者に対して採用が追いつかず、人員不足となっており、限られた職員で業務を遂行していかなくてはならない状況にあり、まずは、健全な行政運営を行なうためには、それを担う職員の健康管理が非常に重要と考えております。

このような状況の中で、副業・兼業をすることで、さらに心身の疲労や職務遂行上の支障が懸念されないよう、職員の健康管理の徹底が必要となり、許可には慎重な判断をしなければならないと認めているところであります。

次に、2点目の質問であります、今後の副業・兼業の取組推進に向けた考え方についてであります。職員が副業・兼業として地域の事業に取り組むことは、行政とは違った観点に触れることで視野が広がり、職員自身の新たなスキルを会得できるよい機会だと思っております。

また、町内の労働者不足を解消し、地域経済の発展に寄与することや、地域課題解決に貢献するなど、地域社会との連携を強化することも必要だと思っておりますので、今後、役場業務の遂行を第一に考えつつ、職員の健康管理を踏まえ、また、国家公務員の副業・兼業許可を参酌し、さらには管内市町村の基準等も参考にしながら、地域の事業に取り組めるような副業・兼業許可の基準や手続を明確化し、職員が地域活動として副業・兼業に取り組める環境を整えてまいりたいと考えております。

以上、申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 加藤議員。

○2番（加藤徹己） 答弁をいただきました。

1点目の町職員の副業について、これまで本別高校野球部等の指導者、これも報酬

等も発生しているということで理解をさせていただきましたけれども、それぞれのこれまでの地域の要求に応じて、職員の副業を許可しているということで伺いました。

2点目ですけれども、今後の副業・兼業に向けた取組の考え方ですけれども、やはり国が、この兼業・副業を、今後、進めていくということで取組を始めたのは、町長の答弁にもありましたけれども、少子高齢化が急激に進んで人材が不足している、そういう部分があって、一番人口密度の高い町職員、役場等の職員について、副業等を拡大をしていったほうがいいのかという考え方があるようですけれども、今後、いろいろ検討していくという話がございましたけれども、どうしても公務員の本業があって、町長の答弁では、どうしても本業が大変なことに加えて、いろいろな問題も多くなってきて、そこで職員の健康を損なわないようなことも検討していかなければならないということですけれども、各町村では、多くの団体、地方自治体ではどんどん進めてきていると。管内でも、令和5年ぐらいから本格的に始めていますけれども、その前から、先ほどの高校の部活動の派遣等ありましたけれども、少年団やスポーツクラブ等の派遣については、早くから取り組んでいる、そういう自治体も多くあります。

また、近年は農業関係、十勝は特に農業の部分が、人手不足が懸念されていて、これについても、近年はかなり多くの自治体が検討していると。

この公務員の副業については、かなりの縛りがあるということですけれども、これを、町独自の考え方で町長が許可することができると、利益を生むような営利企業の従事については町長が許可できるということで、独自の施策を進めているところがあります。

清水町でも、スキマバイトという形で、事業者を通して農業に従事する、そしてそのことがいろいろ発表されていますけれども、地域貢献だけではなくて、職員のスキルアップにもつながってきているということもありますし、幕別町では、たしか農繁期のアスパラの収穫等、その時期に合わせて許可をしようというような動きもあるようですし、また、全国的には非常に多くの幅広い、営利を目的とした部分については、自分で起業するとかそういうことはできないのですけれども、そこに従事するという内容での許可が非常に多くなっています。

本別町独自の分かりやすいそういう基準を、これから検討して、つくっていくべきではないかと考えます。

案としては、同じ事業では、一度申請したらそれを継続して認めていきますよと。これは駄目、ここはいいという基準を明確にして、職員が何か興味を持ったときに、すぐに判断できる、そして取り組んでいけるというような基準づくりが、これから急がれるのではないかなと思います。

その件について、もう一度お伺いします。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 加藤議員の再質問について、答弁をさせていただきます。

まず1点目の本町職員の副業・兼業の現状と課題等について触れられました。

やはり地域の声、そして地域の要望があったときに町としてどのような対応を取るのか、それはとても重要なことと思ってございまして、さきの御質問の中にもありましたけれども、例えばスポーツ関係で言えば、本別高校の支援策として野球部の監督業務、それを担っていただきたいということでありましたので、そこは速やかに対応させていただきましたし、また、答弁でも申し上げましたけれども、社会福祉協議会等々、今の段階におきましては非営利団体ということで、兼業それから副業の許可を出してきました。

2点目でございますけれども、今後の取組推進でございます。

各管内、道内の状況を見ましても、今、営利企業も含めた副業・兼業が、今、盛んに許可をされているところでございます。

本町の独自の施策ということでお話がありましたが、まずは、さきにも申し上げましたが、本来の業務は町職員でございます。その町行政運営に支障のない範囲で、職員の皆さんがスキルアップ等をしながら地域に貢献できる、そういったところが、こういった部分で、兼業それから副業を許可できるのか、そこは今後、十分に検討していかなければならないと思ってございまして、そのためには労働条件等々もございしますので、町職員組合の皆さんともしっかり協議をしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、農業の関係もお話がありました。

実際、農協とも担当のほうでやり取りをしているやにお聞きしてございます。そういった部分につきましては、現在のところ、町職員のほうについての依頼はなされておりません。

例えば、酪農であればヘルパー組合等がありまして、そこでしっかりと酪農関係を下支えしていただいておりますし、また、今、外国人労働者も入ってきているやに聞いてございます。そういったところもひっくるめて、今、農業が営農されているわけでございます。

しかしながら農業に限らず、どこの企業においても、今、若手を中心に人材不足というお話は伺っておりますし、実際、私も肌で感じております。

そういった部分におきまして、町職員が何かお助けをできるのか、そういったことを、先ほども言いましたけれども、庁内、職員でしっかりと論議を進めながら、こういった部分で許可をするべきなのか、しっかりと精査をしながら、前に取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

ただ、本町独自の部分ということにつきましては、いろいろな法の定めもありますので、そこはきちんと遵守をしていかなければなりませんので、一定の枠をはめながら最終判断をしてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い

申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 加藤議員。

○2番（加藤徹己） 再質問させていただきます。

前向きに、職員の副業について推進を取り組んでいくという考え方は伺いました。

本町独自のというのは、なかなか難しいかと思います。ただ、どうしても十勝になると農業という形になってくるので、農業はいろいろな部分で取り組んでいます。農業も営利企業ですから、これも許可するときには、それなりの判断が必要かと思います。

本町の課題というのは、人手不足のところはたくさんあります。介護職もそうですし、医療職もそうですし、先ほどのスポーツ等の指導者もそうですし、また、先日PTAの联合会と話したときも、認定こども園の幼稚園教諭とか保育士とかが不足しているよというようなこともありましたし、いろんな部分でそういう人員不足があって、だからといって、町職員がどんどんいけばいいというわけではないですけれども。町職員は、本業があります。それを疎かにして副業をしろとは、そこまでは言いませんけれども、若い職員が本別町に、町職員として、全体の奉仕者として就職をして、町のために頑張ってくれていますけれども、そういう、本別町のために何かしよう、何かこれから自分たちができることをしていこうというときに、副業の経験というのは非常に有効な手段であると。興味を持ったときに、すぐにその部分について飛びつけるような、そういうような明確で簡単で分かりやすい、そういう基準が必要かと思います。

地域課題はたくさんあるのですけれども、その中でも、危機感を持っている職員もたくさんいると思います。

例を挙げますと、本別町は、非常に飲食業が多かった、過去には多かったのですけれども、最近は非常に飲食業が少なくなっています。

会食等もいろいろありますけれども、その部分でも、二次会を設定しない会食が多くなってきている。

なぜかという、その後、送迎ができない、タクシー等の不足、そういう人員、担い手が不足している。そういう部分で危機感を持った職員もいて、自らタクシー等を運転する場合には二種免許が必要ですから、そういうものに取り組んでいる、そういう危機感を持った職員もおりますし、何といたっても本業が第一ですから、それを無理して広げていけとは言いませんけれども、いろんな課題に向けた取組、農業以外にもいろんな課題があるので、その部分についても、ぜひ検討していくべきかなと考えております。

そのことについて伺いまして、終わりたいと思います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再々質問について、答弁をさせていただきます。

加藤議員おっしゃるとおり、今、様々な分野、産業、農業をはじめといたしまして、介護、それから医療等で人材不足というのは間違いなくあります。

しかしながら、私どもが考えておりますのは、人材不足の解消のために町職員が兼業、副業させるという、そういった意味での許可を、私は、今のところ考えてございません。あくまでも、町職員の皆様方の個々のスキルアップであったりとかキャリアアップ、さらには他方面における知識や技能の習得、それを主眼に許可をしていきたいなと思っているところでございます。

あくまでも本業は町政運営の柱となる人材でございますので、そこはしっかりと労働条件もひっくるめて確保しつつ、そこで浮いた、余っている時間を副業・兼業のほうで力を貸していただく、地域貢献をしていただくということになるのが一番のことだと思いますので、そこら辺を、先ほども言いましたけれども、職員の皆さん、特に若い職員の皆さんと協議をしながら、こういった職種がいいのか、それも、先ほども第1問の答弁でさせていただきましたが、地域の事業に取り組めるような手続や基準を明確化したいと、まず、そこを明確化をしながら、取り組める環境を整えてまいりたいということで考えております。

そういったことで、地域交通環境もひっくるめて、全体的に職種の検討をしながら取り進めてまいりたいと考えておりますので、また何かいい案がありましたらお示しをいただきたいと思いますし、また、役場としても様々な方向で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますよう答弁申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（加藤徹己） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、7番藤田直美議員。

○7番（藤田直美） 議長のお許しをいただきましたので、通告しておりました2問の一般質問をさせていただきます。

2問目の地域で支え合う除雪支援をについては、この場での質問を保留し、1問目の本別町DX推進についてを質問いたします。

質問事項。

本別町DX推進について。

急速な人口減少による担い手不足に対応するため、行政DXを推進している自治体が増えており、町民からもデジタル技術の活用による公共サービスの効率化と利便性の向上が求められています。早期実現のため、DX推進の取組と課題について伺います。

L I N Eを活用した情報配信は、身近なツールを利用でき評価されていますが、活用の幅を広げ、現在協議中の手続の簡素化を早期に進めるべきです。

まず1つ目に、L I N Eから各種申請の方法や支援の検索をする場合、ホームページの画面が出てきますが、文字が小さく見にくいとの指摘があります。簡単検索にな

るように工夫するべきと思いますが、見解を伺います。

2つ目に、家族の死後の各種保険の手続、公営住宅の退去届出等、各課横断的に情報を共有し、書かなくていい、来なくていい窓口の設置を早期にするべきと思いますが、見解を伺います。

3つ目、病院の受診予約もLINEからできると効率が上がることが予想されます。特に熱外来などは、時間や人数を分けて診ることができ、待ち時間解消や感染症対応にもなります。健診やドックは、予約が容易にできることから、便利だと感じる町民が多いと思います。受診、健診の増につながると考えますが、見解を伺います。

4つ目、公共施設のオンライン施設予約、決済と利用状況を確認できるよう、早期にするべきと考えますが、見解を伺います。

5つ目、LINEのお友達登録を増やすため、登録やお友達紹介をすると、ゆうゆうポイントが付与されるよう商工会に協力していただき、取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 藤田議員の本別町DX推進についての御質問に答弁をさせていただきます。

1点目のLINEにおける各種手続の検索につきましては、議員御承知のとおり、現在はLINE上のメニューから、知りたい情報の町ホームページへ移動する設定となっております。

町ホームページは、パソコンでもスマートフォン、タブレットでも崩れることなく、きれいに表示できるつくりとなっております。

一般的にスマートフォン、タブレットでホームページを閲覧する場合は、必要に応じて利用者が画面を拡大して表示しているものと考えますので、文字の大きさについては、今のところ変更することは考えておりません。

2点目の書かなくてよい、来なくてよい窓口の早期設置及び4点目の公共施設のオンライン予約等につきましては、町民の利便性向上の観点から、議員御指摘のとおり、早期に取り組む必要があると考えております。

現在、本町も加入しております、北海道電子自治体共同システムでは、本町は今のところ、一部の届出、申請書のダウンロード機能を活用しておりますが、オンライン申請や施設予約の機能も持っておりますので、それらの機能を活用できるよう、運用コストも勘案しながら、システムの活用を検討に努めてまいりたいと考えております。

3点目の病院での受診予約の件につきましては、町国保病院におきましては、町民ドックの受診希望者について、昨年12月より病院ホームページ上での予約受付を開始しており、通常外来とは別に予約受付を行なっているワクチン接種等に係る受付についても、オンライン予約の導入検討を行なっているところであります。

また、現在、電話にて行なっている発熱外来の受付につきましては、基本的に予約

と診療が同一日になることから、オンライン上での予約から診察に至るまでの流れにおいて、院内における人的体制、システム的に解決しなければならない課題もあることから、受診者の利便性が向上し、かつスタッフの負担軽減が図られるよう課題を整理しながら、予約システムを構築する必要があると考えております。

5点目のLINEのお友達登録数増の取組につきましては、現在は、広報紙に常時QRコードを掲載しておりますが、今後、公用封筒へのQRコードの印刷や、イベント、集会でのPR等を行なってまいりたいと考えております。

また、議員御指摘の特典の付与につきましては、特典をつけることの是非や、つけるとした場合、本町では何が有効かを含め、各種団体の御意見や他市町村での取組を踏まえ、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 再質問させていただきます。

まず1番目の部分ですが、文字の拡大は考えていないという御答弁をいただきました。

例えば、拡大ではなくても、簡単検索という部分で御提案したいのですが、例えば、現在LINEの基本メニューにある、届出に関することや証明に関することを選択しますと、出生届から結婚届、離婚届、死亡届などなど、住民基本台帳カードに関する届出、10項目ほどのホームページ上に載っているものが出てきます。ここから選択するわけですが、届出に関することだけとなります。そこから、結婚に関すること、転居に関することになると、また別な検索も必要になる方もいるかと思えます。

私が言いたいのが、届出に関するのではなく、これをライフステージに合わせた、結婚、離婚であれば、必要な手続きに関するに加えて受けられるサービスも一度に見られるようになると、とても親切ではないかと思えますし、細かい手続きの内容、説明というのはそこで行なえばいいので、選択する段階では文字数が減って、とても見やすくなると私は考えたので、今回、こういう提案をいたしました。

移住として届け出たとしても、その他、転居に関わる受けられるサービス、住宅をする際のサービスがそこで見られると、本当に見やすいのではないかなということ御提案したのですが、検索項目の見直しについて、このようにしてはどうかということですが、見解を聞きたいと思えます。

次に、2つ目ですが、以前にも、お悔やみ窓口設置についてはお伺いしました。

家族が亡くなり、その遺族が役場で行なう手続きについては、それぞれあると思いますが、複数の課に出向く必要があります。

遺族の中には高齢者も多く、複数の窓口での手続き、時間もかかり、亡くなった方の情報を何度も同じような紙に書かなければならない、伝えなければならぬという手間がかかっております。広範囲の担当課への移動や、手続き期限がばらばらであるため、

遠くから何回も足を運ぶ遺族の方のお話を伺っております。

遺族の負担軽減には、1か所で手続が済むように、また、1回で手続が終わるように、今はウェブで事前に情報を入力すると、来なくてもいい手続が、現在もあると思いますが、その点について、コストの面も勘案しながら、今のシステムでもできることがあるという見解をお持ちであります。現在、事前に入力でできる手続というのを伺いたいと思います。

3つ目と4つ目に関してですが、病院の診療予約、先ほどワクチン接種の予約など、公共施設の利用予約や決済についても前向きな御答弁だったかと思います。どちらも利用状況や空き状況が分かることで、利便性の向上が図られることとなります。

施設利用については、団体、個人で借りの場合でも毎月申請に足を運んでいる状況、支払い、決済についても検討していると伺っておりますが、登録、申請、施設の空き情報については、特にこの時期は会議が多く、候補日を決めても、空いていなかったために日程が決まらないという状況や、職員も何回もその対応をしなければならないということもあると思います。

現在の施設の利用状況、また、利用の流れ、申請の流れはどのようになっているのか。せめて利用できる施設の日程、確認ができる情報発信、表を取りまとめて、空き情報、常に更新できるような表を閲覧できるように早急に取り組むべきと思いますが、見解を伺いたいと思います。

また、5つ目のLINEお友達登録に関してですが、まだ認知度が低いことが課題であると私は思っております。初年度登録目標は達成しているということについてはよかったと思いますが、さらに町民に広く知っていただき、利用していただくことが重要だと考えます。

広報等でPRしていくということですが、LINE情報の中でも、各種イベントの情報や病院の面会再開等、特に今回の大雪情報、LINEの情報を見た方にとっては、とてもよい評価も受けております。

期限がある各種申請や本別町が各自で行なっている補助の内容、幅広い世代が利用できる情報をまず入れる、LINEのお友達を増やしていただきたいという情報もLINEに数多く入れるべきだと思いますが、見解を伺いたいと思います。

以上、お願いいたします。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 藤田議員の再質問について、答弁をさせていただきます。

まず1点目の文字が小さく見えにくいとの指摘ということで、私、先ほど答弁をさせていただきました。文字の大きさは、今のところ変える考えはないということで答弁をさせていただきました。

そうではなくて、今、お話を伺いますと、検索の方法だと思います。確かに、今の現状ですとホームページ等もそうでございますけれども、そこにクリックをして入って

いく場合、なかなか見えにくいといいますか、検索しづらいというお話も承っております。そういったことは、今、改善に向けて検討しているところでございます。

また、施設の利用状況、それからLINEでの登録数の増につきましては、今、担当のほうから詳しく御説明を申し上げたいと思いますが、今、LINEの登録は800件を超えましたけれども、当初の年度はクリアはしてございますが、これをさらに幅広く周知をし、最終的には7割、8割、10割が一番ベターだと思いますけれども、最低でも7割、8割程度、登録者を増やしていきたいなと思ってございます。

また、そういった部分につきまして、今、担当のほうから詳しくお話をさせますけれども、全般的に、システムの関係につきましては、議員も御承知のとおり、今、行政システム全般を更新をしているところでございます。そういったことを鑑みれば、令和7年度におきまして、すぐにそこをスタートできるのかということは、今のところ厳しい状況でございますけれども、そういったこともひっくるめて、町民の皆さんが使い勝手のいい、そして検索のしやすい、そしてかつシステムをうまく活用できる、そういったことを、今後、検討しながら取り進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

詳細につきましては、担当課長のほうから御説明をさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 再質問にお答えさせていただきます。

漏れ等ございましたら、また御指摘いただければと思いますけれども、まず1点目のLINEからの検索のやりやすさの部分ですけれども、LINEに限らず町のホームページも、必要な情報にたどり着きにくいという部分は私自身も感じておりますので、議員おっしゃったように、例えば、亡くなられたときとか、こういうことがあるときというような探し方もできるような、あるいは、我々行政サイドの人間でしたら、こういう計画を探したいというときに簡単にたどり着けるような、そういった分類というか、整理の仕方を関係各課と協議して、簡単に情報にたどり着けるような仕組みを構築していきたいと考えております。

2点目の手続の部分ですけれども、現状、アナログ対応な窓口に、死亡の際でいいましたら、一旦は来てもらう必要があると。ただ、その際にも、いろいろ動いてもらうのではなくて、その場でお話を聞き取りながら、担当部署と連携しながら必要最小限の移動、記入等で手続ができるような体制は取っておりますので、今後デジタル化を進めていった中でも、同様な形で共有できるような情報は共有しつつ、セキュリティの部分も確保しながら、対応できるようなことは検討を進めてまいりたいと思います。

施設の予約の部分につきましては、予約の状況は今、ホームページ上でも、特段、施設の情報は出していないのですけれども、確かに予約する際に、今は全部電話で、今空いていますか、いついつ空いていますかという確認をした上での予約と言って、後ほど申請書を出しにというところになっておりますけれども、確かにホームページ上で予約の状況、空き状況が確認できればいいのですけれども、予約システム自体、いろんなところございますけれども、一連のもの、空き状況、空いている、じゃあそこを予約しよう、予約まで進む、あるいは利用料の決済まで進む部分もあるのですが、いずれにしても、町の施設って利用の制限というか、審査が必要な部分もございますので、そういった手続上の課題とかも整理しながら、新たなシステムを導入するに当たっては、なるべく使い勝手のいいものを導入してまいりたいと、これからも検討を進めてまいりたいと思います。

最後に、LINEのお友達の拡大の取組ですけれども、当初の答弁で申し上げましたとおり、特典をつけるという部分もあるかなとは思いますが、お金がかかってくる部分もございますので、そういったものが本当に効果的なのかどうかということも重要だと思いますし、あるいは職員レベルで、ミーティングの中で出ていたのは、LINE自体、御高齢の方も使っている状況はありますけれども、これがLINEなのかどうかということも微妙に認識していない方もいるのではないかな。あるいは、使っているのは本当にメッセージの機能だけだったりとか、そこからさらに何かを登録したりとかというのが困難な人が一定程度いるようなお話も聞きますので、とすると、例えば自治会の会議に我々が出たときに、実は町でLINEありまして、使い方分かるかいというのを対面でお話ししながら登録してもらうというのが、実は効果的なかなとも考えておりまして、ミーティングの中で出たのは、名刺サイズのカードにQRコードを印刷しておいて、それを職員が持ち歩いて、何かのときに、これあるから登録してみなと。その際、扱い方はこうなるのだよということを説明しながら登録してもらうような取組もできるのではないかなと思っておりますので、そういったいろいろな手段を検討しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） LINE登録に関すること、いろいろ取組に関して、これから考えられていることも伺いました。

病院の関係、熱外来についてですが、問診、診療などがあるため難しいということでありました。

多数に一度、来たときの待ち時間というのが、ちょっと課題になっているのかなという認識でございましたので、この待ち時間解消についての取組は何かしているのかという部分を伺いたいのと、先ほど、LINEの利用に関しての認識が薄いのではないかと、対面での登録の指導をしていきたいというようなお話であったかと思います。

これは、デジタルデバインド対策といいますか、町民の意識醸成、その前には職員の

意識醸成も大事であると、私、所管事務調査のときも室長のほうから伺っております。

研究調査はとても重要だと思いますが、今後、研修など予定されていること、また、デジタルデバイド対策、町民の意識醸成という取組として、先ほど対面でとか自治会単位でとかというお話をされておりますが、今後予定されている、職員の関係でもそうですが、研究調査の関係、研修の関係あれば伺いたいと思います

○議長（篠原義彦） 小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸） ただいまの、発熱外来に関係しました待ち時間の解消という部分での取組でございますけれども、現在、まず電話を一報、受診のお申込みということでいただいた後、看護師のほうから折り返し受診者の方へ連絡を取らせていただいております。

順番にという形になりますけれども、その後、病院への御案内という形で、その際にいたしますけれども、現在、人数をある程度、固めた中といいますか、来院していただく時間については、当然PCR検査、もしくは抗原検査、それぞれ所要時間が違いますので、10時半の一旦問診に合わせる形で、患者について御案内をしているところでございます。

ですので、この予約の部分について、LINE等でオンラインで予約、その日の診療に係る部分でございますので、やっぱりタイムラグの問題も出てくるのかなと思いますので、そういう体制的な部分、人員的な部分も当然考えられますので、現在、多いときは、例えば10時半の問診、11時の問診、11時半の問診、そういう時間をずらした中で、極力、患者を待たせないような形で受診の御案内をしているというところで、今、対応しているところでございます。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） お答えいたします。

職員、町民も含めての意識の醸成の部分ですけれども、今のところ具体的な日程どうこうという部分はないのですけれども、少なくとも、昨年夏にDXの町民アンケートというものを広報でお知らせしてやりまして、その結果の報告について、特段まだやっていなかったというのを、はたと気がつきまして、それについては広報なりでお知らせしていこうかと思います。

また、職員に対しても、今日もこういうやり取り、議会でやっておりますというのは皆さん聞いているかと思いますので、今後、DXに関してのこういう考え方、あるいはこういったことを取り組んでいかなければならないよねという部分の底上げは十分必要だと思っておりますし、それについては、どのタイミングになるか分かりませんが、職員向けの研修ですとかをやっていきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 私も今朝、行政無線からもお友達登録をお願いしますというような情報が入っておりまして、一生懸命やっけていただいているのだなと感じておりま

す。

また、各課横断して行なうことが多い、デジタル技術を使う上で、LINEに関しましても各課、本当に横断的に情報共有しなければならないことが多いのかなと思います。

また、DXはこれからの時代に対応するため、業務改善、本当に横断的な情報の共有が大事ではないかと思います。

組織全体で推進し、今後も町民への快適なサービスをしていくべきと考えますが、その点について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） お答えいたします。

議員御指摘のとおりなのですけれども、DX、デジタル技術を活用して、我々職員も楽になりましょうよという、そういう動きで動いていかないと、まさにこれからの時代、役場の業務自体は回っていかないのではないのかなという部分が多々あるかと思いますので、そういう意識を職員全員に植えつけながら、いろんな取組、情報共有を進めていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○7番（藤田直美） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、3番丑若浩行議員。

○3番（丑若浩行） まず、先日発生した大船渡市の大規模火災の消火に当たった消防関係者の皆様に、元消防団員の立場から敬意を表するところであります。また、被災した住民の皆様に心より御見舞を申し上げ、一日も早い被災地の復興を願うものであります。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告済みの1問について質問を行ないます。

質問事項。

本別町の空き地・空き家の雑草対策を。

質問要旨。

本別町の人口減少により、雑草の繁茂している空き地・空き家が目立つようになってきました。多くは民有地ですが、行政のしっかりした指導により、減らす努力をするべきです。

要旨の明細。

本町では、住宅地でも道路の面した空き地・空き家が増えています。人の手の入らない土地では、近年の猛暑と相まって、雑草の繁茂により、周辺住民の住環境の悪化を招いている現状があります。また、その多くは民有地であることから、住民の方々が雑草を除去することもできず、虫害や景観の悪化も含めて我慢を強いられています。このことから、行政の強い指導力が必要と考えますが、見解を伺います。

1つ、国土交通省の指針では、跡地等の適正な管理が行なわれず、生活環境が損なわれている場合、市町村は所有者に対して指針に即した管理を行なうように勧告する

ことができると思いますが、現在、町民の方からの相談件数と、それらの対応について伺います。

2つ、本別町ふるさと納税の返礼品として、本別町内草刈り代行という商品がありますが、利用実績がないと伺っております。このようなサービスを最大限PRして、行政全体で一体となり、情報を共有し、町の美化を維持するシステムが必要と考えますが、考えを伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 丑若議員の本別町の空き地・空き家の雑草対策をの御質問に答弁をさせていただきます。

1点目の空き地・空き家の雑草に関する町民からの相談件数と対応についてであります。雑草の繁茂による景観悪化で寄せられた苦情や相談の件数は、この3か年におきましては、令和4年は1件、令和5年は7件、令和6年は7件となっております。

対応の内容につきましては、連絡を受け次第、現地確認を行ない、土地の管理者に向けて、早急に草刈りを行なうよう、現地の写真を添付した依頼文書を郵送しており、併せて町内で草刈りを請け負っている業者の斡旋も行なっております。

対応が終了した際には報告をいただき、現地確認を行なって完了という運びとなっております。

なお、御質問にあります、国土交通省の指針により、跡地等の管理について市町村が指針に即した管理を行なうように勧告することができるというものについてありますが、都市再生特別措置法において、立地適正化計画を策定し、跡地等管理等区域及び跡地等管理等指針を定めている場合において、空き地等の適正な管理が行なわれずに生活環境が損なわれているときには、指針に即した管理を行なうように勧告することができることとされているものであり、本町においては適用されないものとなっております。

2点目の草刈り代行のふるさと納税返礼品としての活用についてであります。こちらの返礼品については、令和4年度にふるさと納税プロジェクトチームが検討したものを返礼品化し、令和4年度から受付を開始いたしましたが、御承知のとおり利用実績はなく、現在は冬期間で返礼品選択の見込みがないため、受付を停止しているところであります。

ふるさと納税事業における返礼品の対象者は、地元住民以外となっていることから、各種ポータルサイトが主流となっている当該事業においては、本町に不動産を所有しているごく少数の寄付対象者に対し、現有するあまたのポータルサイトから草刈り代行サービスの情報を届けることは難しい状況ではありますが、住民登録が町外で、町内に不動産を所有する方に対し、ふるさと納税返礼品の情報を個別に提供することは可能だと考えておりますので、今後、関係部局と協議を図りながら検討をさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） それでは、再質問させていただきます。

1番目でございますけれども、十分に今対応できているという答弁をされたと思いますが、現状、私どものほうにも、あそこの草はどうにかならないとか、やはり、遠慮して行政に連絡してこない方って一定数いると思うのですよね。それで非常に生活環境が悪化しているという現状もございます。

やはり本別町内ですから、パトロールをすれば、ここちょっとひどいよねというところが分かると思うのですね。ですから、課を横断して全体的に取り組んで、そういう雑草で困っている空き地を少しでも減らしていく努力が必要と考えますが、見解を伺います。

また、2番目に関してですけれども、これ非常にいいシステムだと、私、教えてもらったときに感心したのですけれども、自分で調べてみても、なかなかそのページが出てこない。せっかくいいシステムがあって、所有者は税負担を軽くできるし、周辺住民はすっきりするという非常にいいシステムなのですけれども、全くもってPRできていないのではないかなと思います。その点について伺います。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 私のほうから、1点目の再質問についてお答えさせていただきます。

町内空き地の雑草に関しましてですけれども、環境悪化という部分では、年に数件の相談、苦情が来ていまして、届いていない状況にある空き地もあるのかなということは想定はしておりますが、環境悪化ということで、近隣住民のためには取り組まなければならない問題ですけれども、一方面から見ますと、個人の財産に行政がどれだけ手を出せるのかといいますか、制御できるのかという部分もありますので、こちらとしても配慮しながら対応しているところでありますけれども、内部のほうで、今回のこの質問を受けた上で出た内容ですけれども、例えば、私どもで委託しています、ごみの収集、町内回りますので、そういった方からの情報収集も可能ではないかということで内部のほうでは話はしておりますが、今のところは、毎年、固定資産の納付書送付の際に、草刈りしてくださいということでお願いは回していますので、基本的には所有者の自発的な活動をお願いしているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

周知、PRが足りないのではないかとこのところでございますけれども、今、住民課長からも答弁あったのですけれども、例えば固定資産の納付書のほうに、ふるさと納税の返礼品の情報を一緒に入れてPRするというのも考えられますので、そういった形取りながら、所有者に届くような情報提供をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） 今後、前向きに考えていただけるという答弁いただきましたけれども、これ今後増えてくると思うのですね。ますます人口減少が進んでまいります。手遅れにならないように、対策を進めるべきだと思います。

また、1番目の項目に関しましては、条例化、現在の空き家対策計画ございますけれども強制力はなく、管理に関しては所有者任せという部分がありますが、他町村では条例化し、行政の指導により管理の徹底化を明文化しているところもあります。本町として、そういう考えがあるのかどうか伺います。

また、2番目でございますけれども、草刈り代行を進めることでみんなの利益になる、次の一手を進めていかなければ、管理不行き届きの空き地は減らないと思いますが、行政全体で取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 1つ目の条例化等の質問についてお答えさせていただきます。

各町のこういった環境、空き地の除草環境の条例化ですけれども、ちょっと古い情報ですけれども、国土交通省の調査によりますと、3割から4割程度の自治体にそういった条例があるということは確認していますし、その中では勧告という重たいところまで設定しているところや、自治体による代執行というものをうたっている町もあるようでございます。

私どもとしましては、こういった事例他町村にありますので、そういったものを研究しながら、今後どういったものができるのかということは協議していかなければならないと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

次の一手ということで、行政全体というところでという御質問ですけれども、1回目の答弁でもさせていただいたのですけれども、この返礼品が、もともとふるさと納税のプロジェクトチームという、各課から職員を集めて、どんな返礼品がいいのだろうというところを検討して出来上がったものでございますので、そういった機会も使いながら、今後も、次の一手というところで、返礼品のほうも検討してまいりたいと考えております。以上です。

○3番（丑若浩行） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、5番梅村智秀議員。

○5番（梅村智秀） それでは本日は、通告済み3問について一般質問を執り行ないます。

しかるに、3問目に通告をいたしました町政に臨む町長の所信についてにつきまし

ては、この場での質問を留保いたしまして、後刻ナイター議会にて執り行なうことを申し添えます。

また、1問目及び3問目につきましては一問一答細目方式を採用し、2問目につきましては細目方式は採用いたしません。

また、質問に先立ちまして、私が一般質問に臨む姿勢ということで一言申し上げさせていただきます。

去る2月25日付受付でございますけれども、私に対して苦言が呈されたと、この一般質問の場において、その所作を見た方から苦言が呈されたということがございます。

概要といたしましては、昨年の12月11日の一般質問上のことについてでございます。おそらく、イニシャル表記がございますが、私及び当該議員と思われる方が、私だろうというところから、藤田議員が私に対して、私の一般質問中に際して、いわゆるやじという部分、不規則発言を行なったことに端を発した部分でございます。

休憩中でございますけれども、傍聴者がいる中において、私が藤田議員に対して、この方のお言葉をお借りすると、罵倒し始めたと、非常に不愉快だったというようなお言葉でございました。常識のある人間なら、どこか別室に移動して2人だけで話すのが筋ではないかというようなことでございます。

私といたしましては、こうしたお声を寄せていただけることは極めてありがたいことだと思っており、不快に思われたということであれば心よりの反省をし、今後に生かしていきたいと考えているところでございます。

また、当然こうした御批判、お叱りということが多々お持ちの方もいらっしゃると思います。私からのお願いといたしましては、実はこの文書に関しては、氏名に関しては匿名ということ、また、この提出方法につきましては、差出人の記載がない中で役場に郵送で送られてきたということでございます。せっかくこうした御意見を寄せられても、どこから出てきた出所の分からない文書であれば、いわゆる怪文書の類とも取られかねないということでございます。

私の姿勢といたしましては、こうした御批判等にも真摯に受ける所存でございます。私はこれSNS等でも公開してございますし、町内に配布するリーフ、チラシ等にも記載してございますので、改めてこの場で申し述べますが、私の連絡先、090-3468-0277番でございます。こちら直接、御連絡いただけましたら、できる限りその方の御都合に合わせて参上し、お話をお伺いいたしたいと考えている所存でございますので、できればこうした御苦言等を寄せていただく際には、方法、手法等を考えていただければ幸いです。

また、私のこうした姿勢のみならず、町政全般に関する御相談等もお受けしたいと思っております。叱咤激励、双方いただければ幸いと存じます。

それでは、質問に入ります。

1 問目でございます。仙美里小学校閉校後の利活用について。

通告書の読み上げを行ないます。

要旨。

3 月 3 1 日をもって閉校となる仙美里小学校校舎等は、町の貴重な財産として有効活用することが求められるが、現在、具体的な構想や計画は示されておらず、早期に取り組む必要があるが、事実と所信を質す。

要旨の明細。

1 番項、仙美里小学校の統廃合が決定した後にも、今後の利活用について具体的な動きが確認できなかったが、速やかに取り組むことのできない事由はあったのか問う。

2 番項、校舎等の利活用に際し、平成 2 7 年の 1 1 月の調査以後、現在までに新たに明らかとなった構造上の欠陥や、大規模修繕を必要とするような箇所、また、その他留意事項等はないか問う。

3 番項、本町の廃校利用実績の一つとして仙美里中学校の利活用が挙げられるが、利活用に至った経緯の概要、公募方法や諸条件等でございます、及び課題点を含む総評を問う。

4 番項、地域振興や活性化を目標とし、行政主導での構想立案はもとより、町内、個人や事業所、団体等でございます、を優先するも、広く利活用希望者を募るため、文部科学省による未来につなごう「みんなの廃校」プロジェクトへの登録を行ない、併せて各種媒体、ホームページや L I N E 等、こういったものでございます、併せて各種媒体を活用し公募を行なうべきであるが、見解を問う。

○議長（篠原義彦） 高橋教育長、御登壇ください。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕 梅村議員の仙美里小学校閉校後の利活用についてお答えさせていただきます。

まず 1 点目の校舎の利活用に関し速やかに取り組むことのできない事由はあったのかとの質問ですが、御承知のとおり、仙美里小学校は令和 7 年 3 月末をもって閉校となり、学校校舎としての役割を終えようとしております。

速やかに取り組めなかった事由を問われているところでございますが、本別中央小学校への統合を決定してから廃校となるまでに 1 年間しかなく、この期間においては、児童、保護者、教職員の交流を深め、統合後の良好な教育環境の構築に資する取組を最優先とし、地域等との協議を行なってきたことから、その後の校舎の利活用については、閉校後に具体的な検討に取り組むこととしたものであります。

2 点目の構造上の欠陥や大規模修繕を必要とする箇所につきましては、平成 2 7 年 1 1 月の調査以降に新たに明らかとなった欠陥や大規模修繕を必要とする箇所はございませんが、毎年、水回り等の小破修繕の費用が 2 0 万円から 3 0 万円程度かかっており、今後も校舎等の老朽化に伴い、修繕費用が増額することが見込まれます。

また、校舎等を実際に使用するとなると、ボイラー、消防設備、電気保安業務等の保

守点検料が必要となってきます。

3点目の仙美里中学校の利活用につきましては、平成24年8月に閉校を決定して以降、平成24年10月から、建物、跡地の利活用について、役場内及び地域住民との協議、検討を行なってきましたが、結論が出ず、平成27年5月に役場内の検討体制を改め、それまでの経過を踏まえ、再度検討を進めた結果、地域振興を図る目的で貸し出すこととし、公募することとしたところです。

公募に当たっての要件といたしましては、町内外の個人、法人、任意団体等は問わず、でき得る限り地域と共存し、地域の活性化、地場産業の振興、雇用の創出や福祉の向上などの地域の振興、発展に資する事業を行なうものを重点といたしました。

公募の方法は、町広報、町ホームページへの掲載、議員御承知の文部科学省による「みんなの廃校」プロジェクトへの登録、ウェブ検索サイトへの広告出稿、新聞への記事掲載依頼などを行ない、7件の問合せ、最終的には2件の正式応募があり、事業内容の審査や申請団体との協議を経て、レストラン、野菜販売所、首都圏と十勝の若者のネットワーク組織の拠点づくりを行なう事業者を選定し、建物の貸借契約を締結したところです。

その後、事業が当初の計画どおり進まず、この間、事業者の構成員が交代しながら事業継承を行ない、新たな事業展開も検討しておりましたが、コロナ禍に直面し、それもままならず、現在に至っているところでございます。

4点目の仙美里小学校活用に向けた公募につきましては、仙美里中学校と同様、「みんなの廃校」プロジェクトへの登録等により実施することも可能であると考えますが、その前提には地域との合意形成、役場内での検討が必要であることから、今後、関係団体、地域と十分に協議、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、1番項につきまして再質問を行ないます。

御答弁からでございますけれども、速やかに取り組むことのできない、それを阻害するような事由というのはなかったのかなと。ただ、最優先した優先事項が違ったというようなところでございました。

実は、私自身が特段アンテナを高くしたということではないのですが、例えば在校生の保護者であるとか、地域住民の方、または卒業生の方とかそうした方から、いろんな提案のようなものも含めた、ここってこうなるといいねとか、どうなるんだろうというようなお声が相当数寄せられることがあり、そういう意味では関心が高いんだと、当然でございます。

また、その背景を見て、やはり私、この本別町の本当に最もよいところだなと思うのが町民力というか、そういった方々、課題をそのままにしておかないというね、自分たちで自ら解決しようというような姿勢を町民の皆さんが持っているというところ

だと思っており、まさに、これもその事例の一つではないかと考えたところであります。

そうしたことから、ちょっと3番項にも関わってくるのですけれども、やはり検討を始めてから、なかなか意思決定や方向性の決定にまで時間を要したという経緯もあるわけですから、柔軟い形でもいいと思うのですよ。今、こうしてまだ学校があるうちに、学校に対する思いを持っている方々とお話ししやすい環境のうちに、どういうふうにしていきたいんだというような働きかけをすとかというのも必要ではないのかなと。

また、当然いわゆる統廃合が決定して、ただ、現在まだ運営されているわけですから、その後にというのも分かりますけれども、その下準備の部分、例えばどういう方向性が考えられるのかとか、それは役場内の委員会がリードしても構わないのですけれども、そういうようなお話というか、下準備の部分を進めていくことは、当然差し障りのないことですし、本来そうあるべきかなと考えたところでございます。

この辺、改めてお伺いをいたしますが、特段私の御答弁から受けた感覚のとおり、別にこれを今、そうした水面下の部分も含めて、取組に着手、下準備をすることができなかったということではないということだと思いますので、その認識が正しいのかという点が一つと、改めて、そうした地域のお声等を教育委員会、または町としてはどのように受け止めていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） 梅村議員の再質問に答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、検討する時期でございますけれども、最初の答弁でも申し上げましたとおり、基本的には、この短い期間の中での統合準備ということが最優先すべき課題ということでございましたので、決してそのことを全くおざなりにしたということではなくて、そういったスケジュール的なところが優先されたということで御理解いただければと思います。

また、梅村議員のほうから、町民の方からそういったアイデアが寄せられているということをお聞きしました。そういった部分がもしあれば、今後とも、私どもにもまたお寄せいただきたいと考えておりますし、現段階におきましては、この間、保護者の方々、あるいは地域、自治会のほうとも協議させていただいた経緯がございますけれども、基本的には仙美里中学校のときと同様、やはり地域にとって活性化となるものが基本的には望まれると押さえておりまして、実際のところでは、それぞれこういったものに活用してはどうかというアイデアまでは私どもには寄せられては、至ってはいないという現状にございます。

したがいまして、今後、一定の時期を見ながら、そういった部分に速やかに着手していく必要があるとは認識しておりますので、先ほどの再質問の中での認識としては一致しているのではないかと思う次第でございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、1番項終わりました2番項に移ります。

2番項でございますが、最後の調査以後については、大規模なものや欠陥等については見つかっていないよということでございますが、一定程度、水回り等の修繕費用や諸点検、保安や点検等の費用がかかるよということでございました。

そうした御答弁からお伺いをいたしますが、閉校後のいわゆる公共施設の維持管理費用というものは、どの程度と捉えられていらっしゃるのか。年間おおむねこの程度というものでも構いませんで、まずお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） それでは、2項目の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

閉校後の維持管理費用という部分でございますが、まず、新年度予算で新たに環境整備、そのままにしておく、例えばグラウンドであったり、そういったところが草だらけになってしまっていて、また、場所的にも国道に近くて目立つところというのもありまして、環境整備の作業員を1人雇用する予定をしております。

こちらにつきましては、週2日程度、6か月雇用いたしまして、年間でいいますと40万円ちょっとの報酬を支払う予定としております。

それと、燃料費としまして、そういった環境整備に進むときには、草刈り機とかそういったものにガソリン等を使いますので、燃料費として6,800円、あと令和7年度のみになるかと思いますが、電気料を3月31日まで使用しますので、その後の整理等にかかりますので、1か月分の電気料を16万4,350円、あと水道料なのですが、校舎のほうの水道は1か月分見まして、あとグラウンドの水道、こちらまた環境整備等をしたりするときに水をまいたりとか、機械類を清掃したりというところで使いますので、グラウンドの水道料を7か月分見ておりまして、こちらが2万4,024円、あと役務費、手数料で、最後はくみ取りをして、きれいにした状態で終わりたいなと思っていますので、くみ取り料として2万8,850円、あと浄化槽の清掃、こちらが2万2,000円、それと借上料ということで、照明器具なのですが、こちら借り上げをしております、令和10年度までの支払いになっているのですが、こちらの借上料が56万8,296円、合計しまして123万868円を維持費として見込んでいるところであります。以上です。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） ただいまの答弁につけ加えまして、教育委員会の教育費で持っているものが今の金額でありまして、そのほかに、まだ建物建ててございますので、災害共済のほうにも引き続き加入しようと考えております。

仙美里中学校及び仙美里中学校の職員住宅、合わせまして、おおむね16万円程度を予定してございます。中学校でなく小学校の校舎及び職員住宅です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいま、閉校後に直ちにかかる、初年度のみかかるものも含めてでございますけれども、初年度については百数十万円かかりますし、仮に方向性が決定しないということであれば、その後についても、今、総務課長より御答弁のありましたいわゆる保険料の部分であるとか、環境整備の部分の雇用に資する費用等々もかかるわけですから、当然、維持管理費はかかっていくと。

これは、町財政の中でもこうした公共施設等の維持管理費というのは、やはり大きな負担となるものでもあります。こちら現在としては、当然のことながら行政財産という立ち位置でございますけれども、生かせば財産、しかるに、これを利活用できないということであれば負の遺産ということにもなりかねないですね。

そうしたところがあるので、町の皆さんのね、そうした意向もあると、一定数は僕もあると捉えておりますので、ぜひ有効活用できるようなね、ものに持っていく必要があるなと考えた上で、でございますけれども、こうした維持管理費がかかるよという中で、大きな構造上の欠陥等はないというような実態もあります。

実は、昨今の諸事情といたしまして、建築費、建設費が高騰しているよというところから、どちらかという新築というよりはリノベーションといいますか、再利用していこうというような流れもある中で、こうしたものの整理、今、御答弁をいただいたようなもので、ここを利活用する際には、こういうような経費がかかりますよというものは、きちんと整理をしておく、いろいろな方々、町内の方や、地域振興に資するように利活用したい方々の一つの目安にもなると思うので、そういった整理はしっかりとしていくべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 議員のおっしゃるとおり、今後、仙美里小学校の校舎等をどう活用していくかにもよってくるのですが、いずれにしても、そういったところも整理は必要かと思っておりますので、役場内においても、そういった部分も整理しながら検討のほうを進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、2番項終わりました3番項でお伺いをいたします。

仙美里中学校の利活用の部分について、経緯も含めて御答弁をいただいたところでございます。

最後の部分でございますけれども、いわゆる賃貸借契約を結んで、コロナ禍に直面をして現在に至るということですが、現況としては、当初の計画どおりにはならなかったり、運営の構成員の方々が変わられたということは分かっておりますけれども、現況はどのようになっているのでしょうか。町の把握等について、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） お答えいたします。

仙美里中学校の現況という状況なのですけれども、仙美里プロジェクトということで、団体が借りて運営しているのですけれども、現状、主に使われているのがトレーニングルーム、トレーニング機器を設置して体力増進センター的な形で使われている部分がありますというのと、私も新聞報道でしか見てないのですけれども、週に何回かピアノの先生が音楽教室をやっているよという部分、あとは、町内のラジコン愛好家の方が体育館を利用して、コースを設置して使っているよと、私も時々行ったりするのですけれども、そういう使われ方が主に使われているという状況であります。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 先立って所管課の窓口にお伺いした際には詳細をお伺いできませんでしたので、この場で改めてお伺いをいたしますが、当初の賃貸借契約の内容等については、今の利用方法って特段問題はないということなのでしょう。

いわゆる費用負担等を運営管理者の方々が担っていて、地域にも当然資するような活動も、現在もやられているわけですから、特段その辺は問題はないと捉えているのか、それとも行政としても当初の運営、想定どおりになっていないということで、行政と管理運営者の方々と何らかのやり取り等をして、新たなてこ入れ等を考えたりとかということはあるのか、または想定されたりということはあるのでしょうか。

また、賃貸借契約というのはいつまでになっているのかと、賃貸借契約の終了後はどのような予定なのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） ここで暫時休憩をいたします。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁からいたします。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） お答えいたします。

契約の内容等々の部分ですけれども、ちょっと前後しますけれども、契約の期間からですが、契約の期間につきましては、当初契約が平成29年3月31日までとなっておりますけれども、満了日の60日前までに更新を申し出ることができるという規定がございまして、以降、毎年同様の状況なのですけれども、この更新申出により今まで更新してきているという状況になっております。

契約解除後の扱いですけれども、更新しなかった場合につきましては、解約する場合は、相手方は6か月前までに理由を付した書面により申し出て、承認を受ける、で契約を解除できるということになっております。

解除後の建物の扱いですけれども、基本的には現状回復して返してくださいという状況になっております。

今の実際の運営内容につきましては、当初の事業計画でできていない部分もござい

ますけれども、今やっている事業については、当初の計画内容に沿った中身で運営されているという状況でございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたしますが、この仙美里中学校の利活用に際しては、私の認識が誤りでなければ、実質上、自主運営をしていただいていて、公金の支出等、補助等を行っていないということの理解でよろしいのかという点、また、原則現状復帰というところでございますが、様々なね、アイデアが生じてきたり、当初の計画どおりにいかないけれど、こういうような形に運用、転用していこうみたいな話になっていったとき、当然のことながら地域の活性化とか地域に資するというのが大前提でありますけれども、そうした際は、原則はそうであっても、柔軟な運用というのは、行政としては、する姿勢というのはお持ちなのかという点についてもお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 運営費の部分ですけれども、おっしゃるとおり、町から特段の委託料なり補助金なりは、出ているというものではございません。

現状回復の部分ですけれども、先ほど基本的にと申し上げましたけれども、契約ただし書きがございまして、乙が、乙というのは相手方ですね。自らの負担により施設設備の改修等を行なった場合、本物件の取り壊しに係る契約満了の場合などについては、甲の承認を得た場合に限り変更後の状態で返還することができるとなっておりますので、何らかの事業をやっていくに当たって、中を少し改修したとか、そういったものがございましたら、最後、町と協議の上ということになるのかと考えております。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、3番項終わりました、4番項に移ります。

今、3番項でお話をいたしました仙美里中の利活用については、やはり町民の皆様で構成されている団体等で、町民の自主、自立した運営ということで、大変望ましい形であると捉えております。

ただ、近くにこうしたまた新しい小学校が空き施設としてできてくるわけですので、類似のものができるとはどうかという観点からも、また、町の課題として、直近の広報紙に第7次総計に関するアンケートもありました。こちら多くの町民が、町の課題、優先順位の高いものとして、町外からの企業誘致の促進という形でお答えになっていると。これは、もう突出して1位というところであります。そうした観点からもそういう意味では、企業誘致等を視野に入れた検討というのも、行政、また教育委員会としても視野に入れて、展開を考えていってはいかがかなと考えるところでございます。

さきにも述べましたけれども、昨今、いわゆる物件の新築がなかなか困難というところもありますし、身近な例といたしましても、町長肝入りの企業誘致事案といたし

まして、杜のいちご社の部分、こちらも1年延期になりましたよということが、行政からの報告もそうですし、報道等もなされているところであります。

この辺の事由についても、やはりそうした事業費の増大、当初の見込みと違ったところが理由でありますので、これはこの会社に限らず、どこも同じだということもありますので、そうした社会背景、状況等に着目して、そうした方々が来やすいような提案、周知をしていくべきだと考えるところであります。

また併せて、本町には企業誘致条例ないしは起業家支援の制度もありますので、そうしたものも広く周知をして、情報が飛び飛びになるのではなくて、まず2番項で申し上げましたけれども、どういう物件ですよ、これらの維持管理費の見込みはこういうものですよ、現況こういう状態ですよ、こういう制度がありますよ、当然国の制度もありますし、そうしたものも一つの一元化した情報として、きちんとそれを広く出せるようにしていくべきだと考えております。

また、管内の例えば音更町何かにも小学校を利活用したもので、そこには大学、小樽商科大学のサテライトが入ったりとか、管内の大手の企業がサテライトオフィスとして利用したり、コワーキングスペースとかシェアキッチン何かも使って十分な利活用ができています好事例もありますし、たまたまですけれども本日の新聞報道の中には、当別町で校舎にウイスキーの蒸留所を造るというものもありました。

こうしたものもあるので、そこに限定するわけではないですけど、企業誘致の部分に結びつけるようなね、展開というのも視野のど真ん中に入れていくべきではないかと考えておりますが、所見を伺います。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午後 1時37分 休憩

午後 1時37分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 答えいたします。

議員御指摘のまさにそのとおりかなとこちらとしては捉えておりまして、いずれにしましても、企業誘致も含めて施設がうまく活用されるような、御指摘のと通りの情報、こんな建物ですという、こう使えます、広さこれぐらいです、そういった情報を取りまとめの上、発信していく必要があるのかなと。

それによって企業誘致が可能になるのかもしれませんが、あるいは、ほかの用途にも使いたいという人が出てくるのかもしれませんが、そういった状況を勘案して取組を進めてまいりたいと考えます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） これまでのやり取りの中で、当然、維持管理費もかかるよと、使わなくてもお金がかかっていくよというところでございましたが、そういう意味でも、

厳しい町財政の中でね、支出を少しでも抑える、また、地域にそうした空洞をつくらないという観点からも、速やかにその辺の取組は進めていくべきだと考えているところでございますが、その辺、今後の具体的なスケジュール感というのはどのようなものをお持ちなのか、お伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） お答えいたします。

すみません、先ほどの町から出ている費用の部分について、ちょっとだけ訂正させていただきますのですけれども、建物の災害共済の分担金を、年間、中学校本体と教員住宅、仙美里プロジェクトに貸し付けている部分の建物の保険代として、年間15万円程度は町で負担している状況でございますので、申し訳ございません。

お尋ねの部分ですけれども、スケジュール感、今のところはっきり、じゃあこうしていこうという部分は、まだ立ててはいないのですけれども、教育委員会サイドと、どうしていこうという部分の課題共有はできておりますので、新年度に入ってからになるかとは思いますが、早急に内部での協議、検討機関を立ち上げた上で、課題の整理から、どうしていくかという方向性について、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 1点、整理の意味も含めて、今、答弁の訂正をいただいたところですが、まず、閉校直後にかかる費用について、先ほど教育次長から御答弁いただきました。

その後の部分についてでございますけれども、合算すると、年間、当初お幾らぐらいかかって、それ以降についてはお幾らぐらにかかるとでしょう。年間の維持管理費という意味です。利活用されなくても、かかる経費というもの。ちょっと整理して、合算で構わないので、御答弁、再度願います。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午後 1時40分 休憩

午後 1時42分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、議会を開きます。

武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） それでは、維持費の部分についてお答えさせていただきます。

先ほど、初年度に関しては維持管理費プラス保険料ということで、令和7年度については約140万円程度になりますが、それ以降になりますが、年間維持管理費、保険料を合わせて約110万円ほどかかる見込みとなっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいま、改めて御整理をいただきましたけれども、使わなくて

も年間 110 万円程度の支出があるということが明らかになっておりますし、建物等の再利用をしていくとなっても、未使用、未利用の期間が長くなればなるほど、当然そうした、特に水回り等の傷みというものも進んでいくと思います。

また何よりも、さきにも述べたとおり、企業誘致等に伝える、例えば情報を早く周知することによって、どこにどうそうしたものが引っかかってくるかというような、機会の創出にもなりますので、早いにまず越したことはないのかなと考えているところであります。

私も、よその町から移り住んだというところから、いろんなところ、そうした方々や企業等のお話を聞いていても、絶対に本別でなければいけないというような方というのはそう多くなく、例えば北海道ならどこかとか、十勝ならどこかとか道東のどこかみたいなところでいろいろ検索をしていたり、人の縁をたどっていくと本別町にこういうような場所がある、こういう制度があるみたいな形で、本別サイドから見れば企業誘致や移住者の獲得等に、そういう新たな関係構築等につながる機会があるのかなと私自身は捉えている、そうしたチャンスはどうやってつかんでいくのか、御縁を紡いでいくのかというところからも、先ほど御答弁で、新年度早めにとというような御答弁でございましたが、早く対応して周知をしていくことについて何ら差し支えはないし、むしろ有益なことしかないと捉えているので、その辺の見解については私と相違がないのかという点、改めて確認をいたします。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） お答えいたします。

議員との御見解の部分につきましては、おおむね一緒かなとは思いますが。

こちらとしましても、どういう形になるか分かりませんが、あの建物を使ってくれるところがあれば、あつたに越したことはございませんし、また、あるとどうしようもないという言い方はあれなのですけれども、使いたいというような人との、ある意味、建物があるからちょっと使いにくいというようなこともあるかもしれませんので、いずれにせよ早い段階で、どうしていくのかという部分については取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5 番（梅村智秀） それでは、1 問目終わりました、2 問目に移ります。

農村地域に新たな除雪体制構築を。

質問要旨。

町道及び公共施設等の除雪は、町直営及び事業者への委託業務として対応しているが、対象が広範囲であるため、多くの時間を要する。また、大雪時の対応にも備える必要があるため、新たな体制構築が求められるが、事実と所信を質す。

要旨の明細。

1 番項、令和 6 年 12 月に新たに福祉除雪機器の導入が提案され、手押し式除雪機

の購入やミニショベルの借上げなどを行ない、モデル地域を選定することが示されたが、取組実績と概況を問う。

2 番項、多くの農村地域では、各農業者等が所有する重機やトラクター等を利用し、通勤、通学や日常生活に支障を来さぬよう、本来、行政が担うべき除雪を行なっている実態がある。また、2 月 4 日までの大雪対応のため、約 5,000 万円の補正予算を計上し、排雪作業を行なったところであり、今後の大雪等にも事前に備える体制構築の必要も生じた。

農村地域で除雪を行なう農業者等は、農村コミュニティの維持や共助、奉仕の精神でその作業を行なう方が大半であると認識しているが、燃料や機械等の維持管理費も高騰していることから、それらを補填する必要がある。農村地域の除雪作業等に従事していただける方を事前に行政主導で取りまとめ、まずは農村から新たな除雪体制の構築をし、町直営除雪等は市街地に専念できるよう講ずるべきであるが、事実と見解を問う。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員より御質問のありました、農村地域に新たな除雪体制構築をについて答弁をさせていただきます。

1 点目の除雪機器の導入に伴う取組実績についてであります。除排雪体制整備などを行なう試行的な取組や、除排雪体制の定着に向けた実装化の取組に対して支援を受けることができる、国の豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を活用して、共助組織による除排雪作業の仕組みづくり事業を実施しているところであります。令和 5 年 12 月に実施いたしました除雪に関する自治会アンケートにおいて、自治会内で共助による除雪が可能だと思いと回答された自治会と個別に協議、調整を行ない、ボランティア保険等への加入、燃料費の負担など、一定の条件に御理解をいただいた 5 自治会に手押し式除雪機を貸出しをし、モデル地区として試行的に地域の除雪をしていただいております。

2 月末までの実績といたしまして、5 自治会合計で延べ 65 件の除排雪を実施いただいております。今シーズンの課題等を踏まえ、改めて在り方検討を進める中で、実装化できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、2 点目の農村地域の新たな除雪体制という部分でございますが、これまで町道及び公共施設の除雪につきましては、道路管理者の義務として、町の直営及び事業者への委託業務として対応してきているところであります。

また、農村部の地域の方々がトラクターやタイヤショベル等で、町道や福祉除雪世帯の各一部を御厚意で除雪いただいていることは十分に承知をしており、大変ありがたく思っているところであります。

町は、除雪計画に基づき、3 日以内に全体の除雪を完了させる予定になっております。

除雪は、先に市街地を直営及び委託業者で行ない、市街地が終わってから農村部を直営で順次行なっているため、除雪の開始が市街地よりも遅くなる現状にあります。

そのため、少しでも早く農村部の除雪が開始できるように、市街地の除雪を行なう委託業者を増やし、直営の除雪車がいち早く農村部に入れるような体制の整備に努めているところでありまして、委託業者につきましては、令和５年度まで６社でありましたが、令和６年度からは１社増え７社となり、現在も数社に声をかけ、協力をいただけるよう進めているところであります。

しかし、今回のように災害級とも言える大雪が降り、今後もこのような大雪が降ることも当然考えられますので、これらに備えるため、また、除雪作業をより早く完了させる手段の一つとして、町としまして、農村部の各自治会で除雪作業に御協力いただける体制を整えていくことも必要と捉えております。

今後は、このような新たな除雪の体制づくりにつきまして、農村部の各自治会と御相談をさせていただき、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○５番（梅村智秀） それでは、改めてお伺いをいたします。

農村に限定したことではないのですけれども、まず農村地帯からのほうがやりやすいのではないかとこの観点から申し上げております。

町長から御答弁もありましたとおり、現在、そうした農業者等の方々から厚意で対応していただいていることは、行政としても把握をしているよというところでした。

結果として、どうしても、やはりこの広範な町内、また、限りのある人員と経費、費用というところからも、どうしても直ちに全町的に対応するのが難しいということは十分な理解をしているし、皆さんの自助、共助という観点から、自分たちでね、そこは担っていこうというような強い意識が持たれているというのは、当然ここは共通認識が持てているところと捉えております。

実は今回の大雪に際して、ある町民の方から私に、ＳＮＳを通じてメッセージが届きました。できればこういうような体制つくれないのかと。

私、以前、課長覚えていらっしゃるかどうか分かりませんが、こういうことについて申入れをしたことがあります。ただ、いろいろ諸課題もあるから簡単ではないですよという程度で、深いお話にまでは至っていませんけれども、行政としては、直に取り掛かる、そうした体制構築は難しいよというようなお話がされたと記憶しているところでございます。

ただ、現にこのように、ほぼ全域にわたっているのではないのでしょうか、こういうような方々。地域の農業者等が除雪作業等を行なっているというところについては、ここまできているのですから、やはり昨今、機械等の修繕費等も高騰して

おりますし、当然、燃料費も高騰しているというようなところがあるので、そうした善意に甘えるだけではなく、これを持続可能、継続してもらうためにも、一定程度の経費の補填等を行なっていく必要があると。そのためにも、当然、そうした体制の構築というのが必要になってくるわけでありまして、これを全町的に行なうのが仮に難しいのであれば、どこかモデル地域をね、選定してということでもいいと思います。とにかく、まずはスタートしていく必要があると考えております。

また、2月4日までの大雪対応で、町内の建設業協会の皆様の御尽力によって、約5,000万円の補正予算を計上して、こちらについては苦情等もあったと、さきの議場において御答弁もいただいておりますが、総体的に見て、管内の中でも帯広市に次ぐ降雪量、これまで類を見ないものがありましたけれども、町内の町道等の混乱というのは、僕は極めて少なかったのではないのかなと評価をしておりますし、町民の皆様から苦情等も寄せられることも事実でありますけれども、評価の声もそれに比例して多いのではないのかなと感じているところであります。

当然町財政が厳しい中で経費削減ということだけで考えていったときには、やはり建設業の皆さんを支えるというか、育成をしていくとか、そういう観点も必要になってくるので、とにかく支出を抑えろということ言うわけではなく、ただ、建設業界においても、昨今、人員不足というところが課題となっています。

例えば、ダンプはあるけど運転手がいらない、機械はあるけどオペがいらないというようなところもあるわけでございますので、そうしたところを補完するためにも、こうした農業者等の機動力というのは十分に活用して、そうした皆さんの町を思う気持ち、地域を思う気持ちに添えていく必要があると考えております。

その辺について、改めて所見を伺います。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

今、議員のほうからお話いただきました、農村部に関係する除雪の在り方、これは従前、梅村議員ともお話を前にいただいた中で、体制的なものも触れたことがあったかと思います。

現在においては、今こういうお話をいただきましたので、これがすぐ、うまく農村部全体が回るかどうかは別としまして、4月に入りましたら、まず農村地域、今、自治会で、数えましたら45ほどあります。この自治会は全て、自治会の大きさ、小さいところ大きいところ、また自治会員の方の多い少ないもいろいろございますが、一通り、この45の自治会の会長なり役員の方にお声、ざっくりその辺の話をさせていただいた中で、これらの趣旨、目的に御賛同をいただけるという自治会がもしありましたら、その辺はもっと、よりざっくり御相談をさせていただく、この御質問の中にも行政的主導で取りまとめという部分はあるのですが、まずは御相談させていただくという形でお伺いを、4月に入りましたらやってまいりたいと思っております。

担当レベルの考えなのですから、今、市街地におきましては、去年から1社増えまして6社、また勇足1社、仙美里1社の計8社でやっております。

特に本別市街地においては、6社で現在回しておりますけれども、基本的にまだ直営の部隊で動いているのが8路線ぐらいございます。ですから、8班体制ということで、うちの直営でやっている部分がございます。

今、動いていただいているのは、業者的には市街地は6社なものですから、さらに増やしたいという思いはあります。

その中で、まだはっきりはしていませんけれども、今、御協力していただいている以外の建設業者、または重機を持っている業者等々に、私個人的ではありますが、今後の建設協会に入っておられる業者の中で、さらに協力いただける業者に何社か、私も今、打診させていただいているところでございます。その上で、少しでも、まず市街地の中が、業者が増えた中でやっていただけることによって、私たちが今考えているのは、直営部隊が町に残っているのではなくて、町の部分は業者に将来的には移行した中で、農村部のほうは直営が、朝からもうすぐ行けるような体制を、まずつくればなども考えているところであります。

ただそれと並行に、今、御質問いただいた件も自治会の中で御賛同いただけるというお話があれば、趣旨、お話をさせていただいて、全部は当然無理だと思っています。また、自治会の中でも考え方はいろいろとあると思いますので、それは先ほど議員が言われたモデル地区ということですね、私たちのこういうことで、こういうふうやってほしいのだという趣旨、その辺を御理解いただいた上でやっていただける旨、お話しいただけるのであれば、その自治会とも協議を進めるというような形で、まず御相談をさせていただきたいなと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めて、整理として、4月から自治会にそういう投げかけを行なっていくということでございました。

もうちょっと具体的に、どういう想定で、どういう投げかけを行なって協議をしていくのかなという点について、もう1回お願いします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 具体的な内容ということなのですが、これまで農村地帯について、各自治会の方、町民の方、住民の方、こういうようなお話ということは、具体的に今までしたことはございません。

先ほどお話しあったように、町村部の中で、町道も含めて一部、あとそれを通して隣の方の福祉的な部分も含めて、除雪をするために町道を除雪していただいている方、各農家の方というのは十分認識しているつもりなのですが、ただ、お話しさせていただいたときに、それプラス、例えば一つの自治会の中でお話をさせていただくとするのであれば、何路線その中に町道があるかどうかは別として、それらも含めてやって

ほしいのですというお願いをしていきたいなと思っております。

そういう具体的な部分を、今まで話をしたことがないものですから、とりあえず4月から話をして、秋まで形がまとまるかどうかは別として、まず話はね、出したいなという段取りでございます。そう考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） なるほど、当然こういうようなお話を進めていくのであれば、自治会単位というのが想定されるところであります。1点視野に入れておいていただきたいのが、実は、私にそのように御連絡をいただいた方は、農村にお住まいでありながらも、御実家が市街地にあるということまで出張してやっていただける。そこも自分たちの御実家の周りだけではなくて、一定程度の路線までやっていただけているというところもあります。

例えば、農村においても、畑等を賃借している方、その方々が事実上、貸主の近隣のところをやったり、自治会以外の方がそういうようなところもやっていただけているというのも視野に入れながら、自治会のみではなくて、そういったところも視野に入れた協議というのは進めていくべきだなと考えておりますので、その辺も、実態というか、事実の認識としては持つべきだと考えております。

併せて、例えばこれを本当にどのような形でやっていくか、そこに関していくと、様々な形態があると思います。それは、町がそういった農業者の方々に、NPOでもいいですし、何かを構成していただいて、町が委託をするような形もよろしいでしょうし、あとは課題という点についても、例えば事故が起こったらどうするのという点もありますし、じゃあ、あなたがここからここまでやってくださいね、でもその方が万が一、機械が故障していた、体調不良だったといった場合どうするの、やってもらうことができませんよね、みたいなことも起こると思うので、そういったところも自治会の方々から御意見を伺いながら、例えば路線、ここからここまではAさんやってください、Aさんが駄目だった場合に、補完的な立ち位置としてBさんやってくださいねとか、あとは、終わったところの報告をどうするのか。LINE等もありますし、簡単にそういったもののやり取りもできるような、あまり難しく考えず、まず本当にやってみるところから、実際にもう農業者の方々は従事してやっていただいているわけですから、そのような姿勢で臨んでいくべきだと考えております。

また、事故等に備えるものについても、請負事業者や受託事業者等につけることができる賠償責任保険等も火災保険等でもありますし、そういったところも備えて、従事する方々も、万が一不測の事故等が生じた際にも、賠償等が保険等で賄えるような体制というものも必要ではないかと。

また、さきに重機やトラクターというようなお話もしましたが、結構多くの農家、いわゆるファームダンプ等も保有しておりますので、排雪作業が生じた際、農村部においては、どちらかという道路も雪を寄せておける場所が多く確保できるの

で、排雪場まで運ぶということが、そう多くはないのかもしれませんが、建設業においても人員不足というのがあるので、どうしてもフルの時間、日中、夜間にかけてできないということであれば、万が一そうした差異が生じた際は、ファームダンブで排雪のお手伝いをできる方がいないか等々も含めて、備えていく必要があるのではないのかなと考えるところであります。

また、地域に合意等を取っていくに当たって、今後、インフラの維持管理、整備というものには、これから財政の問題もあります。人員確保の問題もあります。そうした中で、地域の中で、例えば除雪等を行なわなくていい路線等の整理というのも伴って進めていく。代わりに優先的にやらなければいけないところとか、そういったところも地域の方々からお話を吸い上げていって、新たなそうした体制構築につなげていくべきだと考えております。

改めて、所見を伺います。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

今、議員からお話しいただいた各々内容の部分、これは一つ一つ、どこまで細かくという部分はありますけれども、ざっくりとまずは御相談をさせていただくという形で、まずは4月以降やってみないと、原課としては思っております。

それと並行しながら、今、動いていただいております本別の建設業界もでございます。併せて、同じ除雪作業をしていただいている業者、今、先行していただいておりますので、本別町の建設業界と、そういう話もいただいている部分も含めて、協会とも話す、農家の方々とも話すというようなことは、並行して取り組んでいけたらなと思っております。

今、どこまでどの話をできるかというのは、今時点ではちょっとお話ししかねますが、4月以降、それがすぐ実行できるかは別として、まず取っかかりの部分、もしかしたらその町民の方によって、自治会によっては難しいとお考えになっている自治会もあるかと思えます。その辺もざっくり、大きくお話を聞いた中で進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 補足させていただきたいと思えます。

今までの農村部における除雪につきましては、やはり先に市街地を除雪をしながら農村部に回るわけですが、しかしながら通学路等もありますので、農村部におきましては、スクールバス路線は第一に早く除雪をするという決まりもございまして、そういったことで、スクールバス路線、それから生乳の輸送等は、従前も早めに農村部のほうに出向いて除雪をしている状況にございます。

また、先ほど担当課長から申し上げましたが、今後につきまして、自治会の皆さんとしっかりと協議をしながら、除雪体制の構築に向けて進めてまいりたいと考えてい

るところでございますが、先ほど申し上げましたが、市街地の委託業者を増やししながら、市街地の直営の路線を減らし、そしてそれを農村部のほうに持っていくと、それを大前提に、今、考えているところでございます。

あくまでも、農村自治会の皆様におかれましては補完という形で、何とか除雪に協力いただけないかというところで、今、話を進めてまいりたいということでございます。

以前にも各農家、そして事業者の皆さんから、農村部におけるトラクター、ショベル等を利用して除雪をやっているのだけれども、何か町のほうから助成がないのかというお話もいただいている経過もでございます。

そういったことも踏まえて、何が一番いいのか、今後、早急に内部で協議を進め、しっかりと方向性を見出した後、自治会の皆さん方との協議に入っていきたいと思っております。

以上、申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいま、町長から補足の御答弁いただきましたので、まず、事実の認識が同じかどうかという点の確認もいたしたく、改めて発言をさせていただきますが、ただいまスクールバスの通学路線、また生乳の運搬等の路線を優先的にというようなお話をされました。

さきに、この町道の除排雪は町の義務だというようなことも言及されておりましたけれども、現状として、大雪の際とかもそうですけれども、通学に間に合う時間帯に除雪終わっていませんよという意味では義務が果たせていない。ただ、致し方ないと私も思っております。だから、みんな自分たちでやるのですよという点については認識どうでしょうか。ちょっと改めて確認をいたしたいです。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 今、スクールバスの件について御質問がありました。

大雪が降った場合につきましては、これは本別町のみならず、他の自治体におきましても、スクールバスが運行できない場合については、休校もしくは繰上げとか繰下げの授業を実施するというのは、ごく自然の流れでございます。

そういった観点で、本別町におきましては、午前5時から6時の間にスクールバスが運行できるかどうかの判断をするとともに、その日において、臨時休校したらいいいのか、そして児童生徒の安全確保は保たれるのか、これ市街地もひっくるめてそうですけれども、そういったことを協議しながら、スクールバスが発着する前、そして保護者が勤務に出る前に、速やかに判断を教育委員会のほうでしますので、そういった意味におきましては、今までも大雪によりスクールバスが運行できず休校した事例は多々あります。これは私ども本町に限らず、全ての町村でのやりくりだと思いますけれども、そういったことは、通常のあり得ることでございます。

今回のように大雪になって、そして農村部における高齢者等々の方が病院に行けないとか、もしくは何かの急用があったけども、でも行けない、そういったときに備えて、なるべく5分でも10分でも早く道を空ける、そういった手立てをするのが町の責務だと思っております。

そういった観点で、そういったことが起きないように、自治会の皆さんの協力を得ながら除雪を進めてまいりたいと考えているところでございます。

自治会の皆さんにおかれましては、例え、何センチメートル降ったら除雪をスタートさせるのか、また、この路線は除雪できるけれども、機械の大小によって、ここの坂道は除雪できない、そういったことも多々あるかと思しますので、その辺を全て懸案事項を洗い出ししながら、自治会の皆さんにしっかりと落としていく、そして町の除雪に協力を願っていく、そういった体制で臨んでいきたいと思しますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○5番（梅村智秀） 終わります。

○議長（篠原義彦） 本日の会議時間は、ナイター議会開催により、あらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時13分 休憩

午後 6時00分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番水谷令子議員。

○4番（水谷令子） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの1問について質問いたします。

質問事項。

急がれる、通学路の安全確保。

質問要旨。

令和5年第1回定例会において、通学路の街灯が暗く危険であり、児童生徒等の安全確保の必要性を一般質問しましたが、今もなお改善されず、PTA保護者からは、昨年中に点灯されるはずだったのではとの声があります。これまでの進捗状況と交通安全等について、見解をお伺いいたします。

要旨の明細。

1項目め、銀河通りから本別大橋を渡り、本別中学校、本別高校までの通学路が片側しか点灯していないので暗く、また、本別高校から町立病院に向かう信号機までも、大変暗い状況が続いています。保護者からは、不安の声が上がっています。

2年前の答弁では、間引き点灯されている街灯について、所管する北海道に要請中であり、北海道において検討していただける旨の答弁をいただいたところです。しか

し、いまだに改善されていませんが、この間の経過や対応について伺います。

また、そのほかの通学路は適切に安全が確保されているのか伺います。

2項目、児童生徒には、通学路の交通安全指導が重要だと考えます。

現在、交通安全活動に交通指導員が協力しておりますが、高齢化もあり、年々指導員は減少しています。役場はサポート体制を取っていますが、このような状況をどう受け止めているのか伺います。

○議長(篠原義彦) 佐々木町長、御登壇ください。

○町長(佐々木基裕)〔登壇〕 水谷議員の急がれる、通学路の安全対策の御質問に答弁をさせていただきます。

1点目の通学路の安全対策についてであります。令和5年第1回定例会の一般質問におきまして、水谷議員から、銀河通りから本別大橋を渡り、本別中学校、本別高校までの通学路の安全対策について御質問いただき、道路管理者である北海道から、街路灯の点灯について前向きに協議していただけるとの回答を得ている旨の答弁をしたところであります。

その後の経過につきましては、帯広建設管理部足寄出張所と協議を進め、街路灯の全灯を要望してまいりましたが、北海道の考え方として、電力消費を抑制するため、今後も間引き点灯を続けていくとの意思表示があり、現在も一部間引きされた状態での点灯となっております。

また、本別中学校から大橋までの間の暗がりを解消してほしいとの要望があり、現地確認や対処方法を協議した結果、灯具整備を行なうことで工事業者と話を進め、現在は点灯されているところであります。

その他の通学路の安全確保についてであります。関係団体で組織する通学路安全推進会議において、5年ごとに通学路点検を行っており、適切な安全確保がなされているものと捉えております。

2点目の交通安全指導員の現状についてであります。昭和43年9月に32名の方が交通安全指導員の活動を始められて以来、これまで総勢110名の方が、その任に当たられてきました。

通学指導や交通安全教室、各種イベントでの交通指導など、交通安全運動に御尽力をいただけてきたことに対し、深く敬意を表するものであります。

平成26年には16名の方が活動されており、それ以降に3名の方が新しく活動を始められておりますが、高齢化などにより、この10年間で10名の方が活動を辞められており、現在は9名まで減少しております。

交通安全意識の普及啓発を進める上で、交通安全指導員の果たす役割は非常に大きく、その担い手確保は喫緊の課題であると考えており、関係団体と連携を図りながら、交通安全指導員の育成に取り組んでいく必要があるものと捉えております。

以上、申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(篠原義彦) 水谷議員。

○4番(水谷令子) 一問一答細目方式で行ないます。

1項目。

私自身、昨日、中学校の校門前横の住宅前の電柱に1つ点灯された照明灯を確認したところ。2年間たって1つついていて、しかも昨日ついたという状態を確認いたしました。

今、町長からは、2年前は、道からは前向きに行なっているとの答弁だったということですが、やはり電力消費を抑制するという考えがあり、間引きされている、今も状態であるという答弁がありました。

また、この道のほうの検証なのですけれどもね、これはいつ検証され、どのように行なわれているのか、例えば、夜の通学路を実際に歩いているのか。また、町内、小中学校、高校保護者の意見は把握されているのか、その点もお伺いしたいと思います。

また1点、私自身、所管課に昨年2月に進捗状況を聞いたところ、検討中であるとのことでした。また、昨年の秋には、PTA保護者から再三申入れがあったと思います。どのような対応を取ったのか伺いたいと思うのと、対応が遅いのではないかと、う考えがありますが、その点も伺います。

もう1点、銀河通り、大橋を渡り、本別中学校、本別高校まで、片側だけであるということで、今、電柱に照明灯が1個ついているわけですから、この電柱に何本か照明灯はつけられないのか。本別高校から町立病院に向かう信号機までは、本当に大変、もう真っ暗です。また、ここは救急車が通過する大事な道路でもありますし、小動物など急に飛び出すとか、そういう危険もあると思います。

ここにも、高校の反対側には電柱が何本かあります。ただ、街路樹が邪魔をしますので、これから検討が、そのことも必要なのかなとも考えますので、見解を伺います。

また、2年前もその他の通学路においても検証するという答えがあったかと思うしますので、例えば認定こども園とか、勇足小学校とか、勇足保育所の通学路などがどのようなになっているのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長(篠原義彦) 宮口住民課長。

○住民課長(宮口淳哉) ただいまの質問に対してお答えいたします。

まず1点目、道からの前向きな検討をするという返答に対して、その後どうなっているのかという部分で、北海道の検証状況ですけれども、私が聞いているところに関しては、前回、5年の質問の後、すぐに北海道建設管理部足寄出張所のほうへ職員数名で参りまして、話をしたというところの後、特段、現場で向こうの担当者と現場検証をしたというところは聞いておりません。

その後、私どものほうで何度か、例えば、中学校から高校までの北側の通りの件ですとか、そういった部分で何度か電話をかけて、こういうことをしたいのだけれども

大丈夫だろうか、できるのかということを確認したときには、できません、つけられませんという回答を何度か受けているということで、一応交渉といいますか、こちらからの要望は何度か上げていますけれども、現場で一緒に検証したということはないと聞いております。

また２点目、５年度に要望があった件が、２年たってやっとなつたという部分にしましてですけれども、この件に関しまして、要望があった際に即座に業者と現場確認をしまして、どういう工法で明かりをつけるのがいいのかということも確認等を進めましたけれども、最終的に、話はついていたのですが、なかなか工事のほうで、業者が忙しくて発注ができなかったですとか、契約の関係で若干遅れがあったということで、実際に灯具がついたのは昨年の秋、１１月、１２月ですね。それぐらいには明かりがつくという話を伺っていたのですが、契約の関係上でなかなか、電力会社のほうでの通電が遅れ、最終的には３月、申請を上げたけれども許可が出たのが３月になってしまったということで、私も現地を歩いてみましたけれども、先週末にはついていたことは確認しました。

今回、遅かった件ですけれども、担当者が話を聞いて、それまで現場を確認したりとか、事業者と話をして設置までの工程をやっていたのですけれども、経過、どうなっているのかということに担当者のほうが怠っていたと。実際にどうなっているのかという話をもう少しまめに聞いていれば、もっと早く対応ができたのではないかなとは思っておりますので、遅くなった点に関しましては、こちらの不手際なのかなと思うところでございます。

３点目ですけれども、高校方向の街路樹が茂っていて、電灯はあるけれども、ついていなかったりで暗いと、この点ですけれども、大橋から中学校前を通りまして、真っすぐ高校までの交差点、北側ですね、そこから、高校から愛のかけ橋に向かっての通り、こちら片側点灯になっていて、しかも本数が、高校から病院のほうへ上がっていく道路には、現在、点灯されているのが４灯で、道路反対側にもありますけれども、そこはついていない。さらに、街路樹等があつて月明かりが届きにくいなど、いろんな状況が重なりまして、非常に暗がりが多いという場所になっております。

あそこの暗がりの解消に関しましては、例えば、全灯した場合どれぐらい明るいのかということも、一度つけてみないと確認できない部分もありますし、例えば、こちらで電柱に共架するような灯具をつけた場合、どれだけつければ明るくなるのかというものも、まずやってみないと分からない部分は結構あると思います。

ただ、そのときには、例えば、どの時間帯をつければいいのかですとか、費用がどれくらいかかるとか、いろんなことがありますので、実際に必要な量を、やはり関係者で現地に行って、例えば、高校前であれば高校の通学生ですとか、地域住民ですとか、私どもですとか、いろんな部署が関わると思いますので、そちらで一度話を進めていかなければならないのかなと。要望があったので、私どものところだけで判断をする

ということにはならないのかなと思いますので、そういった話を進めていく機会を設けることが必要なのかなと考えております。

また４点目、その他の部分ですけれども、その他の通学路に関しての安全確認等に関しましてですけれども、ちょっと住民課のほうでまでは確認していません。そちらのほうで安全かどうかということは、確認はしていないところでございます。

いずれにしても、基本的には道道の街路灯に関しましては、全灯していただきたいということは、これからも道のほうには、要望は引き続き行なっていこうと思いますが、その方法に関しましては、直接行ってお話をするだけではなくて、年に一度、北海道のほうに道路事業ですとかの要望等もありますので、そういったものも使ったりですとか、こちらで、既にそこに設置されているものを利用してつけていただいて、明るくなって、それでも足りなければ次の手を考えるということが一番なのかなと思っておりますので、そのような対応をしていきたいと思っております。以上です。

○議長(篠原義彦) 武田教育次長。

○教育次長(武田敏英) 水谷議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、勇足地区、本別地区の通学路の関係なのですが、こちらにつきましても、本別町通学路安全推進会議の中において、勇足地区、仙美里地区についても、合同の点検を行なっているところでございます。

あと保護者の意見は把握されているのかという部分だったのですが、先月２月にＰＴＡの方々と、町長と語る会という懇談会がありまして、その中でＰＴＡの方から、今回の街路灯の件についての話はお聞きしているところでございます。以上です。

○議長(篠原義彦) 水谷議員。

○４番(水谷令子) 今の答弁を伺う限り、やはり対応が遅いと。

それと、道のほうに申請するのに当たり、土木現業所に行って交渉はしたと。その際に、証拠となる写真等、そういうものもちゃんと付属して持って行って、熱を持って、子どもたちの通学路ですから、安全第一ということで、その点を強く訴えていただいているのか、その点をもう一度聞きたいと思えます。

また、中学校から高校の片側、電柱あります。本別高校、町立病院に向かう電灯があります。その点も、これから検証する、全灯をつけてどのぐらい必要なのか、これも遅いという判断なのですけれども、これからしっかりやっていただきたいなと思っております。

その他の通学路についても、まだ確認されていないという点もありました。この点についても、早急の対応が必要と思っております。

また、子どもたちの通学路ですから、こんな話ばかりでは、全国的には、自治体において、夜の通学路を楽しくしようという試みも行なわれています。

アイデアとしては、どういう取組が行なわれているかということ、通学路が真っ暗い

課題を解消するために、学校とPTAが連携して、防犯イルミネーションの設置ですね。これは、地域の活性化と、道を歩く人の笑顔を生み出して、すてきな取組なのではないかなと考えています。時間帯も、日没から22時とか、21時とか、点灯時間も、日没が早くなる11月から3月初旬までとか、そういう期間に行なわれているということです、こういうことをPTA、関係団体と話し合っていく旨もあるのかどうかということと、もう1点、本別町でもやっています健康まちづくりプロジェクトなのですけれども、夜の通学路に光を灯そうということで、楽しく歩けて健康になる道に変えていくということで、通学路を学校の横、蓄光パネルを道に設置して、車のライトが通るたびに足跡が浮かび上がるとか、楽しく歩ける道を造っていくということで、こんな行ない、例えば、これはクラウドファンディングを開始したり、ふるさと納税を使ったりして、50万円を目標にして、目指しているという自治体もあります。こういう楽しい試みを行なうというアイデアなのですけれども、こういうことを行なって、PTAに持ちかけて行なっていく、地域に持ちかけて行なっていく。先ほどからおっしゃっていらっしゃる本別町通学路安全推進会議ですか、各団体が集まっているところだと思います。

そして5年に1度の点検とありますけれども、場合によっては、5年に1回と言わず、その都度行なう旨の趣旨の文章も入っていますので、こういう考えはあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

まず1点目、対応が遅いという御指摘、交渉に関しまして現場の写真等、どういった対応をしてきたのかという部分ですけれども、確かに、現時点においてもまだ全灯まで至っていないという部分に関しましては、こちらの交渉が足りないのか、もっと誠意を持っていかなければならないのか、そういった現場の写真ですとか、もっと危機迫るような何かを伝えなければならぬという部分に関しましては、足りなかったのかなという思いがあります。

これまでも、例えば今ある電灯を、こちらで電気代を持つからですとか、そこにこちらで灯具をつけたいですとかということを話しましても、それはできないと、構造上の問題で無理だとかという断り方もしていますので、基本的には、じゃあ今のものをつけてほしいと。例えば、LED化して電気料が下がっているのでは何かならないかですとか、もっといろいろな交渉ができるかと思っておりますけれども、それとは並行して、私どもも独自で電柱添架、共架をして、できる方法もあるのではないかという部分も、一応、計画ではないですけれども、話はしております。こういうやり方もあるよねということもしていますので、そちら形になるまでどれぐらいかかるか分かりませんが、内部での協議は、一応はしております。

そのほかの通学路を楽しく明るくという部分ですけれども、私どもの担当では防犯

灯という形で、どこに防犯灯が必要なのかという部分につきましては各自治会において話をしてもらいまして、ここが暗いからつけてほしいという要望に関しましては、こちらで灯具を用意して、電気代は自治会で持っていただくと、1割ですけれどもね、9割はこちらで払うということでは進めていますけれども、これまで通学路に関してということでの取組はしておりませんので、この部分に関しましては、教育サイドとの連携も必要なのかなと考えております。

イルミネーションをつけるですとか、蓄光のブロックですとかという部分に関しましても、どこができるのか、何ができないのかということも、一度皆さんで話を進めなければならないのかなと。こちらの考えだけではなくて、皆さんの意見を聞きながら進めなければならないのかなと思いますので、子どもたちの安全、交通安全も当然ありますから、そういった部分も含めて、皆さんで話し合って進めていかなければならないのかなと考えております。私のほうからは以上です。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 私のほうから、本別町通学路安全推進会議、おおむね5年に1回の点検を行なっているという関係なのですが、こちらに関しては、おおむね5年に1回は最低でも集まって点検しましょうということで、通学路周辺の状況が変わったり、点検の必要が出てきた場合には、その都度、関係団体集まりまして、点検のほうを行ない、点検結果のほうを道路管理者なりに報告しているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） なかなか点灯されていない通学路に、保護者が不安に思っていることですから、小中学校の生徒児童、高校生が毎日利用する通学路の街灯、防犯等は、交通安全上や防犯上に必要な安全対策です。

経費や維持費はかかりますが、新規で取り付ける場合でも、LED防犯灯、本体自体は三、四万円程度、工事費もおおよそ四、五万円、合計8万円から9万円程度かかるというような、私も調べましたけれども、ですけれども、通学路の安全確保のため、小中学生、高校生が笑顔で登下校できるように、住民課の迅速な対応と誠意ある返答、そして教育委員会との連携が必要と考えますが、見解を伺います。

また、先ほどもおっしゃっていましたが、街路灯においては毎年北海道に要請する必要があると考えますので、そこも、もう一度伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

確かに、児童生徒の交通安全上の問題とか防犯の問題もありますので、これからも関係各所と連携を取って、できる限り皆さんの期待に応えられるような結果が出せればいいなというところで、進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 2項目めに移ります。

○議長（篠原義彦） 時間がきていますので、簡単をお願いします。

○4番（水谷令子） はい、すみません。

本別町交通安全推進委員会なのですけれども、構成団体の中に交通安全指導委員会があるわけです。先ほど町長もおっしゃったように、現在は10人しかいません。

ここも、サポート体制とは言うものの、会員の皆様は町民のため、学童児童のために一生懸命、交通安全確保のために従事されていますので、そのところを酌んでいただいて、しっかりしたサポート体制、これからも継続できるような、また、新しい方が入って継続していけるような体制、サポートをと考えていますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

私ども住民課としましては、交通安全推進委員会のほうの事務局をやっております、その中で指導員の委嘱等を行なっていますので、指導委員会だけの問題ではないということは捉えておりますし、これまでも、事務局ではないですけれども、いろいろな上部団体からの取次ぎですとか、各種イベントに参加するための依頼ですとかも受けていますので、そういったところの橋渡しはしておりますので、私どもも一緒になって考えなければならない部分かなと思っております。

ここ最近、皆さんで集まって意見を聞いている場がないものですから、そういった場を増やして、今後どうしていきたいのか、指導員の皆さんと協議を進めていく必要があるのかなと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 指導員自体、高齢化していますし、新たなアイデアということで、さらにバックアップ、アイデアを出していただくという点も重要な点だと思いますので、伺います。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

現時点で今までの活動がなかなかできない、高齢になってきて体のほうもついていけないという部分もあるので、こちらの判断でいろいろな事業を断ったりですとか、やっていただけるものだけを選別してですとか、そういうところはしていますけれども、皆さんからの意見は絶対に聞かなければならないと思います。どういったことができるのか、何が、新しいことができるのか。私どももそれに対していろいろな意見を持ち寄って、一緒に進めていけたらなと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 周知方法としてはどのようなものを考えているか、お伺ひします。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

現時点で、こうすれば集まるという案は持っていませんが、例えばですけれども、交通安全推進委員会、委員会の中で声かけをして、皆さんに紹介していただく方を選定していただくですとか、こちらとしましたら役場のOB、交通安全に関わったことのあるOB等も声を掛けていますので、そういったものはこれからも続けていこうかなと思っております。以上です。

○4番（水谷令子） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、7番藤田直美議員。

○7番（藤田直美） 議長のお許しをいただきましたので、日中に保留しておりました1問について質問いたします。

質問事項。

地域で支え合う除雪支援について。

今回の大雪は、災害とも言える状況であったと思いますが、職員の方々や事業者の方々、関係者の皆様が昼夜を問わず対応されていることに関しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

質問要旨。

核家族化の進行により、自力での除雪が困難な世帯が増えています。

本町も、2月3日から4日にかけての、観測史上最高となった大雪により、公共交通機関の運休や学校が臨時休校になるなど、早期の除雪が求められています。

公助による除雪には限界があり、市街地以外の除雪や福祉除雪が遅くなります。冬期間の安心で安全な生活を確保するため、地域住民の努力によるボランティア除雪の推進と負担軽減を目的とした除雪機等購入助成金を導入し、自助、共助による除雪体制の構築をするべきです。

要旨の明細。

1 項目め、除雪支援補助金事業を行なっている自治体があります。

本町でも取り入れ、小型除雪機及び除雪車、スノープラウ等、このスノープラウとは排雪板のことです。等という中には、農機具や軽トラック、フォークリフトなどに装着するアタッチメントなどのことを指しております。その購入費の一部を補助する考えはないか、伺います。

2 項目め、令和6年度は貸出用小型除雪機を購入しましたが、これまでの実績と貸出しの条件、要件を伺います。

3 項目め、除雪や走行の基準となるスノーポールが破損している箇所が多数存在しており、巡回点検し、正しく設置するべきと思います。

特に、スクールバスの停留所付近は増設し、子どもたちの安全を確保するべきと思いますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 藤田議員より御質問のありました、地域で支え合う除雪支援をについて答弁をさせていただきます。

初めに、除雪体制の在り方につきましては、令和5年の8月からこれまでに計8回ほど会議を開催し、役場内関係部局で検討を進めてきたところでありまして、令和6年度からは、除排雪体制整備などを行なう試行的な取組や、除排雪体制の定着に向けた実装化の取組に対して支援を受けることができる、国の豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を活用して、共助組織による除排雪作業の仕組みづくり事業を実施しているところであります。

1点目の小型除雪機、除雪車、スノープラウ等購入費への補助についてであります。が、小型除雪機の一部補助につきましては、今年度より自治会に貸出用として、小型除雪機を購入してございますので、引き続き自治会を通して対応をしてまいりたいと考えております。

また、除雪車やスノープラウ等購入費の一部を補助する考えにつきましては、費用対効果や他市町村の状況等を鑑みながら研究させていただきたいと思っております。

次に、2点目の小型除雪機の貸出しにつきましては、令和5年12月に実施いたしました、除雪に関する自治会アンケートにおきまして、自治会内で共助による除雪が可能だと思うと回答された自治会と、個別に協議、調整を行ない、ボランティア保険等の加入、燃料費の負担など、一定の条件を御理解いただいた5自治会に貸し出し、モデル地区として試行的に地域の除雪をしていただいております。2月までの実績といたしましては、5自治会合計で、延べ65件の除排雪を実施していただいたことを確認しております。

町民への周知についてであります。現時点では試行的な取組の段階でありますので、今シーズンの課題等を踏まえ、改めて在り方検討を進める中で、実装化できる段階になったときにしっかりと周知していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

3点目のスノーポール破損についてであります。道路パトロールの巡回時に、視線誘導標が破損している箇所が多数あることは、これまでも把握しているところであります。

今年度は、およそ80本程度の視線誘導標を維持補修してきたところでありますが、今後も視線誘導標につきまして、増設も含めて維持補修を行なってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 再質問させていただきます。

本町は、比較的雪の少ない地域ではありますが、今回の大雪では多くの方が、手作業による自力での除雪は大変であったと聞いております。また、農村地域や福祉除雪

に関しても、3日で全部終了したということを聞いておりますが、職員も大変であったと思っております。

福祉世帯への除雪サービスの世帯数と、今回の大雪対応について、まず伺いたいと思うのと、市街地でもそうですが、農村地域でも除雪ボランティアを行なっている農家の方がおります。農機具等につけるスノープラウなどを装着することで効果が上がり、特に畑作農家であれば、冬の間、除雪に協力できる方がいるとお聞きしております。

市街地でも手作業には限界があり、購入を考えている方もいると聞いております。そういう情報は捉えているのかどうか、この点についても伺いたいと思います。

2項目めになりますが、今回5自治会、65件の除雪を、モデル地域選定をして貸出ししたということですが、その選定の方法、内容についても伺いましたが、その結果どのような見解となったのか。使い勝手もそうですし、期間もそうですし、その辺を受けてどのような見解、これから検討していくということですが、その点について伺いたいと思います。

3点目、このスノーポールに関してですが、先ほど増設も考えるという前向きな御答弁をいただいたところです。住民の方から御指摘がありまして、巡回して立て直しをしているというお答えもいただいているところですが、巡回の頻度と、今年度破損している箇所を立て直しというのがどれぐらいあったのか。また、通報があればいいのかもしれませんが、地域の方からの道路の安全に対する要望など、機会があったのか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 1点目、2点目について、私のほうから答弁させていただきたいと思っております。漏れがありましたら、また御指摘いただければと思っております。

1点目の手作業で除雪するのが大変というような状況でありますけれども、今回のような大雪の場合は、特にそうであるのかなと考えているところであります。

農村地区につきましても、14自治会のアンケートの中で、共助による除雪が可能というようところで聞き取りをさせていただいているところであります。

こちらのほうにつきましては、半々のような状況にありまして、これまでのお付き合いの中で実施しているというところでありまして、そういった制度が、例えば、共助による燃料費ですとか、そういったものをお出しするという形で制度をつくったとした場合に、どうであるかというようなお聞きをさせていただいたところでありますけれども、これまでのお付き合いの中で実施しているので、そういった部分はなじまないというところも半数ありましたし、そういった制度ができれば、やりやすくなるのではないかなというようなお話もあったところであります。

こちらのほうについては、後ほど2問目の中での答弁とかぶりますけれども、市街

地を今回については試行的に実施、除雪機を購入して、それをお貸しするという形を先行させましたので、今回については、農村部の部分については実施していないところであります。

また、農村部の先ほどありましたプラウですとか、農機具等につける除雪車の購入といったところでは、そういった要望は私どものほうには届いておらず、考えるに、農業のトラクターの前のほうにはバケット的なものがついているのが通常なのかなとも思っておりますので、そういったもので可能ではないかと考えているところでもありますけれども、また、そういった要望がもしあるということであれば、そういったものも考えていく必要があるのかなと考えております。

2項目の市街地の除雪機の貸与に当たりましては、こちらのほうもアンケート調査を実施を基に、互助による除雪が可能であるといった自治会、また、人数にもよるといような御回答、また、手押し除雪機があれば何とかなのではないかといった自治会が複数ございまして、そういったところに、それぞれ自治会長に、電話ではありましたが聞き取りをさせていただいたところでもあります。

その中で、除雪機が貸してもらえるのであれば実施できるよというようなお話もいただいたところでありまして、期間についても、なかなか自治会でずっと管理するのは難しい、メンテナンスですとか、置く場所も困るというようなお話もいただいておりますので、シーズン前に、雪の降る頃にお持ちをして、雪が溶けた頃にこちらのほうで回収するという条件の下、それぞれ自治会で実施いただいたというような状況になっております。

使い勝手というところでございますけれども、今回の雪については、かなり量が多かったところでもありますので、小さな除雪機については進まなかったというような状況ですとか、1日たった後に使おうと思ったけれども、雪がなかなか硬くて使えなかったというようなところもございますし、除雪機の力でこの雪を乗り切れたというようなお話も伺っているところでもあります。

また、福祉除雪の状況、順番が前後しましたがけれども、市街地につきましては、現在36件の登録をいただいているところでもあります。去年は、43件という形の登録がありました。

こちらのほうにつきましては、4日の大雪の後、すぐに入っていけないというような状況がありまして、翌日には全ての方々のところを終えたというような状況になっております。

こちらも担い手が非常に少ない状況の中、本当に朝から夜遅くまで対応いただいたのかなと考えているところでもあります。

私のほうからは以上と思っておりますが、もし漏れがありましたら、また御指摘いただければと思います。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。スノーボールの件でございます。

今お話いただきましたスノーボール、視線誘導標を今年度つきまして何本ぐらいというお話、補修も含めて本数も、どのぐらいかというお話いただきました。

このスノーボールにつきましては、当然車道の両端、これは運転する際に、特に冬であればそれを目安にということで、どこまでの幅があるかというのを基準に設置されているものですので、非常に必要なものだと思っております。

今年度につきましては、先ほど町長からもお話しございましたが、８０本程度、補修においては直させていただいております。

どのような直し方をしたとかということになれば、視線誘導標につきましては、倒れているもの、完全に倒れてしまっているものはないのですが、ほとんどが、つけた年度も古いということもございまして、これまでの冬の除雪だとか草刈り等々をした際に、どうしてもそれに当たってしまって、外側にハの字に広がっている状態があります。それを傾けを直すというような補修が主なものでございました。

これらにつきましては、基本的にはパトロール、当然うちのほうで各路線を随時回った中で、それらを見た中で、完全に壊れているだとか倒れているだとかという部分があれば、その都度対応、直す、完全に倒れている、使えないものであれば取り替えるということで、やっております。

あともう１点、今の直した話の中で、これら特にスクールバス路線の中でも、道路には、町道も含めてスノーボールが当然立っておりますが、緊急的にそれらも把握するために、スクールバス路線の７路線、点検含めてこれまでもやってきておりますけれども、精査した段階では、約７路線で１，４００本ほどございます。その中で、破損しているのは１１２本ほどありました。

この破損というのは、あくまでも完全に使えないということではなくて傾きも、さっき言ったように、ちょっと斜めになっているとかという部分もございまして、その中には、今言ったような完全に折れているものもございしますが、破損率としては８％ぐらいという結果でなっております。

もう１点、そのような話については町民の方からお話している部分もあったのかということでございますけれども、特に夏場も含めて、町道の舗装だとか穴ぼこ等については、よく連絡はいただいております。

その中で、どうしても見落しがちといいましょうか、外にあるものですから、そのようなスノーボール、視線誘導標を直してほしいという問合せは、特にございませんでした。以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○７番（藤田直美） 小型除雪機補助、アタッチメントなどの購入費補助、一部補助に関してですが、昼間、さきに除雪に関して行なった議員の答弁もお聞きしましたが、農村地域に除雪体制の構築をとという内容でありましたが、自助、共助による除雪体制

の構築という考え方については同じであると思います。

しかしながら、福祉除雪もそうですが、やっていただけるのは本当にありがたい、素晴らしいことだと思いますが、それを、協力を要請するということではなく、自力での除雪、ボランティア除雪をしやすい環境づくりをするという観点から、こういう補助をしている市町村の例もございますし、これは町民に直接関わる、全員が対象となる、直接関わる部分であります。

これを行うことで職員や自治会の負担軽減にもつながったり、このことは移住対策にもつながると思いますが、考えを伺いたいと思います。私は、これは補助の上限を決めれば小型でなくてもいいと思っておりますが、その点の考え方も伺いたいと思います。

また、貸出しの部分であります、自治会でも、高齢化により福祉部の除雪対応が大変になってきたと聞いております。

今回の大雪は、自分の家を出るのも大変であり、除雪機等補助と同じ考えですが、自力で除雪をするのが少なくなった中でも、自分で除雪を頑張っている人、ボランティア除雪をしてくれている方がいらっしゃいます。

その中でも購入費が高額で手に入れることができない人もいるため、団体に限定せず、個人にも貸出しができるよう早期に制度設計をして、広く町民に周知するべきだと思いますが、その点について伺いたいと思います。

もう1点、スノーポール、視線誘導標に関してですが、先ほど、気づかない部分もあると、通報というものはなかったというようなお答えであります、日々状況が変わることがあり、例えば大雪のときはもちろんですけれども、雪がない時期でも車が落ちたり、機械が落ちたり、破損したり、そういうこともあり得ることから、LINEの道路状況通報を活用するのも一つの手法であると考えます。

このことも、LINEを通じて活用の周知ですとか、通報の協力依頼を、自治会を通して周知していくべきだと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 私のほうから、再質問に答弁させていただきます。

1点目の関係でございますけれども、除雪しやすい環境づくりというようなところで、移住対策にもつながるのではないかなというようなお話でございました。

この補助要綱といいますか、今回、試行的に実施させていただきましたのは、国の豪雪事業といったものを活用させていただいたという形になっております。

この補助要件としましては、自治体が所有をして、それを貸し出すというような形が補助要件の一つとなっておりますし、除雪による事故を減らすというようなところも、この補助の要件となっております。

個人での除雪機への補助という形では、今回の補助対象にはなっておりませんでしたので、そういったものについては検討しておりませんでした。

こういったものが需要であって、ボランティア、また、地域の除雪互助体制ができるということであれば、そういったものも検討していく必要はあるのかなと思っていますけれども、町長の答弁でもございましたとおり、この間、横の横断ということで、3課にわたりまして8回の協議を行なってきたところでもあります。こういったところでまた、何が有効であるのかといった部分も協議をしていく必要があろうかと思っていますところでもあります。

2点目の除雪、福祉除雪、また、自治会福祉部での除雪が大変になってきているというところでもあります。こちらについては、各自治会長のアンケートの中でも切実に訴えられていた部分でございまして、本当に除雪を担う人が少なくなっている状況だと捉えております。

また、自治会間でもかなり差がありまして、自治会費を用いて除雪費を捻出している、除雪をしていただいた方に商品券ですとか燃料代をお渡ししているというような自治会も3自治会ほどございまして、そういった工夫もされていると捉えているところでもあります。

個人の貸出しにつきましても、今回の大雪で問合せもあったところでもありますけれども、さきに申しましたとおり、自治会を単位としまして、シーズン前にお貸しして、シーズンが終わったらこちらのほうでメンテナンスをして、また次期に備えたいという形づくりでありましたので、こちらで個々のお宅にお持ちをして除雪を実施していただくという体制は、今の現状では非常に難しいと感じているところでもあります。以上です。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。スノーボールの件でございます。

先ほど、連絡等々については、住民から主にきていないというお話をさせていただいた中で、これらについては、冬、雪が降る前に、当然私たちのパトロールも含めた中で事前に把握するというのも大事です。

その中でスノーボール、視線誘導標、通常は夏場に立っているうち、冬になればもう一段高くできるような仕掛けにもなってございます。それでもパトロールの中でできる分については、その都度必要なところは、一段低いところから、もう一段高くするという作業方法も、作業的にはやっている部分もございます。町民からそういう連絡等が来なくても、そういうのは自主的にというか、いつものパトロールの中での取組として、含めて対応していきたいと思っています。

もう1点、住民へのお知らせといいたいでしょうか、通知の件でございます。

先ほどLINE等の話もいただきましたが、今回につきましては、今年度、2月4日かなりの100センチメートルを超える大雪ということで、除雪に当たりました。

その際には、今までLINEだとか無線を通じての中で、これまでそういう除雪の情報といいたいでしょうか、大雪に関する情報というような部分はちょっとなかったの

すが、今回、改めて取組をした中で、やっている路線だとか、そういう部分を載せた中で周知ということで、LINE含めてやらさせていただいたところです。

こういう部分も使いながら、同じような形で住民の方には周知を、これからも引き続きしていきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 貸出用機械の関係ですけれども、早期に制度設計をということで、私、申し上げましたが、今回、モデル地域5自治会に対して貸出しをし、シーズン前に貸出しをして、シーズンが終わる頃に回収をするというようなお話でしたが、5自治会に限定されてしまうのか、広くもっと、やっぱり使いたいわというところもあるかもしれません。その辺も含めて、制度設計も考えていくべきだと思いますし、その貸出用除雪機械、その目的を持って購入をしていると解釈をしております。

貸出時に混乱が起きないように、早期に制度設計というのは当然のことだとは思いますが、どのようなスケジュール感を持って今後進めていくのか、本来の目的である貸出しが容易になるような、複雑な申請方法にならないようにも努めるべきと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 再質問に答弁させていただきます。

今、お貸ししている5自治会の皆様には、今回の除雪機の貸与がどうであったのかというような聞き取りを、まず行ないたいと考えております。

これにつきましては、回収が終わった後、個々に行なうのか、また、5自治会の皆さんに集まってお話をするのかといったところまでは、まだ決めておりませんけれども、シーズンが終わりました段階で、それぞれ御意見をいただきたいと思っております。

これについては、制度設計も含めて、自治会の皆様からの要望、こういうものがもう少しあれば動きやすいのではないかなという御意見などもいただきながら、制度のほうを確立していければと考えております。

5自治会に限らず、それらの設計ができた段階で、新たにまた募集をいたしまして、そういったことができるという自治会を拡大してまいればと感じているところでもありますし、また来シーズンに備えて、体制づくりをしてまいりたいと感じているところです。以上です。

○7番（藤田直美） 終わります。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午後 7時01分 休憩

午後 7時10分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

5 番梅村智秀議員。

○5 番（梅村智秀） それでは、日中留保いたしました3問目につきまして、一般質問を再開いたします。

改めまして、傍聴にお越しいただいている皆様、また御視聴をいただいている皆様に、町議会に対しまして関心をお寄せいただきましたこと、心より御礼を申し上げます。

それでは3問目、町政に臨む町長の所信について。

3月4日の定例会開会に際し、町長により令和7年度町政執行方針にて、新年度の町政執行に臨む基本的な考え方と所信及び施策の大綱が述べられたところ、任期満了、9月22日でございます。近くとなっていることから、1期目の総括に向けて、より具体的に事実と所信を質す。

1番項、町長就任以来、対話を重視を理念とし、町政のかじ取りをしたとのことであるが、その対話に際する町長の姿勢を具体的に問う。

2番項、自らの地域の課題は自らで解決するという理念の下、町長就任以来、これまでに解決された課題並びにこれから解決されるであろう課題について、具体的に問う。

3番項、将来に向けた財政基盤の確立と財政運営の安定に配慮するとのことであるが、具体的にどの時点までの財政運営計画がなされており、行財政運営が安定しているのか、具体的に問う。

4番項、令和7年度中に町長は任期満了を迎えるが、任期満了後の町政のかじ取りは御自身で担うことを想定された執行方針となっているのか、具体的に問う。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員の町政に臨む町長の所信についての御質問に答弁をさせていただきます。

1点目ではありますが、私が町長に就任以来、町民の皆様の御意見をまちづくりに生かす機会として、町政に関する懇談会を開催してまいりました。

これらの懇談会は、住民の皆さんが自らの意見を町政に反映できる場であり、町政への参加意識を高める重要な基盤であると捉えています。

地域の声をしっかりと受け止めるため、この懇談会は今年も開催してまいりたいと考えております。

また、行政を担う町職員に対しても、これまで同様に対話を重ね、持続可能な町の発展に努めてまいります。

2点目ではありますが、これまで解決してきた課題といたしましては、高齢者を含む人口減少が進展する中、町内の介護保険サービスにおきましては、人口当たりの介護施設のベッド数が全国平均よりも多いことなどの理由により、施設利用者と在宅サービス利用者のバランスが崩れ、公設、民設、また、施設、在宅を問わず、相互に運営が困難な状況になるリスクが高まっておりました。

こういった状況から、単に特別養護老人ホームを建て替えるのではなく、機能を民間に移譲することにより、より効率的で持続可能な介護サービス提供体制の再構築を図ってまいりました。

これらにより、今後におきましても、町内の各介護保険サービスについては安定的な運営が、事業者については安定的な経営がなされていくものと考えております。

また、令和6年度にSDGs未来都市に選定されたことにより、地域経済の縮小や労働力不足、空き家、空き店舗問題などの課題に対して、持続可能な開発目標を達成するための環境づくりを構築いたしました。

さらには、撤退する企業もある中、様々な取組の中から新規に開業いただける企業とも町内進出の合意を得ることができ、今後の事業展開にも期待を寄せているところであります。

これから解決されるであろう課題につきましては、全国的に人口減少が進む中、本町だけが人口増に転じることは困難であることから、関係人口の創出として、新たに本別公園内にオートキャンプ場を整備し、誘客を目指す取組を進めるとともに、道東自動車道本別ジャンクションのフルジャンクション化についても積極的な要望を行ない、令和7年度に事業着手するとの報道もなされており、これにより、将来的には道央圏をはじめ、十勝圏、釧路圏、北見オホーツク圏のハブとなることから本町へのアクセスが容易になり、企業誘致はもちろんのこと、観光客やビジネスの往来が増加することが見込まれ、地域経済の活性化も期待しているところであります。

3点目ではありますが、歳出につきましては、毎年度総合計画実施計画により、3年分の事業計画と概算事業費を積算して推計を行っており、各年度における総事業費のおおよその規模を把握しているところであります。

しかしながら、歳入につきましては、歳入全体の約4割を占める地方交付税交付金は、国税収入の動向や国の経済財政運営の動向に左右されることから予測が非常に困難であり、新年度予算編成時におきまして、国の概算要求の内容や地方財政計画を基に、当該年度の交付金額の推計にとどまっております。

また、基金につきましては、農業振興基金や個性あるふるさとづくり基金など、特定目的基金は、その積立ての目的に沿って毎年度活用してきており、同時に財政調整基金、減債基金といった財政調整機能を担う基金は、最終的な財源調整として活用してきております。

近年の賃上げの動きや、あらゆる物価の上昇により費用負担が大きくなってきている中、本町のような地方交付税交付金の依存度の高い自治体は、適切に交付税措置がなされるかが重要であり、国の動向を随時把握しながら財政運営に取り組んでいるところであります。

現時点での基金の年度末残高見込額は、土地開発基金を除く基金合計で22億3,200万円程度、財政調整基金及び減債基金では10億400万円程度で、平成18年

度、平成１９年度の水準と同程度となる見込みであります。

ここ数年間は大型事業が見込まれますが、できるだけ有利な財源を確保するなど対応し、今後の財政運営に当たりまして、しっかりと事業内容の精査を行ない、財政運営の安定に努めていかなければならないものと考えております。

４点目であります。本定例会において示させていただきました執行方針につきましては、１０年後、２０年後を見据えたまちづくりに資するため、町民の皆さんの声を真摯に受け止め、安全と発展を最優先に考え、町民の皆さんと共に歩みながら、よりよいまちづくりを目指すための方針としております。

町民の皆様をはじめ、議員各位におかれまして、引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○５番（梅村智秀） それでは、１番項につきまして再質問を行ないます。

町長、懇談会の事例何かを挙げられたところでございます。少なくとも、私、一般質問等でも言及をしてきたことがございます、対話の一部について伺いをいたしますが、町長室を訪ねて来られた方、これまで多くの方がいらっしゃると思います。中には、重い悩み、深い悩みを持って、意を決して町長を訪ねてきて、その解決の御相談に来られた方も複数人いらっしゃると思います。

そうしたときに、結果としてその方々のお言葉をお借りすれば、逃げられたと、全然真摯に向き合ってもらえなかったという方々も複数人いらっしゃって、結果として私のところに相談が寄せられたというところもありますし、私が同行して、住民の方や企業の方何かを町長室にお連れして、私が同行した際にも、明らかに対応として不適切ではないかと感じるところもあり、それは私だけではなく、一緒にいらっしゃった方、御相談や御挨拶にお伺いなされた方々もそのように感じたという事例も複数件あります。

私の所感といたしましては、町長、相手によって態度変わっていませんかということがあります。例えば、町長御自身の御先輩であるとか、役場のＯＢの方であるとか、支持者の方であるとか、そういった方と、例えば私のような者がお連れするような方々、態度が変わっていたりしないのかなと感じるところがあるのと、さきにお伺いした町長室に御相談に参られた方々に対して、町のトップとして、町長がしっかりと決断をすれば解決や改善につながるようなものについても、結果として、僕はできないと、これ以上はできません、言えませんというようなね、御回答したような事例ございませんでしたか。伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 私の役場の庁舎の町長室でございしますが、常にドアを開けて、そして多くの町民の皆さん、そして関係各位の皆さんが出入りができやすいよう努めてまいったところでございまして、私は何回も、この議場でもお話をしておりますが、

私は常に公平で公正な立場で町政を執行しておりまして、誰がどのような形で町長室に訪れようとも、私は常に真摯に対応をしてきてまいったと、そういう自負があります。

しかしながら、その町長室に来られた方が、どういう思いで、そしてどういう感じでお帰りになったのか、それは全部１００％はお察しできないわけですが、私といたしましては１００％親切、丁寧に対応しているということで、御答弁を申し上げます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○５番（梅村智秀） １００％親切に対応してきたと、そういうことであれば御自身として省みることはないということにつながるのかなと、私が述べた複数件、町長室に重い悩みを持って、深い悩みを持って御相談に来た方、そうした方々、また、町長に御挨拶に参られた方とか陳情に参った方々、そのような住民の複数の方々が受けた感情というものについて、しっかりと考えていただきたいなと、省みる機会としていただければ幸いでしたが、それが叶わないようであると捉えたところでございます。

また、職員の皆様に対しても常に対話をということでもございましたが、これは複数の管理職含めた方々から、やはり町長になかなか話しにくいというような、町長も、言葉の例えが難しいですけれども、ワンマンというか、そういったようなところ、当然、リーダーとして、そうしたリーダーシップを発揮するにはそうした姿勢も必要だと思いますけれども、私、複数耳にしてございます。町長、もしそういったところをお気づきじゃないのであれば、そこも１００％職員、管理職含めた職員の皆さんには１００％真摯に対応してきたということであれば、これ以上変わりようがないと思います。

私が述べたこの２点、お越しになったお客様ですとか、住民の方々、または職員に対するものについて、こちら１００％真摯に、丁寧、親切に対応してきたと、このお考えは変わらないか伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 職員、若手職員、そして管理職云々というお話でございますが、やはり私は町政を預かるトップであるとともに、この町政を執行する組織の長でもございます。

そういった観点から、職員の意見、そして職員の要望等々はお聞きいたしますけれども、それが全て、職員の考えることが実行できるかといった意味では、必ずしも、対町民の皆さんの御意見や、そういった判断を仰ぎながら、私は行政を進めておりますので、職員、それから管理職といえども、私が判断をするに至っての経過、それは申し上げますけれども、最終的にその職員の意に沿わなかった、そういうことは多々あるかどうかとは思ってございます。現に、そういうことは起こり得ることだと思います。

しかしながら、私は、意見に賛成する職員におきまして、また、反対の御意見を持

つ職員におきましても、そういった職員を区別することなく、常に公正、公平な立場で接している、そういったことを私は常に肝に銘じて接しておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、2番項に移ります。

こちら地域の課題解決の部分についてでございます。

いくつか御事例を挙げられてでございますけれども、例えば特養に代わるサービスといたしまして、太陽の丘に福祉ゾーンの設立というものもございます。こちらについても、町長御自身が一部の反対意見を把握しているというようなことを、かつて議員協議会等でも御発言されていたと記憶しているところでございます。

私も議員としての所感といたしまして、約10億円近くの計画であるにもかかわらず、まだ設計の問題もあると思いますけれども、それが10億円なのか13億円なのか、大きく変わっていくような可能性も十分に含んでいるというようなところであり、決して、もう既に具体的な課題解決に向かうものとは捉えておりません。

例えば、SDGsの未来都市として認定された部分について、町内でそうした有志の団体も結成されているところでございますけれども、構成している方々から、具体的なものは何も決まっていらないというようなお声もいただいているところでございます。

ジャンクションについても、町内として、アクセスがよくなる、これは当然です。本別町は道東のハブになる要所であると、これは私もそのように捉えているところでございます。

しかるに、でも具体的に、じゃあ本別町に寄ってお金を落としていっていただくような、そうした具体的な方策はありますか。ないのではないですか、今の時点で、具体的なという面でいうと。それがなければ、ただ単に通過されておしまいになっていくというような懸念もはらんでいるところであり、具体的なものといった評価まではできないものでございます。

また、企業誘致についても、これはすばらしい町の働きかけによって、おそらく杜のいちご社のことを示しているのかなと思いますけれども、こちらについても約13億円前後でしたか、ぐらゐの投資を行なつてということでございましたが、さきの議員協議会においても、その計画書も見っていないと、極めてずさんな対応であると捉えており、ぜひ来ていただきたいという気持ちは同じでございますけれども、町の対応としては、いささか残念、ずさんだなと感じたところでございます。

これらを総括して、どのような所見をお持ちか伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再答弁をさせていただきます。

まず、本別ジャンクションの関係でございます。

フルジャンクション化することによって、先ほども答弁させていただきましたが、オホーツク、釧路、道央、それから十勝圏の広尾等々の交通の要になる、拠点としてのまちづくり、これが将来、本別町にとって一番経済効果が波及するだろうと、私は確信をしています。

ただ単にジャンクションをすり抜けるでなくて、そこまでにいろんなPRをしながら、企業誘致等々に力を入れてまいりたい、そう考えているところでございます。

今、杜のいちごという名称が出ましたけれども、杜のいちごにおきまして、このジャンクションのある本別を選んでいただいたと、私はそう確信しておりますし、そういうこともお聞きしているところでございます。

また、太陽の丘福祉ゾーンにつきましても、従前は、計画が決まりましたと、実施します、だから議員協議会にお諮りしますということではなくて、議員の皆様には様々な観点から今の進捗状況はどうですかと、こういうことで今、計画を練っています、親切丁寧に何回も説明をしてきたところでございます。

先ほどもお話がありましたけれども、10億円とか云々とかお話がありました。あくまでも、今の段階におきまして、基本設計でございます。実施設計ではございませんので、さきにお示しをいたしました基本設計も、一定程度、変更もあり得るところで捉えていただければありがたいなと思ってございます。

また、杜のいちごの事業計画につきまして、今、議員から御指摘ありました、計画書も見ていないという発言がありましたが、私は11月、12月の段階で、業者から上がってきた計画書も、そして金額が入った価格書もしっかりと目を通しておりますので、そういったことにつきましては誤解のないよう申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 議事進行に関する発言です。

○議長（篠原義彦） 続けてください。

○5番（梅村智秀） ただいま町長より、時間止めてもらっていいですか。

ただいま町長より、さきの議員協議会において、杜のいちご社の進出が1年遅れるよというような御説明があった際に、私の記憶が誤りでなければ、その計画書について確認をしたのかというようなところを問うたところ、見ていないというような御答弁であったと認識しているところでございますので、事実の確認を願うものでございます。

私の認識が誤りであれば、そちらについては訂正とおわびをいたしたいと考えているところでございます。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、いいですよ。

○町長（佐々木基裕） 計画書というのは、道、それから国に上げる強い農業づくりの計画書でございます。申請する計画書は、その時点でできていないので、私は確認を

しておらず、見ていません。

ただ、その事業計画書に上げる最初の価格表、そしてこういう思いで事業を展開しますよという部分については、12月の段階で、しっかりと杜のいちごから確認をしている、そういう意味でございます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ちょっと町長のおっしゃっている計画書と、私の言っている計画書というものの……。

（「多分、違うと思うのです。申請する計画書を私は見ていませんし、もちろん計画書はその段階で策定できないのですよ。杜のいちご、事業書を提出されていませんので。だから私は計画書見ていません。何も問題ないです。」と発言する者あり）

○5番（梅村智秀） 議長にお伺いをいたしますが……。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午後 7時33分 休憩

午後 7時39分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、質問のほうと答弁のほうと、多少食い違いがございますので、後刻精査して、3月24日の定例会終了日までに報告いたします。

続けてください。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、質問を再開いたします。

それでは3番項について、お伺いをいたします。

こちらいわゆる財政的な部分についてでございますけれども、私の認識が誤りであれば、町長からも御答弁ございましたけれども、やはり本町においては、いわゆる交付税交付金等、国からいただくお金に頼る体質であると。これは本町に限らず、多くの地方公共団体がそのような体質であると捉えているところでございます。国への依存度が高いよと、また、財政調整基金など、そうした基金を取り崩していると。令和7年度についても、約7億1,000万円程度の取崩しがあるというところでございます。

また、経常収支比率等からも、決して財政の弾力性が高いとは捉えてはいないですし、公共施設や上下水道や道路のインフラ整備等についても、これから具体的にどうなっていくのか、先ほど10年や20年後を見据えたというところでございますが、今のままいったら20年後は回らないですよ。財政の所管をされている課長等であれば、もうはっきり分かると思いますけれども、20年後、今のままやっていったら、まず回らない、実質上、破綻に近づくのではないのかなと捉えております。

10年後、20年後の部分について、どのような御認識、現状のままだとどうなのか、また、その対応、対策が今現時点でできているのかという点についてのみ伺

います。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午後 7時41分 休憩

午後 7時41分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 私のほうからお答えしたいと思います。

1回目の答弁にもありますように、中長期的な推計というものの自体は、今のところはないのですけれども、確かに議員御質問のとおり、10年後、20年後、今、基金の状況だけ見ましても、このままの右肩下がりの勢いで基金を使っていくような状況になるとするならば、10年、20年後、そこまでどうなのかという部分も含めて、厳しい状況ではあるのかなという認識ではあります。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、3番項終わりました、4番項に移ります。

令和5年の9月24日、報道でございますけれども、今年の2025年の町長選挙について、町内に1期で辞めるとのうわさが広がっているが、町民に必要とされるなら頑張りたいと、再選出馬に前向きな姿勢を示した。後援会が主催した集いで、支持者らの前で述べた。佐々木町長が、次期町長選出馬について公式に言及するのは初めて等々報道されたところでございます。

こちら端的にお伺いをいたします。やる気、元気、佐々木、こういった強い気概を持って、次の町長選挙に立起されるおつもりなのか、その上でこの方針等を示されたのかという点、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 今、梅村議員から再質問がありました。

令和5年9月24日の報道の件につきましては、報道機関がそういったことで記事を掲載したというところであろうと、私は認識してございます。その場で、私は出馬するとかしないとか、そういったことを適切に発言はしておりませんので、感じ取ったところで、報道関係者がそう書いたことだろうと思います。

5年9月24日ですから、今は令和7年、相当期間、1年半以上も経っておりますよね。そういうことで、過去にはそう書かれた、記事として報道されたということは事実であろうかと思います。

私は、就任直後から新型コロナウイルス感染対策とか、経済対策とか、様々なことで、常に厳しい状況の中での町政運営となったと思いますけれども、多くの皆さんの御支援とかお力添えによりまして、町民の皆さんが安心して暮らせる町、将来につながるまちづくりが執行できていることに関しましては、常日頃から感謝を申し上げている次第でございます。

本年度、私は任期満了を迎えますが、今定例会に提案いたしました予算について、しっかりと議員の皆様方、そして町民の皆様方に御説明申し上げ、令和7年度の町政がスムーズにスタートさせることが、現段階における私の最大の責務と感じているところでございます。

その先の町長選挙に関しましては、今後、後援会の皆様や多くの支援者の皆様、各関係機関、または団体の皆様の声をお聞きした上で、しかるべき時期に判断したいと考えております。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。

○5番（梅村智秀） 終わります。

○議長（篠原義彦） これで、一般質問を終わります。

傍聴者の皆様、議会中継を御視聴の皆様には御礼を申し上げます。

今回で23回目となりますナイター議会を開催させていただきました。

夜分お疲れのところ、傍聴、または御視聴いただきまして、誠にありがとうございます。

当議会の取組に対しまして、今後ともいろいろと御指導、御協力、御理解をいただきますよう、心からお願いを申し上げます。

併せて来月4月23日、24日には、町内4か所におかれまして、議会による町民懇談会を開催させていただく計画であります。お誘いの上、多くの方の御参加をくださいますようお願いを申し上げます。

25日も、各団体からの申し込みがございましたら懇談会を開催いたします。併せてお知らせをしておきたいと思っております。

また、本年は新たに取組といたしまして、同じく4月25日にフクハラのフリースペースにおいて、議員がお邪魔させていただき、広く町民の声を聞かせていただくこととなりました。町民の皆さんが議員と気軽に対話できるように、この場を設けたところでございます。その際にはお立ち寄りいただきまして、いろいろと御意見いただければと思っております。

本日、協力をお願いしておりました傍聴者アンケートにつきましては、お帰りの際に回収箱に投函いただきますようお願い申し上げます。

また、最後になりましたけれども、佐々木町長はじめ説明員の皆さん方には、夜分にもかかわらず丁寧な答弁、御説明をいただきましたことに心から御礼申し上げます、ナイター議会を終了させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

御苦勞さまでございます。

散会宣告（午後 7 時 4 7 分）

令和 7 年本別町議会第 1 回定例会会議録（第 3 号）

令和 7 年 3 月 1 3 日（木曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開議

○議事日程

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 8 号 | 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び本別町税条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案第 1 9 号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 2 0 号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 2 1 号 | 職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 2 2 号 | 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 2 3 号 | 非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 2 4 号 | 本別町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 2 5 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について |
| 日程第 9 | 議案第 2 6 号 | 町有バス運行に関する条例の廃止について |
| 日程第 1 0 | 議案第 2 7 号 | 本別町公共駐車場設置及び管理条例の制定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 2 8 号 | 定住自立圏形成協定の変更について |
| 日程第 1 2 | 発議第 2 号 | 本別町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 3 | 議案第 2 9 号 | 令和 7 年度本別町一般会計予算について |
| 日程第 1 4 | 議案第 3 0 号 | 令和 7 年度本別町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第 1 5 | 議案第 3 1 号 | 令和 7 年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 8 号 | 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び本別町税条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案第 1 9 号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |

日程第 3	議案第 20 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 21 号	職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第 5	議案第 22 号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 23 号	非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正について
日程第 7	議案第 24 号	本別町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 25 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
日程第 9	議案第 26 号	町有バス運行に関する条例の廃止について
日程第 10	議案第 27 号	本別町公共駐車場設置及び管理条例の制定について
日程第 11	議案第 28 号	定住自立圏形成協定の変更について
日程第 12	発議第 2 号	本別町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について
日程第 13	議案第 29 号	令和 7 年度本別町一般会計予算について
日程第 14	議案第 30 号	令和 7 年度本別町国民健康保険特別会計予算について
日程第 15	議案第 31 号	令和 7 年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について

○出席議員（11名）

議 長	12 番	篠 原 義 彦	副議長	11 番	高 橋 利 勝
	1 番	宮 本 やよい		2 番	加 藤 徹 己
	3 番	丑 若 浩 行		4 番	水 谷 令 子
	5 番	梅 村 智 秀		6 番	石 山 憲 司
	7 番	藤 田 直 美		8 番	方 川 一 郎
	10 番	阿 保 静 夫			

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐々木 基 裕	副 町 長	村 本 信 幸
会 計 管 理 者	藤 野 和 幸	総 務 課 長	三 品 正 哉
保 健 福 祉 課 長	長 屋 和 幸	住 民 課 長	宮 口 淳 哉
健康・こども課長	高 橋 紀 尊	建 設 水 道 課 長	加 藤 勉
企 画 財 政 課 長	松 本 秀 規	未 来 創 造 課 長	野 崎 昌 也
老人ホーム所長	前 佛 清 治	国 保 病 院 事 務 長	小 川 芳 幸

総務課主幹 上原 章 司
健康管理センター主幹 前 佛 友 子
農林課長補佐 留 田 桂 史
教育次長 武 田 敏 英
農委事務局長 舩 舘 憲
監査委員事務局長 中 川 雅 之

建設水道課主幹 小 出 勝 栄
総務課長補佐 石 川 雅 康
教 育 長 高 橋 哲 也
社会教育課長 千 代 孝 徳
代表監査委員 井 出 英 彦
選管事務局長 三 品 正 哉

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 中 川 雅 之
総務担当主事 今 井 綾 香

事務局 次 長 越 後 忠

開議宣告（午前 10 時 00 分）

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 議案第 18 号

○議長（篠原義彦） 日程第 1 議案第 18 号行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び本別町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第 18 号行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び本別町税条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、この法律を引用しております関係条例につきまして、条ずれを改正するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び本別町税条例の一部を改正する条例。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正。

第 1 条、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

本別町税条例の一部改正。

第 2 条、本別町税条例（昭和 29 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 8 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附則。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

以上、議案第 18 号の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) なければ、これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第19号

○議長(篠原義彦) 日程第2 議案第19号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長(三品正哉) 議案第19号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴いまして、条例を改正する必要性が生じたためであります。

改正の概要につきましては、時間外勤務の制限を受けることができる育児を行なう職員につきまして、その育児を必要とする子の年齢要件の緩和及び仕事と介護の両立支援につきまして、活用しやすくなるよう制度の個別周知と意向確認についての責務を規定する内容を追加する改正となっております。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「(第18条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等。

第18条の2、任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

第2項、任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

勤務環境の整備に関する措置。

第18条の3、任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

第1号、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施。

第2号、介護両立支援制度等に関する相談体制の整備。

第3号、その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

経過措置。

第2項、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

以上、議案第19号の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

藤田議員。

○7番（藤田直美） 介護離職防止のための仕事と介護の両立の強化策として国が打ち出してきた、改正されたと理解をしておりますが、18条の2の2項に掲げてあります介護保険に加入するタイミングといたしますか、介護両立支援制度について職員へ情報提供が義務付けられたということだと思います。

情報提供という部分ですが、介護離職は40代以降に限らないことや、このような制度があるということを広く各年代に周知することが重要ではないかなと思うところと、それが介護離職防止になると思うところと、18条3の1にあります職員に対する介護両立支援制度等に関わる研修の実施とありますが、本別町としてこの研修の考えているのはどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） ただいまの質疑に答弁をさせていただきます。

藤田議員おっしゃるとおり、こちらにつきましては介護離職防止のための措置ということになってございまして、言われてるとおり、介護に携わる職員というのは何歳かというのは全く分かりません。その方の家庭環境によって違いますので、こちらにつきましては18条の3のほうにも関わってくると思いますけれども、今後どういった形で行なうかというのはまだ明確には決めてはいないんですけれども、各職員に対してこういう制度があるというものに対しては、きちっと制度の説明はしていかなければならないと考えているところであります。

こちら40歳に達する日となっているのは、これはあくまでも法律で定める、しなければならないという事業者の責務でありまして、40歳だからするんだよっていうことではなく、40歳になったら必ずしなければならないということで規定をされておりますので、藤田議員おっしゃるとおり介護離職の起きないような形で、今後本町といたしましても対応を考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） 育児及び介護について、この提案の時点ですけれども、条例改正に伴って該当する職員というのは現時点でそれぞれ何名程度いらっしゃるのかという点、また現時点におきまして、これらの申告、請求、申出のしやすさというか、そうした実態は本町においてはどのようなになっているのか、実態をお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前 10時11分 休憩

午前 10時13分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） ただいまの梅村議員の質疑でございますけれども、まず4歳から6歳までの子を養育している方につきましては、ちょっと正確な数字今出ていないんですけれども、こちらにつきましては数名いらっしゃるということになるかと思います。介護のほうに関わる部分ですけれども、現在40歳の職員につきましては5名ということになりますので、この方々が対象になるのかなと考えております。

現状におきまして、本町において育児休業は取っている方がいらっしゃいますけれども、介護休業については取っている方はいらっしゃいませんが、介護の短時間勤務に付している方はいらっしゃいます。そういった方につきましては逐次、職場と総務課のほうに申し出ていただきまして、こちらにつきましてはこういう申出があった場合につきましては、実態を把握する中で駄目だよということにはなりませんので、申請があったものについて基本的には認める方向で、業務を行なっていただいております。

3歳から就学前の子を養育している職員につきましては17人いらっしゃるということになってございます。なので、基本的に介護休暇につきましては、介護を要するよう

になった両親いる方につきましては、総務課のほうに逐一御相談いただいている状況でありますので、取りやすいか取りづらいかと言われるとちょっと御本人の判断を聞いたことございませんのでどうか分かりませんが、実際にそういった形で取得している方いらっしゃると思いますので、今後もそういった形でうちのほうもそういう承認をしていきたいと考えておりますし、こちらのほうで責務も条例のほうでうたわさせていただきましたので、今後におきましても各種研修等を通じまして、こういった制度があるよということで介護離職防止には努めていきたいなと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第20号

○議長（篠原義彦） 日程第3 議案第20号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第20号職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正等によりまして、解釈しやすくなるよう条文の順序や項、号の分割を行なう形式的改正が行なわれたことから、法律に準拠して構成しております本条例につきまして、法律の改正に併せて形式的改正を行なう内容となっております。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

（「説明省略」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） ただいま、藤田議員のほうから説明省略する旨の動議が提出され

ました。

この動議は賛成者がありますので成立いたしました。

説明を省略することの動議を採決いたします。

この動議に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号職員の育児休業に関する条例の一部改正については、説明を省略することに可決されました。

○総務課長(三品正哉) よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長(篠原義彦) これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○5番(梅村智秀) 本条例改正案に該当する職員数と、これらのいわゆる使いやすさ、申告、申請のしやすさという点をどのように評価の上での御提案となっているのか、お伺いをいたします。

○議長(篠原義彦) 三品総務課長。

○総務課長(三品正哉) こちらまず、申告申請のしやすさということでございますが、こちらにつきましては、職員の育児休業につきましてはかなり浸透してございますので、取っている方も結構いらっしゃいます。こちらにつきましては、非常勤職員の方も使えるようになってございますけれども、非常勤職員の方からこういったことがあるのでこういったものはどうなんだという相談も受けてございます。

実際に非常勤職員の方が取得したということ、現状はございませんけれども、そういった形で相談等を受けて、しかるべき措置をとってございますので、こちらにつきましては取得のしやすさということであれば、今現状において育児休業についてはかなり取得しやすい状況になっているのではないかと捉えているところでございます。

また、非常勤職員におきまして、こちら該当する職員については、現状のところいらっしゃらないということになりますけれども、今後出てきた場合についてはこういったものを活用して、もし取れるのであれば取っていただくというような形になるかと考えております。以上です。

○議長(篠原義彦) よろしいですか。

梅村議員。

○5番(梅村智秀) 先ほどの御答弁と同様で、これらこうした申出等があったものには当然のことながら原則は使えるようにというような雰囲気作りをこれからも進めていくし、これまでもそうした雰囲気が一定程度は醸成されているし、これからはしていくという理解でよろしいのか改めて伺います。

○議長(篠原義彦) 三品総務課長。

○総務課長(三品正哉) 梅村議員おっしゃるとおりでございます。

○議長(篠原義彦) ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第21号

○議長（篠原義彦） 日程第4 議案第21号職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第21号職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人事院の勧告に伴い、定年前提任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員につきまして、住居手当及び寒冷地手当を支給することができることになったことから改正するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例の一部改正。

第1条、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第17条の3中「第10項、第8条、第9条の3並びに第15条の2」を「第10項並びに第8条」に改める。

この改正につきましては、定年前提任用短時間勤務職員の住居手当及び寒冷地手当につきまして、適用除外を削除する改正であります。

上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正。

第2条、上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第16条の2中「第4条の2、第6条及び第8条」を「第6条」に改める。

この改正は、上下水道事業における定年前提任用短時間勤務職員の住居手当及び寒冷地手当につきまして、適用除外を削除する改正であります。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部

改正。

第3条、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年本別町条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第7項中「第10項、第8条、第9条、第9条の3並びに第15条の2」を「第10項並びに第8条」に改める。

附則第5条中「第4条の2、第6条及び第8条」を「第6条」に改める。

この改正は、暫定再任用職員の住居手当及び寒冷地手当につきまして、適用除外を削除する改正であります。

附則。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、議案第21号の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第22号

○議長（篠原義彦） 日程第5 議案第22号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第22号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、第1回臨時会におきまして議決をいただきました、職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、本条例を準用して定めております会計年度任用職員の給料表につきまして、条例を改正する必要が生じたものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項後段を削る。

第２２条第１項中「、同条第２項中「１００分の１２０．０」とあるのは、「１００分の１２５．０」と」を削る。

この改正は、給与条例の改正に伴いまして、期末手当の率につきまして、会計年度任用職員と一般職の率が同率となったことから、読み替え規定を削除するものであります。

別表第１から別表第４までを次のように改める。

別表第１（第３条関係）、別添。

別表第２（第３条関係）、別添。

別表第３（第３条関係）、別添。

別表第４（第３条関係）、別添。

こちらは、給料表の月例給を一般職員に合わせるもので、行政職給料表におきましては２１,４００円から２６,３００円、その他の給料表につきましては２２,７００円から３０,４００円増額改定するものでありまして、別表での説明は省略をさせていただきます。

附則。

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

以上、議案第２２号の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから議案第２２号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第６ 議案第２３号

○議長（篠原義彦） 日程第６ 議案第２３号非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第２３号非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、月額で支給をしております非常勤特別職につきまして、昨今の職責の増加や報酬額が管内の状況に比して低い状況にあることから、特別職報酬等審議会の意見もお聞きし、月額を増額させる改正となっております。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和４６年条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表１第１号及び第２号を次のように改める。

１、教育委員会、教育長職務代理者、月額４１,０００円、こちらは新設になります。委員、月額３６,０００円。

２、農業委員会、会長、月額５６,０００円、会長職務代理者、月額４１,０００円、こちらは新設となります。委員、月額３６,０００円。

この改定につきましては、教育委員につきましては教育長職務代理者を追加しまして月額４１,０００円とし、委員を月額３２,０００円から３６,０００円に引き上げ、農業委員につきましては、会長を月額５３,９００円から５６,０００円に増額、会長職務代理者を追加し月額４１,０００円とし、委員を月額３４,３００円から３６,０００円に引き上げるものであります。

別表１第４号中「９８,０００円」を「１２５,０００円」に改める。

こちらは、監査委員につきまして、識見を有する者、いわゆる代表監査委員の月額報酬でございますが、こちらを９８,０００円から１２５,０００円に引き上げるものであります。

附則。

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

以上、議案第２３号の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○５番（梅村智秀） それでは、お伺いをいたします。

まず、審議会の審議の過程において、おおむね微増というところと、新しい職務代理者等を新設というところでございます。この微増となったその理由ですとか、職務代理者等の新設の理由、それらをどのような審議となった上での御提案なのか、お伺いをいたします。

また、それぞれ教育委員会、農業委員会、代表監査委員についてでございますけども、出役の日数、職務等に従事する日数等は実態としてどのようなものとなっているのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） まず、私のほうから総体の考え方について申し上げたいと思います。

教育委員、農業委員の職務代理者におきましては、管内状況を見ますと、管内におきましてほぼ全て、全てではありませんけれども、7割8割程度が職務代理者という別の月額を設けてございます。

こちらにつきましては、職務代理者になった場合につきましては、会長もしくは教育長がいなくなったときにその職責を果たさなければならないということで、一般の委員とは若干職責が違うという意味合いがございますので、管内状況を勘案しましてこちらのほう追加をさせていただきました。

微増というお話でございますが、こちらにつきましても管内の状況を勘案しまして、本町の行なっている状況ですとか出役状況、あとは人口ですとか、そういったもろもろを勘案した中で、本別町が中位以上になるような形での改正をさせていただいたところでございます。総体としては以上となります。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） それでは、私のほうから教育委員の稼働の日数になりますが、教育委員につきましては毎月の教育委員会議、それと教育委員会の主催事業、あと学校行事への参加となっております、年間毎年約30日程度稼働をしております。

その他にも、随時町民の方から教育行政に関わる相談を受けたりとか、逆にこちらから教育行政の政策を住民の方に伝えていただいているような活動を行っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 舩館農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（舩館憲） それでは、農業委員の出役の日数ですけども、会長職では令和5年度の実績ですけども89回、ほかの委員につきましては年間33回という、平均にならずとそういった数字で出ております。

こちらにつきましては、例月の総会の開催ですとか例月の現地確認、それから農用地利用調整に係るものとして農業委員のほうに出役されてる日数であります。以上です。

○議長（篠原義彦） 中川事務局長。

○監査委員事務局長（中川雅之） それでは、私より代表監査委員に関する出役の実態について答弁させていただきます。

その年によりましてまちまちにはなりますので、おおよそ平均として捉えていただければと思いますけれども、地方自治法に基づく検査監査等に要する日数といたしましておおよそ80日程度、その他といたしまして、代表監査委員議会並びに予算決算審査特別委員会への出席、その他北海道及び十勝の町村等監査委員協議会への役員会、定例総会等への出席、これらを含めてその他で30日程度、おおよそ年間で110日程度が平均で出役されているような状況となっております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから議案第２３号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第７ 議案第２４号

○議長（篠原義彦） 日程第７ 議案第２４号本別町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 議案第２４号本別町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明をいたします。

今回の改正は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、妊婦のための支援給付についての規定が第１０条の５として新設されること、また、子どものための教育・保育給付に関して、必要がある場合に保護者等に質問する際の身分証明書の携帯・提示等の義務付けを、立入検査をする場合に限定する、同法第１３条の改正によるものであります。

以上、概要の御説明とさせていただきます。

それでは、改正文を朗読し、説明させていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例。

本別町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成２７年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「、法第１３条第１項」を「、法第１０条の５若しくは第１３条」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「法１３条第１項の規定」を「これらの規定」に改める。

附則。

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

以上、議案第２４号本別町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから議案第 24 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 25 号

○議長（篠原義彦） 日程第 8 議案第 25 号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第 25 号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、刑法等の一部改正により、禁固と懲役が拘禁刑に一本化されたことに伴い、条例で定めています字句につきまして改正する必要があることから提案するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正。

第 1 条、本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（平成 27 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

本別町消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部改正。

第 2 条、本別町消防団員退職報償金の支給に関する条例（平成 27 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

本別町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正。

第 3 条、本別町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 条第 1 項及び第 2 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、令和7年6月1日から施行する。

罰則等の適用等に関する経過措置。

第2項、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

第3項、この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

人の資格に関する経過措置。

第4項、拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

第3項、第4項の措置につきましては、すでに廃止しております条例等におきまして、廃止前の事案において、なお従前の例による旨の附則が付されているものにつきまして、廃止後においての改正につきまして字句改正ができないことから、本附則において読み替え規定を設けているものであります。

以上、議案第25号の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第26号

○議長（篠原義彦） 日程第9 議案第26号町有バス運行に関する条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第26号町有バス運行に関する条例の廃止につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

先日、行政報告をさせていただいたところでございますが、町有バスの運行につきましては、これまで長きに渡り、昭和50年11月から開始し、農村地区住民の移動手段として、スクールバスに混乗しながら現在まで、町内7路線を運行して来たところですが、ここ数年、町有バスの年間利用者が著しく減少している状況であることから、町有バス運行を廃止することといたしましたので、本条例の提案をするものであります。

それでは、条文の朗読により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

町有バス運行に関する条例を廃止する条例。

町有バス運行に関する条例（昭和50年条例第23号）は、廃止する。

附則。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、議案第26号の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） 提案の理由につきまして、利用者減というところで御説明をいただいたところでございますが、こちらの近年の利用者の推移というものについて改めて伺いをいたしたいのと、こちらスクールバスへの混乗というところではございましたが、これを継続することについての負担というのは何かあるのか、僅かであっても、少なくとも農村からの移動手段というものを求める方がいらっしゃる中で、わざわざ止めなければいけない理由みたいなもの、言い換えるならば、継続することによって生じる負担等が具体的にどのようなものなのかという点について、伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） お答えいたします。

まず、利用者の推移なんですけれども、直近で言いますと令和6年につきましては、先日の行政報告でも申し上げたとおり1名しかいなかったと。前年令和5年度については延べで54名、ちょっと飛びますけれども、平成21年度当時につきましては、延べで1,303名、有料無料合わせてそれぐらいいたという状況であります。

継続することによる費用負担なんですけど、特段スクールバス混乗ではございますので、町有バス継続によって運行経費が大幅にという部分についてはないとは捉えておりますが、料金収受の一定程度の手間はあろうという部分だけかなとは捉えておりますけれども、それであっても今回廃止はするんですけれども、ここまで人数が、利用者数が減

ってきたのはなぜなんだろうと捉えたときに、スクールバス、学校行くためのものですので、相当早い時間、7時前後からスタートしてっていう状況で想定される利用者像、高齢者の方かなと思われるんですけども、町へ出てくる、役場に用事だ、あるいは病院に行くっていった場合に、役場なら8時半、病院でしたら9時から診療開始で、なお言えば病院についてはもう予約診療になっておりますので、一定程度朝早く並ばなくても済むっていうような状況から、そんな早い時間に移動しなくていいんじゃないかっていうところでの利用者減少がでてきたんじゃないかなと捉えております。

代わる手段としまして、へき地患者輸送バスという形で、方面別に週1回ずつですけども運行しております。利用者像がそちらと重なる部分が多々あると思いますので、へき地患者バスにつきましては昨年からデマンド予約運行という形に変えましたので、使いたいときに頼めば乗れるよっていう、そういう状況になったことによって、想定される利用者についての移動の手段の確保はできるのではないかと、そういう観点に立ちまして今回廃止に至ったという状況でございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 私のほうから負担の関係で御答弁させていただきたいと思います。

先ほど松本課長も答弁いたしました、負担が増えるっていうことはないんですが、令和7年度からスクールバスだけの運行となった場合、今まで町有バスも兼ねていましたので、例えばそこで児童生徒が乗らなくても、町有のバス停を経由して走らなければならないということで、児童生徒が乗って学校に行くまでの乗車時間のことを考えますと、町有バス停がなくなることによって、児童生徒が乗り降りするところを最短で回れるということで、児童生徒が乗っている乗車時間が短縮されますので、そういう面では児童生徒の車に乗っている負担というところは軽減されるかなと考えているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（篠原義彦） 日程第10 議案第27号本別町公共駐車場設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第27号本別町公共駐車場設置及び管理条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の制定は、旧コミュニティセンター跡地に公共駐車場を設置したことに伴い、道路交通の円滑化を図りながら、管理運用を行なうことといたしましたので、本条例の提案をするものであります。

それでは、条文の朗読により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町公共駐車場設置及び管理条例。

設置。

第1条、本別町における道路交通の円滑化を図り、公衆の利便に資するため、駐車場を設置する。

名称及び位置。

第2条、施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称、勇足地区駐車場。位置、本別町勇足元町24番地14。主な施設、駐車場、便所。

管理。

第3条、駐車場は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

駐車料金。

第4条、駐車場の利用料金は、無料とする。

利用の制限。

第5条、町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用を停止し、又は利用を制限することができる。

第1号、地域の振興に寄与する行事のために使用するとき。

第2号、災害その他の理由により駐車場の利用ができなくなったとき。

第3号、補修、除雪その他駐車場の管理運営上必要のあるとき。

損害の賠償。

第6条、利用者は、故意又は重大な過失により、設備等を棄損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

損害の責任。

第7条、駐車場内における自動車の滅失、損害等については、町はその責任を負わない。

委任。

第8条、この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第 27 号の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○5 番（梅村智秀） 第 2 条において主な施設といたしまして、駐車場、便所という記載がございます。

こちらまず提案に際しまして、設置費用の概算、駐車場、便所それぞれおおむねお幾らでの設置となったのかという点、またこの条例制定に伴いまして、今後の維持管理費というものは具体的な試算としてどのようになっているのかと、管理の方法について伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午前 10 時 57 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁からいたします。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えさせていただきます。

まず 1 点目、先ほどこれらに関する費用金額等、どのぐらいまずかかっているのかという内容でございます。これらの件につきましては、まず委託費としまして設計という形で計画もろもろの設計のほうをさせていただきました。金額としましては 214 万 5,000 円、そして工事費でございます。これは便所周りの駐車場も含めてということで、工事費 2,937 万円ということで、合わせまして委託費、工事費ともに合わせまして 3,151 万 5,000 円という金額内容になってございます。

また、今後の維持管理という部分でございます。新年度の予算計上をさせていただいているところでございますが、まずトイレができた部分につきまして、日々清掃を行なっていくということで 9 万 5,000 円計上させていただいております。

また、水洗区域ではないということから、浄化槽の設置ということでさせていただいております。それに伴う保守点検としまして 6 万 4,900 円計上させていただいております。そして、続いて法定点検に係る部分といたしまして 1 万 4,000 円計上させていただいております。

また、便所ということで建物がございまして、保険ということで 2 万 9,625 円計上させていただいております。

あと電気料でございます。年額 8 万 6,000 円ということで組まさせていただいております。また、水道料ということで 3 万 2,000 円。いずれも年額ということで計上させていただいております。

清掃等につきましては、夏は委託、これは 4 月から 10 月ぐらいまで委託とさせてい

ただきまして、冬季の間は直営、これは公園の管理人、こちらの直営で持っている部分で進めてまいりたい、11月から3月いっぱいまでということで考えているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 私1点目お伺いした設置費用でございますけども、ただいま工事費で2,937万円というところでございました。

これ大枠で構わないんですけど、駐車場に幾ら、便所に幾らっていうところで大別してお伺いしてございますので、積算の内訳の部分、大枠で構いませんのでお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午前 11時18分 休憩

午前 11時20分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 大変申し訳ございません、おのおのかかった内訳でございます。

トイレに関しましては2,743万1,000円でございます。これは大きさにしまして19.44平米の大きさを便所を建設してございます。また、外構という部分で一式周りの整備ということで193万9,000円、この内容でございますが、駐車場の舗装、あとトイレ周りの砂利、あとトイレ裏の土の入れ替え等ということで施工している内容でございます。以上でございます。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第28号

○議長（篠原義彦） 日程第11 議案第28号定住自立圏形成協定の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 議案第２８号定住自立圏形成協定の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

定住自立圏構想は、一定の圏域の中心市と周辺市町村がそれぞれの魅力を活かしながら、相互に役割分担し、連携と協力により圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への定住を促進する自治体間連携の取組であります。

十勝圏域においては、中心市である帯広市が圏域全体の暮らしに必要な都市機能を整備し、周辺町村においては、農林水産業の振興や、豊かな自然環境の保全を図るなどして圏域全体の活性化を目的として、平成２３年７月７日、帯広市と１８町村がそれぞれ１対１の協定を締結した後、十勝定住自立圏共生ビジョンに基づく取組を進めてきたところであります。

この度、令和７年度からの取組に関し、各市町村の担当学会議、市町村長会議、十勝管内有識者会議などといった各段階における協議と検討を重ね、今後とも、安心して暮らせる生活基盤の強化などに取り組む必要があることから、令和７年度から令和１１年度までの５年間とする第４期共生ビジョンの策定作業を進めてきたところであります。

今般、管内１８町村間で、現協定の拡充、見直しの協議が整ったことから、議会の議決に付すべき事件に関する条例第２条第２号の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

それでは、議案の朗読などにより、説明させていただきます。なお、括弧書き等の朗読は省略させていただきます。

定住自立圏形成協定の変更について。

帯広市との間において、平成２３年７月７日に締結した定住自立圏の形成に関する協定書の一部を次のように変更する。

別表第１中、５、広域観光の推進。

取組内容、十勝観光連盟をはじめとする観光関連団体と連携してイベントなどを行うとともに、観光案内所やコンベンション施設、体験観光など広域観光に関する情報の共有や取組の充実を図る。

甲の役割。ここでいう甲の役割とあるのは、帯広市の役割、右の列の乙の役割とあるのは、本別町を含む管内町村の役割となっております。

ア、帯広観光コンベンション協会と十勝観光連盟の連携を強化する。

イ、十勝の魅力発信に係る連携事業の企画や各種イベント情報などの集約や調整を行う。

ウ、観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、周遊ルートの開発や観光情報の提供を行う。

乙の役割。

ア、十勝観光連盟の事業に参画する。

イ、十勝の魅力発信に係る連携事業の提案や各種イベント情報の集約に協力する。

ウ、観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに

に、観光資源の開発や観光情報の提供を行う。

を

5、広域観光の推進。

取組内容、十勝観光連盟をはじめとする観光関連団体と連携してイベントなどを行うとともに、観光案内所やコンベンション施設、体験観光など広域観光に関する情報の共有や取組の充実を図る。

甲の役割。

ア、圏域町村や観光関連団体等と連携し、インバウンドなどの誘客に向けたプロモーションや情報発信等の取組を推進する。

イ、十勝の魅力発信に係る連携事業の企画や各種イベント情報などの集約や調整を行う。

ウ、観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、周遊ルートの開発や観光情報の提供を行う。

乙の役割。

ア、圏域市町村や観光関連団体等と連携し、インバウンドなどの誘客に向けたプロモーションや情報発信等の取組を推進する。

イ、十勝の魅力発信に係る連携事業の参画や各種イベント情報の集約に協力する。

ウ、観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、観光資源の開発や観光情報の提供を行う。

に、

7、鳥獣害防止対策の推進。

取組内容、被害情報や出没情報など、圏域内の鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、効率的・効果的な駆除を推進する。

甲の役割。

鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、関係町村と調整を図るとともに、対象鳥獣の駆除を行う。

乙の役割。

鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、対象鳥獣の駆除を行う。

を

7、鳥獣害防止対策の推進。

取組内容、被害情報や出没情報など、圏域内の鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、効率的・効果的な駆除を推進するほか、鳥獣被害対策実施隊の課題解決に向けた検討をすすめる。

甲の役割。

ア、鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、関係町村と調整を図るとともに、対象鳥獣の駆除を行う。

イ、鳥獣被害対策実施隊の課題解決に向け、関係機関との情報共有を行うとともに、圏域町村と連携して検討をすすめる。

乙の役割。

ア、鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、対象鳥獣の駆除を行う。

イ、鳥獣被害対策実施隊の課題解決に向け、圏域市町村と連携して検討をすすめる。
に、

5、環境。

1、地球温暖化防止に向けた低炭素社会の構築。

取組内容、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出削減や吸収に寄与する地域の特色を活かした様々な取組を行い、圏域全体で地球温暖化対策を推進し、低炭素社会の構築を目指す。

甲の役割。

環境モデル都市として、環境モデル都市行動計画に基づいた先駆的な取組を推進するとともに、圏域への波及を図るため、事業の効果、知見についての情報提供や連携に必要な調整を行う。

乙の役割。

低炭素社会の構築に向けた取組を甲と連携して推進する。

を

5、環境。

1、地球温暖化防止に向けた脱炭素社会の構築。

取組内容、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出削減や吸収に寄与する地域の特色を活かした様々な取組を行い、圏域全体で地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会の構築を目指す。

甲の役割。

脱炭素社会の構築に向けた取組を推進するとともに、圏域への波及を図るため、事業の効果、知見についての情報提供や連携に必要な調整を行う。

乙の役割。

脱炭素社会の構築に向けた取組を甲と連携して推進する。

に改める。

この3つの項目の変更ですが、1つ目の広域観光の推進につきましては、コロナ禍以降、円安傾向が継続していることもあり外国人の訪日需要が高まっている一方で、十勝の訪日外国人宿泊者数は道内6圏域別において最低水準であることから、今後、訪日外国人旅行者のさらなる誘客の推進による経済波及効果で地域の活力を高めていく必要があることから、それらの取組を盛り込んだものです。

2つ目の鳥獣害防止対策の推進につきましては、近年増加するエゾシカやヒグマの駆除に対し、対応するハンター数は近年は横ばい状態であり、中長期的に見ると担い手不足が懸念されることから、課題対応への連携した取組を盛り込んだものです。

3つ目の地球温暖化防止に向けた脱炭素社会の構築につきましては、甲である帯広市の役割及び低炭素社会の文言を、帯広市ゼロカーボン推進計画策定に伴い整理したものです。

以上、議案第18号定住自立圏形成協定の変更についての提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） 十勝の定住自立圏形成協定、こちら甲、帯広市、乙、本別町というところで、医療や福祉、教育などなどの項目がある中で、大枠3点、広域観光と鳥獣害防止対策と環境という部分について変更をするということでございました。

それぞれについて伺いをいたしますが、まず広域観光の部分でございます。本町においてインバウンドの受入れについてでございます。この変更を行ないまして、具体的にはどのようなね、取組を想定した上での変更を考えていらっしゃるのかという点について、伺いをいたします。

また、鳥獣害防止対策、こちらもハンター数、担い手不足というところでございまして、こちら具体的にはどのような検討を進めていく所存なのか伺います。

環境の部分について、こちら低炭素からの脱炭素というところでございます。より取組を強化というところと捉えたところでございますが、具体的にはどのような取組と考えていくのか、またこちらの部分につきましては、これまでについても伺いをいたします。低炭素社会の構築に向けた取組というところについては、これまで具体的にどのような取組を持って、また費用対効果等についても伺いをいたします。どれだけの事業を幾らをかけて、どういう事業を行なって、どういう効果を生んだのか。具体的数値とともに伺いをいたします。

また、これからの部分についても、具体的数値とともに伺いを致すところでございます。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午前 11時34分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁からいたします。

野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

まず、1点目のインバウンドの関係なんですけども、具体的な取組というところで、管内の空港ですとか帯広駅、そういう観光各所にパンフレット、どこの町村も置いているんですけども、パンフレットを配置しています。本町のパンフレット、QRコードからホームページに飛ぶような仕組みになってまして、ホームページのほうでは外国語対応というところで表記がしてあります。

それと、町内の観光施設、道の駅ですとか義経の館につきましては、ガイドマップですとか、例えば物の販売のポップの英語表記などの対応も行なっているところです。道の駅におきましては、接客の関係で講師を呼んで、外国人とのコミュニケーションの方

法ですとか、そういう研修も行なっているというところでございます。

また、十勝全体での取組になるんですけれども、インバウンドの関係で町内の飲食店等も参加をして、そういう事業の参加もしているところでございます。

続きまして、脱炭素の関係なんですけれども、これまでとこれからというところで、これまでの取組としましては、太陽光発電システムの補助を行なっていること、それと植林事業、それと公共施設に太陽光の設備を設置したりしてますんで、そういったところをやっているのと、あと脱炭素の専門人材、昨年令和5年度派遣してもらってますので、そこでイベントでの脱炭素の一般向けのそういうコーナーですとか、カードゲームによる研修会等を行なっているのと、今年度につきましては地球温暖化対策の実行計画を策定をしました。もう1つは新エネルギーの導入可能性調査ということで、木質バイオマスの調査を実施をしているところでございます。

これからというところなんですけれども、まず1点目が、新年度の予算で計上させてもらってますけれども、オートキャンプ場への太陽光発電設備の設置、それと継続して太陽光発電システムの補助、それと先ほど言いました地球温暖化の実行計画、木質バイオマスの調査を基に何ができるかを含めて、今後取組を進めていきたいなと考えています。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか。

留田農林課長補佐。

○農林課長補佐（留田桂史） 私のほうから、鳥獣被害対策の自治体の関係をお答えさせていただきます。

本町の自治体の関係でございますが、今町から猟友会本別支部のほうに推薦の依頼をさせていただきまして、猟友会本別支部から推薦いただいた方へ委嘱をして従事いただいているところでございます。直近では銃の免許を持っている方が26人、わなの免許を持っている方が36人、両方免許を持っている方がいますので実人数は45人となります。

ここ数年、人数自体は大きく変わってはいない、辞められる方と新たに加入いただく方がおりまして、大きく変わってはいないんですが、全体高齢化が進んでおり、近い将来は減少していくことも懸念をされていると考えております。

これまでの取組としましては、新たに免許を取得される方への経費、あと会員の方の狩猟登録経費の一部を補助しておりまして、そういった情報を広報や同報無線のほか、農協を通じて組合員の方々に向けて周知をしながら担い手の確保に取り組んでいるところでございます。

基本的にはこれまでの取組を継続しながら、本別町及び池北三町の鳥獣被害防止対策協議会を中心に関係機関と十分協議をしながら、対策の取組を推進していくこととしております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 御答弁いただいたうち、5の環境の部分について改めてお伺いをいたします。

これまでの低炭素からこれからの脱炭素というところの変更でございます。さきに私、こちら費用対効果等についても伺いをしたと記憶しておりますので、ちょっと長い休憩挟みましたので改めて伺いを致すところでございます。これまでのところどういう事業に幾ら使って具体的にどういう効果が出たのかという点についても伺いをいたします。取り組まれた事業の概要については御答弁いただきました。それに幾ら使ってどういう効果が出たんですかというところでございます。いわゆる脱炭素とまでなれば、当然年度を設けて、また削減量、当然数値目標を掲げておりますので、それらについてね、具体的にどういう効果が上がっていたのかという点についても把握するためにお伺いを致すところでございます。これまでの部分とこれからの部分について伺いをいたします。

大きく分けてこの脱炭素の部分での取組といたしまして、再生可能エネルギーなどと称されますが、太陽光パネルまた木質バイオマスというところでございますが、具体的な取組としてなされてきたのは太陽光パネルの部分のみと捉えてよろしいのか、これまでの部分ですね。今は木質バイオマスについては調査を行なって、これからの検討をしていくというところなんだろうという意味でいうと、実績としてあるのは太陽光パネルの部分と捉えてよろしいのか、伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午後 1時36分 休憩

午後 1時36分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

まず事業費なんですけども、町で取り組んでる、前後しますけど、具体的に太陽光パネルのみなのかっていうところなんですけども、これについては例えば電気自動車ですとかハイブリッド車も含めて今までやってきております。ちょっとどのぐらいの経費がかかってきたかっていうのはちょっと把握はしていないんですけども、そういった取組をしてきていますと。

それと大きなもので言うと、今年度脱炭素の実行計画ですとか、木質バイオマスの調査に係ります経費としましては、実行計画につきましては1,056万円。それと木質バイオの調査につきましては599万5,000円ということで、地球温暖化対策のほうにつきましては、国の補助、それと木質バイオマスについては道の補助を受けて実施をしているところでございます。具体的な数字なんですけども、地球温暖化対策の実行計画につきましては、国で言っているところでいきますと、目標値としましては2030年に2013年と比較して46%削減します。長期目標として2050年には森林の吸収量合わせて実質ゼロにするというようなことを目標として、実施をしております。

木質バイオの調査につきましては、本町にどのぐらいの木質バイオのポテンシャルがあるのかっていうところの調査なんですけども、大体1日に1.2トンぐらい、ちょっと大きいぐらいのビニールハウスの程度だと思うんですけど、それに使うチップの量と

しては、町有林で大体３９年分ポテンシャルがありますよというような結果が出ているところでございます。

それとこれまでの効果なんですけども、例えば公共施設で言うと平成２６年から令和５年までのＣＯ₂の削減でいくと約８１万９，０００キログラムのＣＯ₂の削減を行なっているというところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○５番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、議案第２８号定住自立圏形成協定の変更について、反対の立場で討論を行ないます。

まず、こうした広域管内において、構想を練り協定を締結すること自体について反対を致すものではございません。うちただ今変更の提案もありました環境の部分についてでございます。

これまでは、低炭素社会の構築、これからについては脱炭素社会の構築というような変更があったところでございます。うち太陽光パネル等の利活用という部分が多く部分を占めている中で、私自身まずこの太陽光パネルの活用というものについて決して少なくない町民の方々からも懸念の声というものを拾っておりますし、私自身もそのように考えているところでございます。

具体的に申しますと、自然や環境景観等を損なう可能性がある、廃棄時や災害、火災時の対応がどのようになるのか、製造時のコストはどのようになるのか等々のまだまだ不透明な部分も多くあるところでございます。そうした中、国や道の補助等があり単費での対応ではないにしろ、多額の費用を要しながら具体的にそれに見合った効果というものがあるのかについても疑問を持つところでございます。これは本町においてのみの課題ではないと捉えているところでございます。

やはりこうした協定等を結んでいくに当たって、地域の声というものをしっかり拾った上で、本町においてはこういった再生可能エネルギーというものについて力を入れていくのか、取り組んでいくのかという点については、再検討すべきではないかと考えるところでございます。

こちら協定については第５条において、まず変更等を行なう際には事前に議会の議決を得ることということが要件になっております。さきにも申し上げましたが、こちら一律反対と、太陽光パネルについても一律反対ということをお願いするつもりはないです。もう少ししっかりと地域の声も拾った上で、本町に見合った脱炭素社会、低炭素社会等の構築というものはどういうものなのかという点をもう少ししっかりと煮詰めてから、しっかりとした協定の文言とすべきと考えるところでございます。

よって、本提案については現時点において反対を致すものでございます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 原案に賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

自然エネルギーを活用して日常の暮らしに役立てていくという発想については、これに反対の方はいらっしゃらないと思います。いろいろな自然エネルギーがある中で、太陽光を本町としては管内ではいち早く進めてきたのではないかなと思っておりませんが、本町においても、市街地においても、それから農村部においても、太陽光パネルを活用している方が目に入るという状況です。

自然エネルギーを利用してクリーンエネルギーを利用するというのは、一つの方法として太陽光パネルがあるということで、これから科学や技術が進めばその他のいろんな活用も出てくるのではないかなと思っております。

海上では波力とか波の力で発電するなどの方法もあるし、これから技術が進めば、本当に自然エネルギーを活用した技術が進められていくと思います。私たちはやはり石油エネルギーに頼るところから抜け出して、自然エネルギーを活用したクリーンなエネルギーで将来の子どもたちへの未来へつないでいくということが重要なことだと思いますので、本案について私は賛成をしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから、議案第28号を採決いたします。

この採決は起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者8人です。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 発議第2号

○議長（篠原義彦） 日程第12 発議第2号本別町議会個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石山憲司議員、御登壇ください。

○6番（石山憲司）〔登壇〕 発議第2号本別町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について提案説明をいたします。

今回の改正は、大きく３つに分かれております。

１点目が、全国町村議長会からの情報による文言等の整備になります。これにより内容が変わることはありません。

２点目が、国の行政手続きにおける特定個人の識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、参考とする条項、番号の変更でございます。

３点目が、刑法等の一部改正により、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることとなりました。この改正に伴い、本条例に規定のある罰則の懲役を拘禁刑に改めるものであります。

以下、条文の朗読をもって説明とさせていただきます。

本別町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。

本別町議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「。以下」を「。第２０条において」に改め、同条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第５２条から第５４条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則。

施行期日。

１、この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第５２条から第５４条までの改正規定及び次項の規定は、令和７年６月１日から施行する。

経過措置。

２、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

以上、提案説明といたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第29号

○議長（篠原義彦） 次に、日程第13 議案第29号令和7年度本別町一般会計予算についてを議題といたします。

はじめに、令和7年度各会計予算の提案理由の大綱についての説明を求めます。

村本副町長。

○副町長（村本信幸） それでは私から、令和7年度予算編成の考え方及び主に一般会計予算の概要について御説明申し上げます。

まず、予算編成の基本的な考え方ですが、現町長の任期が本年9月22日となっていることから、主に町政運営の基本となる義務的経費及び経常的な経費を計上しておりますが、行政の継続性や緊急的な課題への対応などに配慮する必要から、計画的に実施している継続事業や、当初から予算措置が必要な事業につきましても、経費を計上しております。

長引く物価高や人件費の増加などにより、不透明かつ不安定な地域経済の状況、町民サービスの確保などを総合的に検討し、また、デジタル化や防災などの課題への対応など、第7次本別町総合計画に掲げる本別町の将来像、心を合わせて、みんなの笑顔を未来につなぐの実現を目指していくために、必要な施策を盛り込んだ予算を計上したところであります。

それでは、各会計予算の概要について御説明申し上げます。

一般会計予算書の214ページをお開きください。

予算の規模ですが、令和7年度本別町予算総括表、一番上の一般会計につきましては80億3,263万2,000円を計上いたしました。

前年度当初予算と比較しますと、6億9,220万2,000円、9.4%の増となっております。

一番下の合計欄ですが、一般会計と4特別会計、3企業会計の予算総額は、132億7,953万1,000円となり、前年度と比較しますと8億3,925万3,000円、6.7%の増となっております。

なお、特別会計及び企業会計予算の概要につきましては、各会計の担当より御説明い

たしますので、割愛させていただきます。

次に、予算書の９ページをお開きください。

一般会計予算の概要であります、１、総括の歳入を御覧ください。

１款町税は、前年度比３４５万５,０００円、０．４％増の９億２５５万３,０００円を見込んでおります。

税ごとの主な内容ですが、１２ページ、１３ページを御覧ください。

１項町民税、１目個人のうち、個人所得割につきましては、前年度比７８０万８,０００円、２．３％増の３億４,４６２万円を計上しております。

２目法人のうち、法人税割は前年度比２０５万円、７．５％増の２,９５３万円を計上いたしました。

２項固定資産税は１目固定資産税のうち、土地については、前年度比１０９万７,０００円、１．９％減の５,７４６万４,０００円、家屋については、前年度比２００万６,０００円、１．１％増の１億８,０２３万６,０００円、償却資産については、前年度比３４４万４,０００円、２．０％減の１億６,５８０万９,０００円を計上しております。

１６ページ、１７ページをお願いいたします。

一番下段にあります１０款地方交付税については、前年度比１億８０万５,０００円、３．２％増の３２億４,９５２万円を見込んでおり、総額で歳入予算の４０．５％を占めております。

内訳ですが、普通交付税については、２９億７,８１８万４,０００円を計上しておりますが、総務省の示した基準財政需要額の伸び率では、個別算定経費を前年度算定比で２．０％程度の増、包括算定経費を６．５％程度の増とされておりますが、これらの伸び率を参考とした上で、公債費算入額の減少などを考慮し、前年度比１億５０万５,０００円、３．５％の増を見込んでおります。

また、特別交付税は前年度比３０万円増の２億７,１３３万６,０００円といたしました。

３６ページ、３７ページをお開きください。

２段目の１７款寄付金であります、１節総務費寄付金、個性あるふるさとづくり基金、指定寄付金、ふるさと納税につきましては、前年度同額の１億５,３００万円を見込んでおります。

一番下段の１８款繰入金であります、総額で前年度比５,１１４万４,０００円、７．８％増の７億８１６万９,０００円を計上いたしました。

基金繰入金の主な内容ですが、１目財政調整基金は前年度比７,０００万円増の３億９,０００万円、２目減債基金繰入金は前年度比５,０００万円増の１億３,０００万円を財源調整のため計上しております。

３８ページ、３９ページをお開きください。

特定目的基金繰入金のうち、５目農業振興基金繰入金については、前年度比６０３万９,０００円減の１,９０１万１,０００円、１３目個性あるふるさとづくり基金繰入金は前年度比４,２００万円減の１億１,０００万円、４０ページ、４１ページをお願いいた

します。

17目森林環境譲与税基金繰入金については、前年度比100万8,000円増の1,626万3,000円を計上しております。

9ページへお戻りください。

21款町債については、前年度比3億2,190万2,000円、55.3%増の9億420万円を計上しております。

これにより、令和7年度末の地方債現在高の見込み額は、前年度比1億6,962万9,000円増の69億6,870万4,000円を見込んでおります。

一般会計の歳入につきましては、町税を前年度比345万5,000円増の9億255万3,000円を見込み、普通交付税については、前年度比1億50万5,000円増の29億7,818万4,000円を計上し、財政調整基金を前年度比7,000万円増の3億9,000万円取り崩すことで、一般財源を確保することとなりました。

なお、現時点における令和6年度予算の執行状況をもとに推計した財政調整基金の令和7年度末残高は、3億367万6,000円を見込んでおります。

10ページ、11ページをお開きください。

歳出であります。令和7年度につきましては、農業農村整備事業、道路橋りょう整備事業を始め、役場庁舎トイレ改修事業、防災対策、自治体DX推進、観光拠点充実、公共施設空調設備整備事業、住宅改修等及び住宅取得助成事業、消防庁舎移転新築事業、小中学校タブレット更新、保育料軽減、学校給食費の負担軽減等に取り組んでまいります。

各款ごとの状況であります。2款総務費は前年度比2億4,539万8,000円増の13億5,295万2,000円を計上し、主なものとして、庁舎トイレ改修1億176万1,000円、本別テレビ中継局放送機器更新5,500万円、住民情報システムの標準化に伴うデータ移行業務1億281万4,000円を計上しております。

3款民生費は、前年度比1億1,295万円増の14億634万7,000円を計上しておりますが、老人保健施設運営費補助2,425万円、児童手当8,304万円等を計上しております。

6款農林水産業費は、前年度比3,089万円増の5億9,006万4,000円となりましたが、引き続き農地耕作条件改善事業、道営畑地帯総合整備事業及び道営農地整備事業に取り組むとともに、地籍調査測量4,561万7,000円、民有林造林促進事業1,637万8,000円等を計上しております。

8款土木費は、前年度比1,523万5,000円減の11億1,329万7,000円となりましたが、公営住宅整備事業、住宅改修等及び住宅取得助成事業を継続して取り組むとともに、道路橋りょう事業について8事業総事業費4億6,830万円を計上しております。

9款消防費は、前年度比3,325万9,000円増の3億9,395万9,000円となっておりますが、増減の主なものとして、消防庁舎移転新築事業実施設計9,680万円の増、小型動力ポンプ付水槽車購入5,398万6,000円の減などとなっております。

10款教育費は、前年度比1億9,431万1,000円増の8億5,490万3,000円となりましたが、学校給食費の負担軽減として562万6,000円、小中学校教育用タブレット更新2,216万3,000円、中央公民館及び本別町体育館エアコン設置事業として総額1億8,823万1,000円を計上しております。

なお、一般会計における普通建設事業費であります。前年度比3億2,641万7,000円増の14億9,665万5,000円を計上いたしました。

以上、令和7年度一般会計予算の概要説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午後 2時08分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 議案第29号令和7年度本別町一般会計予算につきまして、提案内容の御説明を申し上げます。

ただいま、副町長より予算の大綱につきまして御説明を申し上げましたので、私からは事項別明細書により、主な事務事業について御説明をいたします。

なお、副町長の説明と重複する部分がございますけれども、御了承いただきたいと思います。

それでは、予算書の1ページをお開きください。括弧書き等の朗読は省略させていただきます。

予算総則であります。令和7年度本別町一般会計の予算は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80億3,263万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上となっております。

それでは次に、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

50ページ、51ページをお開きください。

3、歳出であります。各科目にわたります1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費につきましては、添付資料の給与費明細書で説明させていただきます。

215ページをお開きください。

1、特別職に係る給与であります。本年度の欄を御覧ください。

長等は、3人。町長、副町長及び教育長でございます。議員は12人で、その他の特別職は565人、計が580人で、報酬から共済費までの総額は1億2,014万円で、前年度比較376万8,000円の増となっております。

なお、その他の特別職が202人増となっておりますが、本年度は参議院議員通常選挙、町長選挙及び町議会議員補欠選挙の投開票立会人と国勢調査の調査員を委嘱することによるものです。

216ページを御覧ください。

2、一般職であります。職員数は、前年度より3名増の163人で、括弧内の職員数は会計年度任用職員のうちパートタイム職員の人数を外書きしたものです。

給与費等につきましては、報酬1億5,761万7,000円、給料5億7,741万9,000円、職員手当4億2,987万4,000円、共済費2億2,330万円で、合計は13億8,821万円となり、前年度比較1億2,714万5,000円、10.1%の増となっております。

217ページ、218ページをお開きください。

増減の主なものとしましては、給料では、給与改定に伴い1,731万2,000円の増、昇給により520万円の増、人事異動等により2,040万円の増、職員手当では、管理職手当が昇格、昇給により549万4,000円の増、人事異動等により157万円の減、期末手当が支給率改正による201万円の増、給与改定による663万円の増、勤勉手当が支給率改正による189万3,000円の増、給与改定による269万3,000円の増、退職手当組合負担金が追加負担金による2,288万4,000円の増となっております。

なお、219ページ以降の給料及び職員手当の状況については、説明を省略させていただきます。

戻りまして、事項別明細書の52ページ、53ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、58ページ、59ページをお開きく

ださい。

14節工事請負費、庁舎トイレ等改修工事1億176万1,000円は、役場庁舎にバリアフリートイレ1か所の新設と既存トイレ6か所の改修を行なうものです。

66ページ、67ページをお開きください。

下段の9目企画費、68ページ、69ページをお開きください。

中ほどの14節工事請負費、本別テレビ中継局放送機器更新工事5,500万円は、債務負担行為として令和5年度に契約締結しました、美里別高東に設置しております本別テレビ中継局の機器更新の工事費を計上したものです。

70ページ、71ページをお開きください。

10目まちづくり推進費、72ページ、73ページをお開きください。

中ほどの12節委託料、用地確定測量委託料、旧ふるさと銀河線跡地238万1,000円は、南4丁目の線路跡地について売却へ向けた用地確定測量を行なうものです。

74ページ、75ページをお開きください。

下段の12目電算事務処理費、76ページ、77ページをお開きください。

12節委託料、電算業務委託料、データ移行1億281万4,000円は、電算システムの標準化に伴う既存システムからのデータ移行に要する費用を計上したものです。

飛びまして、82ページ、83ページをお開きください。

下段の3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料、業務委託料、振り仮名法改正対応通知書作成業務253万4,000円は、戸籍法の改正により戸籍への振り仮名を追加するための確認通知書作成を委託するものです。

84ページ、85ページをお開きください。

2段目の4項選挙費であります。本年は参議院議員通常選挙、町長選挙及び町議会議員補欠選挙が行なわれる予定であることから、2目参議院議員通常選挙費に合計1,201万6,000円、86ページ、87ページをお開きください。

3目町長選挙費に合計749万8,000円、88ページ、89ページをお開きください。

4目町議会議員補欠選挙費に合計236万7,000円の経費をそれぞれ計上しております。

飛びまして、96ページ、97ページをお開きください。

下段の3款民生費、2項老人福祉費、1目老人福祉総務費、98ページ、99ページをお開きください。

下段の18節負担金補助及び交付金、補助金、老人保健施設運営費2,425万円は、太陽の丘の福祉ゾーン整備に併せ特別養護老人ホームの閉鎖に向け、特養入所相当の状態像の方の受け入れのための人員確保等に要する経費を補助するものです。

飛びまして、126ページ、127ページをお開きください。

下段の6款農林水産業費、1項農業費、130ページ、131ページをお開きください。

下段の4目畜産業費、18節負担金補助及び交付金、負担金、畜産担い手育成総合整

備事業1,051万1,000円は、北海道農業公社営事業により草地整備改良を行なうもので、事業期間は令和7年度から10年度まで、受益者8戸で、本年は草地整備改良の59.3ヘクタールのうち、本年度は23.6ヘクタールを行なうものです。

132ページ、133ページをお開きください。

5目農地費、134ページ、135ページをお開きください。

上段の14節工事請負費、農地耕作条件改善事業3,700万円ですが、別添の予算説明資料の6ページをお開きください。

右側上段の全体事業説明と中段の事業説明ですが、事業名は、農地耕作条件改善事業本別3地区、全体工期は令和5年度から令和7年度、本年度は坂下地区、延長250メートルの明渠排水工事を行なうもので、左側の財源内訳は、道支出金2,553万円、地方債1,140万円、一般財源7万円となっております。

予算書134ページ、135ページにお戻りください。

2節下の18節負担金補助及び交付金、負担金、道営畑地帯総合整備事業1億4,620万円は、2つの地区の暗渠排水合計160.6ヘクタールの整備を行なうものです。

その下、多面的機能支払い交付金3,423万8,000円は、農村地域における農用地等の保全、管理に対する交付金で、本年は12地区に支給するものです。

136ページ、137ページをお開きください。

7目地籍調査費、12節委託料、用地確定測量委託料、地籍調査測量4,561万7,000円は、前年度に引き続き、足寄町と隣接する仙美里地区7.76平方キロメートルの地籍測量を進めるための経費を計上するものです。

140ページ、141ページをお開きください。

下段の7款1項商工費、142ページ、143ページをお開きください。

下段の3目観光費、146ページ、147ページをお開きください。

14節工事請負費、本別公園オートキャンプ場整備管理運営事業2,281万4,000円は、検討を進めてまいりましたオートキャンプ場の整備に着手するものです。

予算説明資料の8ページをお開きください。

右側上段の全体事業説明ですが、本別公園オートキャンプ場整備管理運営事業として、設計から施工、管理運営まで一体で実施するもので、事業期間は令和7年度から令和13年度まで、本年度は実施設計と静山研修センター周辺施設の解体工事を行なうものです。

左側の財源内訳は、国庫支出金1,140万7,000円、地方債1,140万円、一般財源7,000円となっております。

予算書150ページ、151ページにお戻りください。

下段の8款土木費、2項道路橋りょう費、152ページ、153ページをお開きください。

下段の2目道路維持費、154ページ、155ページをお開きください。

中段の14節工事請負費、町道維持事業、町道防災対策補修工事2,500万円と、下段の3目道路新設改良費、目合計1億8,958万5,000円、156ページ、157

ページをお開きください。

上段の４目橋りょう維持費、目合計２億４,６６７万９,０００円ですが、これらについては予算説明資料により説明いたします。

予算説明資料の１１ページをお開きください。

右側上段の全体事業説明と中段の事業説明ですが、事業名、町道防災対策補修事業、事業期間は令和６年度から７年度で、本年度は、昨年度設計を行ないました向陽町３号通り、延長５０メートルの補修を行なうもので、事業費２,５００万円、左側の財源内訳は地方債２,５００万円となっております。

次に、予算説明資料の１３ページをお開きください。

全体事業名は地方道路整備事業、右側の全体事業説明欄の事業期間とその下の事業説明ですが、事業名、町道美里別川沿道路改良舗装、事業期間、令和４年度から令和１０年度、本年度は改良延長１４０メートル、舗装延長２００メートルと補償、事業費５,０５０万円。事業名、町道負簀西４線道路改良舗装、事業期間、平成２８年度から令和１０年度、本年度は改良延長１３０メートル、舗装延長１３０メートルと補償、事業費５,９５０万円。事業名、町道押帯池田間道路改良舗装、事業期間、令和７年度から令和１１年度、本年度は改良延長８０メートル、舗装延長８０メートル、調査設計委託、事業費６,０００万円。事務費を含めた総事業費１億７,１８０万４,０００円となっております。

左側の財源内訳ですが、国庫支出金１億４３６万４,０００円、地方債６,７３０万円、一般財源１４万円となっております。

予算説明資料の１７ページをお開きください。

右側の全体事業説明欄の事業期間とその下の事業説明ですが、事業名、橋りょう長寿命化事業、事業期間、令和３年度から令和１２年度、本年度の事業は水道橋などの４本の橋りょう補修、架換工事、事業費１億６,４００万円、東八号橋、橋梁補修調査設計委託、事業費１,２００万円、愛のかけ橋、物価調査、事業費１００万円、義経橋ほか合計６３本の橋りょう点検、事業費６,７００万円。事務費を含めた総事業費２億４,６１８万３,０００円となります。

左側の財源内訳ですが、国庫支出金１億３,７９７万２,０００円、地方債８,１６０万円、一般財源２,６６１万１,０００円となっております。

予算書に戻りまして、１６０ページ、１６１ページをお開きください。

下段の５項住宅費、１目住宅管理費、１６２ページ、１６３ページをお開きください。

下段の１４節工事請負費、公営住宅改修、北６丁目団地公営住宅改善事業２,１５３万８,０００円は、屋根改善工事２棟１８戸を行なうものです。

１６４ページ、１６５ページをお開きください。

下段の９款１項消防費、１６８ページ、１６９ページをお開きください。

上段３目消防施設費、１２節委託料、調査設計委託料、消防庁舎新築工事実施設計９,６８０万円は、債務負担行為として令和６年度に契約締結しました消防庁舎の実施設設計費用を計上したものです。

その２節下、１４節工事請負費、消火栓、消火栓更新工事８２６万１,０００円は、老朽化している消火栓３か所について更新するものです。

１７２ページ、１７３ページをお開きください。

１０款教育費、２項小学校費、１７８ページ、１７９ページをお開きください。

２目教育振興費、１７節備品購入費、教育機器備品、教育用タブレット１,３４６万８,０００円は、ＧＩＧＡスクール構想により整備した教育用タブレットを更新するもので、本別中央小学校、勇足小学校の児童、教員用等、合計２３５台を購入するものです。

１８０ページ、１８１ページをお開きください。

３項中学校費、１８４ページ、１８５ページをお開きください。

２目教育振興費、１７節備品購入費、教育機器備品、教育用タブレット７６８万円は、小学校同様、教育用タブレットの更新で合計１３４台を購入するものです。

１８６ページ、１８７ページをお開きください。

４項社会教育費、１８８ページ、１８９ページをお開きください。

２目公民館費、１９０ページ、１９１ページをお開きください。

下段の１４節工事請負費、中央公民館エアコン設置工事１億１,７６３万４,０００円と１７節備品購入費、施設等備品、１９２ページ、１９３ページをお開きください。

一番上のエアコン７５万４,０００円は、公民館大ホール、ロビー等合計２７台を設置するものです。

１９６ページ、１９７ページをお開きください。

下段の５項保健体育費、１目保健体育総務費、１９８ページ、１９９ページをお開きください。

中段の１４節工事請負費、体育館エアコン設置工事６,８３４万３,０００円と１７節備品購入費、体育施設等備品、エアコン１５０万円は、研修室、中競技室等合計１２台を設置するものです。

下段の２目スポーツ振興費、２０２ページ、２０３ページをお開きください。

１２節委託料、業務委託料、運動・スポーツ環境づくり２８７万４,０００円は、幼児から大人まで町民が身近にスポーツへ取り組むことができるよう、運動教室の実施を委託するものです。

以上で歳出を終わりました、１２ページ、１３ページにお戻りください。

２、歳入ですが、歳入につきましても、主なもののみ説明させていただきますので御了承願います。

１款町税につきましては、先ほど副町長から説明がありましたので省略をさせていただきます。

１４ページ、１５ページをお開きください。

３段目の２款地方譲与税、１項自動車重量譲与税から、１６ページ、１７ページをお開きください。

下から２段目の９款１項地方特例交付金までは、令和６年度実績見込み及び令和７年度地方財政対策を参考に、それぞれ計上しております。

下段の１０款１項１目の地方交付税につきましても、先ほど副町長から説明を申し上げましたので説明を省略させていただきます。

飛びまして、３６ページから４１ページにかけましての１８款繰入金、２項基金繰入金は、１８基金で、総額７億８１６万７,０００円の繰入りを計上しましたが、前年度当初と比較し５,１１４万４,０００円の増額となっております。

主なものですが、１目財政調整基金及び２目減債基金は、先ほど副町長から説明申し上げましたので、省略させていただきます。

３８ページ、３９ページをお開きください。

２段目の５目農業振興基金は、新規就農者等支援事業に９０４万円、地域農業支援事業に６０万２,０００円、農業振興基金貸付金利子補給に８万円、営農指導対策協議会補助（新規就農・雇用就労対策）に１３９万円、鳥獣被害防止総合対策事業に３５万９,０００円、種子生産奨励事業に２８０万円、生乳生産基盤安定特別対策事業に１５０万円の合計１,９０１万１,０００円を充当、２目下、７目町有林振興基金は、町有林造林事業に４００万円、その２目下、９目社会教育施設等整備基金は、中央公民館、町体育館のエアコン設置に２２５万円、３目下、１２目公共施設等整備基金は、本別中央小学校教材振興備品に１７万６,０００円、１３目個性あるふるさとづくり基金は、保育料軽減事業に９７０万円、国際理解教育の充実に２,００４万円、本のまち平和講演会に７万２,３００円、住宅改修・新築等助成交付事業に１,６４０万円など、全２５事業に合計１億１,０００万円を充当、４０ページ、４１ページをお開きください。

上段の１５目ふるさと銀河線跡地活用等振興基金は、地方バス路線運行維持対策費補助に９４５万円、ふるさと銀河線代替バス振興会議に２８万８,０００円、線路跡地の用地確定測量２３５万円など、合計１,６００万円、１６目職員退職手当基金は、北海道市町村職員退職手当組合清算納付金に２,０００万円、１７目森林環境譲与税基金は、町民植樹祭に８０万７,０００円、民有林造林促進事業に６９万３,２００円、私有林等整備事業に７８万６,０００円など、合計１,６２６万３,０００円を充てるためそれぞれ繰り入れております。

４６ページ、４７ページをお開きください。

２１款１項町債ですが、４８ページ、４９ページをお開きください。

一番下の計の欄、総額９億４２０万円で、前年度当初比３億２,１９０万２,０００円、５５．３％の増となっており、ソフト事業分を除く普通建設事業分でも７億１,０００万円で、前年度当初比２億９,７１０万円、７２．０％の増となっておりますが、役場庁舎トイレ改修、消防庁舎新築、中央公民館・町体育館のエアコン設置の事業規模の大きな事業を行なうことによるものです。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

次に、６ページをお開きください。

予算総則第２条に定める債務負担行為ですが、第２表、債務負担行為。事項、住民基本台帳ネットワークシステムＣＳ機器更新事業、期間、令和７年度から令和１１年度、限度額１,２０３万４,０００円。事項、本別公園オートキャンプ場整備管理運営事業、

期間、令和7年度から令和13年度、限度額1億8,575万4,000円。事項、北海道市町村備荒資金組合車両購入、公園維持管理車、期間、令和7年度から令和11年度、限度額148万円。事項、北海道市町村備荒資金組合車両購入、一般公用車、期間、令和7年度から令和11年度、限度額454万2,000円。事項、北海道市町村備荒資金組合車両購入、公園維持管理用草刈り機、期間、令和7年度から令和11年度、限度額773万9,000円としております。

次に、7ページを御覧ください。

予算総則第3条に定める地方債ですが、第3表、地方債。起債の目的、公共事業等、限度額130万円。起債の目的、一般補助施設整備等事業、限度額1,570万円。起債の目的、緊急防災・減災事業、限度額3億2,150万円。起債の目的、公共施設等適正管理推進事業、限度額9,150万円、8ページをお開きください。

起債の目的、緊急自然災害防止対策事業、限度額4,500万円。起債の目的、緊急浚渫推進事業、限度額300万円。起債の目的、辺地対策事業、限度額1億1,510万円。起債の目的、過疎対策事業、限度額3億1,110万円、なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で、令和7年度一般会計歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第14 議案第30号ないし日程第15 議案第31号

○議長（篠原義彦） 次に、日程第14 議案第30号令和7年度本別町国民健康保険特別会計予算について、ないし日程第15 議案第31号令和7年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 議案第30号令和7年度本別町国民健康保険特別会計予算について、提案内容の説明を申し上げます。

予算書に入る前に、令和7年度における国保運営の概要について説明いたします。

財政の根幹をなす保険税収入は、人口減少や後期高齢者医療への移行などによる被保険者数の減少はあるものの、国保財政運営の維持と令和12年度の全道保険料統一化に向けた税率改正を行なったことから、前年度と比べ収入増を見込んでおります。

医療費の動向につきましては、国保連合会は全道的な医療費は前年を下回るものと見込んでおり、北海道への納付金は減額となりますが、本町の保険給付費のうち高額療養費につきましては、前年度実績を勘案し前年度当初より増額となるものと見込んでおります。

次に、予算編成上の国保の加入件数ですが、被保険者数を1,496人、世帯数を830世帯と想定し、令和7年1月末現在の人口、世帯数に対する加入割合は、被保険者数で27.0%、世帯数で25.2%となっております。

それでは、予算書の1ページをお開きください。なお、括弧書きの朗読は省略させて

いただきます。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億883万8,000円と定めるものであります。

第2条の一時借入金につきましては、借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

5ページ、6ページをお開きください。

歳出の合計欄ですが、予算総額は前年度当初予算総額に対しまして2,414万3,000円、2.5%の増となっております。

次に、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

13ページ、14ページをお開きください。

3、歳出であります、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節負担金補助及び交付金中、負担金、北海道クラウド523万5,000円は、市町村事務処理標準システムの使用にかかる北海道クラウドへの負担金で、本年度はガバメントクラウド移行に伴う構築費用が計上されているため、前年より大幅な増額となっております。

下段の2項徴税費、1目賦課徴収費、15ページ、16ページをお開きください。

18節負担金補助及び交付金52万7,000円は、国保税滞納分2件を十勝滞納整理機構へ依頼するものです。

2段目の3項1目運営協議会費、1節報酬、委員9人分11万8,000円は、運営協議会や研修に出席された委員への報酬を計上しております。

3段目の2款保険給付費、1項療養諸費から、17ページ、18ページをお開きください。

2段目の5項葬祭費までにつきましては、北海道からの交付金で全て賄われるもので、北海道が過去3年間の実績から示した額を基に計上しております。

下段の3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分は、前年度当初比5.6%、1,222万4,000円減の2億473万4,000円、19ページ、20ページをお開きください。

2項後期高齢者支援金等分は、前年度当初比7.9%、531万1,000円減の6,234万1,000円、その下、3項介護納付金分、前年度当初比7.6%、209万7,000円減の2,534万3,000円につきましては、北海道への納付金です。

下段の4款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、12節委託料中、健康診査委託料、特定健康診査379万4,000円、特定保健指導18万2,000円、特定健診未受診者対策432万6,000円は、被保険者の疾病の早期発見・早期治療により医療費適正化を図るもので、未受診者対策につきましては、はがきの送付などにより健診の勧奨を行なうものです。

21ページ、22ページをお開きください。

2段目の3項健康管理センター事業費、23ページ、24ページをお開きください。

2目健康管理事業費3,919万1,000円につきましては、健康管理センターで行

なう各種事業にかかる経費を計上しております。

25ページ、26ページをお開きください。

4段目の6款諸支出金、2項繰出金、1目病院事業会計繰出金、27節繰出金4,897万7,000円は、北海道からの交付金を病院事業会計へ繰り出すものです。

以上、歳出を終わり、戻りまして7ページ、8ページをお開きください。

2、歳入であります、1款1項国民健康保険税につきましては、前年度当初比5.2%、1,183万5,000円増の2億3,932万6,000円となっております。

9ページ、10ページをお開きください。

上段の4款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、1節保険給付費等交付金、普通交付金5億8,082万1,000円は、歳出で説明しました、2款保険給付費の1項療養諸費から5項葬祭費までの経費の全額について、北海道から交付されるものです。

11ページ、12ページをお開きください。

2段目の6款繰入金、2項1目1節基金繰入金1,646万6,000円は、歳入不足を基金から繰り入れるもので、前年度当初比2,318万円の減となっております。

なお、29ページ以降の添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、令和7年度本別町国民健康保険特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第31号令和7年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、提案内容の説明を申し上げます。

予算書に入る前に、本会計の概要について説明いたします。

本会計に係る後期高齢者医療制度は、全道の市町村で構成される北海道後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の決定や医療給付の審査、支払いなどを行ない、市町村では保険料の徴収業務や各種申請、届出など窓口での取次ぎ業務を担っています。

本会計では被保険者から徴収した保険料や保険料軽減分を公費で負担する保険基盤安定負担金、広域連合の事務費など、広域連合へ支出する経費などを計上しております。

なお、年間平均の被保険者数は1,530人を見込んでおります。

それでは、予算書の1ページをお開きください。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億6,661万5,000円と定めるものであります。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出の合計欄ですが、予算総額は前年度当初予算総額に対しまして1,156万6,000円、7.5%の増となっております。

次に、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。

3、歳出であります、3段目、2款1項1目後期高齢者医療、広域連合納付金につ

きましては、前年度当初比 7.6%、1,141万8,000円増の1億6,254万6,000円を広域連合への納付金として計上しており、内訳は、広域連合の事務費負担金が563万3,000円、保険料等負担金1億5,691万3,000円のうち、保険料分が1億1,774万5,000円、保険料軽減分となる保険基盤安定分が3,916万8,000円となっています。

以上、歳出を終わり、戻りまして6ページ、7ページをお開きください。

2、歳入であります。1款1項1目後期高齢者医療保険料は、前年度当初比8.5%、921万3,000円増の1億1,774万5,000円を計上しています。年間平均被保険者数見込は1,530人、一人当たり保険料は7万6,958円となっており、全道平均の一人当たり保険料7万6,838円と比較して100.2%となっております。

その下、2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、前年度当初比5.1%、235万3,000円増の4,836万7,000円で、歳出で説明しました広域連合納付金のうち、保険基盤安定分3,916万8,000円と広域連合事務費分563万3,000円が計上されています。

以上、令和7年度本別町後期高齢者医療特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） お諮りします。

議案第29号令和7年度本別町一般会計予算について、ないし議案第31号令和7年度本別町後期高齢者医療特別会計予算については、明日14日議事予定の議案第32号から議案第36号まで説明を受けてから、令和7年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号令和7年度本別町一般会計予算について、ないし議案第31号令和7年度本別町後期高齢者医療特別会計予算については、明日14日議事予定の議案第32号から議案第36号まで説明を受けてから、令和7年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することを予定いたします。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日3月14日の会議は、議事の都合により特に午後1時30分に繰り下げて開くことにいたします。

これをもって通知済みといたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後3時13分）

令和 7 年本別町議会第 1 回定例会会議録（第 4 号）

令和 7 年 3 月 1 4 日（金曜日） 午後 1 時 3 0 分開議

○議事日程

日程第 1	議案第 3 2 号	令和 7 年度本別町介護保険事業特別会計予算について
日程第 2	議案第 3 3 号	令和 7 年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
日程第 3	議案第 3 4 号	令和 7 年度本別町水道事業会計予算について
日程第 4	議案第 3 5 号	令和 7 年度本別町下水道事業会計予算について
日程第 5	議案第 3 6 号	令和 7 年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について

○会議に付した事件

日程第 1	議案第 3 2 号	令和 7 年度本別町介護保険事業特別会計予算について
日程第 2	議案第 3 3 号	令和 7 年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
日程第 3	議案第 3 4 号	令和 7 年度本別町水道事業会計予算について
日程第 4	議案第 3 5 号	令和 7 年度本別町下水道事業会計予算について
日程第 5	議案第 3 6 号	令和 7 年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について

○出席議員（11 名）

議 長	1 2 番	篠 原 義 彦	副議長	1 1 番	高 橋 利 勝
	1 番	宮 本 やよい		2 番	加 藤 徹 己
	3 番	丑 若 浩 行		4 番	水 谷 令 子
	5 番	梅 村 智 秀		6 番	石 山 憲 司
	7 番	藤 田 直 美		8 番	方 川 一 郎
	1 0 番	阿 保 静 夫			

○欠席議員（0 名）

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐々木 基 裕	副 町 長	村 本 信 幸
会 計 管 理 者	藤 野 和 幸	総 務 課 長	三 品 正 哉
保 健 福 祉 課 長	長 屋 和 幸	住 民 課 長	宮 口 淳 哉
健康・こども課長	高 橋 紀 尊	建 設 水 道 課 長	加 藤 勉

企 画 財 政 課 長 松 本 秀 規
老 人 ホ ー ム 所 長 前 佛 清 治
総 務 課 主 幹 上 原 章 司
健 康 管 理 セ ン タ ー 主 幹 前 佛 友 子
農 林 課 長 補 佐 留 田 桂 史
教 育 次 長 武 田 敏 英
農 委 事 務 局 長 舩 舘 憲
選 管 事 務 局 長 三 品 正 哉

未 来 創 造 課 長 野 崎 昌 也
国 保 病 院 事 務 長 小 川 芳 幸
建 設 水 道 課 主 幹 小 出 勝 栄
総 務 課 長 補 佐 石 川 雅 康
教 育 長 高 橋 哲 也
社 会 教 育 課 長 千 代 孝 徳
代 表 監 査 委 員 井 出 英 彦

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 川 雅 之
総 務 担 当 主 事 今 井 綾 香

事 務 局 次 長 越 後 忠

◎開議宣告

○議長（篠原義彦）　これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1　議案第 3 2 号ないし日程第 5　議案第 3 6 号

○議長（篠原義彦）　日程第 1　議案第 3 2 号令和 7 年度本別町介護保険事業特別会計予算について、ないし日程第 5　議案第 3 6 号令和 7 年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上 5 件について一括議題といたします。

これより、各会計について順次提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸）　議案第 3 2 号令和 7 年度本別町介護保険事業特別会計予算について、提案内容の説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 億 6,989 万 9,000 円と定めるもので、対前年比 0.2% の減となったところであります。

令和 7 年度の介護保険事業特別会計は、第 9 期介護保険事業計画、銀河福祉タウン計画の 2 年度目として、計画に基づき執行することとなります。

第 1 号被保険者につきましては、前年度より 59 人少ない 2,554 人を見込み、高齢化率は 42.7% と推計しております。

それでは、事項別明細書により、歳出から主な内容につきまして説明申し上げます。

13 ページ、14 ページをお開きください。

3、歳出です。

15 ページ、16 ページをお願いいたします。

中段の 2 款保険給付費、1 項介護サービス諸費は、介護保険事業計画に基づくもので、1 目介護サービス給付費は、居宅及び施設介護サービス給付費、2 目審査支払手数料、3 目高額介護サービス給付費、4 目特定入所者介護サービス費を合わせまして前年度比 417 万 6,000 円増の 8 億 7,470 万 8,000 円を計上しております。

下段の 3 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防・日常生活支援総合事業費、17 ページ、18 ページをお願いいたします。

10 節需用費、燃料費、ガソリン 36 万 9,000 円、13 節使用料及び賃借料、借上料、車両 194 万 6,000 円は、通所型介護予防事業元氣いきいき教室を本年度より直営で実施することによるものであります。

次の段の 2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費、19 ページ、20 ページをお願いいたします。

中ほどの 12 節委託料、業務委託料、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援 467 万 5,000 円は第 10 期介護保険事業計画、銀河福祉タウン計画の策定に向け

た悉皆調査を実施するためのものであります。

以上で歳出を終わりました、7ページ、8ページにお戻りください。

2、歳入であります、上段の1款1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料は、第1号被保険者数を2,554人と推計し、前年度比443万3,000円減の1億7,461万1,000円を見込んでおります。

3段目の3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費国庫負担金、1節現年度分は前年度比323万6,000円増の1億5,473万5,000円を見込んでおります。

次の段の2項国庫補助金、1目調整交付金は前年比117万8,000円減の6,332万8,000円となっております。2目地域支援事業交付金は前年比171万円増の1,495万9,000円を計上しております。

なお、23ページからの添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、令和7年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、議案第33号令和7年度本別町介護サービス事業特別会計予算について、前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 議案第33号令和7年度本別町介護サービス事業特別会計予算について、提案内容の説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,253万4,000円と定めるもので、前年度と比較しまして6,259万8,000円、率にして19.9%の減となったところであります。

それでは、事項別明細書により主なもの、増減の多い部分につきまして、歳出から御説明させていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

3、歳出ですが、1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費2億5,253万4,000円は、特別養護老人ホームの運営経費で、新たな介護サービス提供基盤の整備に向けた準備に伴い、前年度と比較しまして4,071万2,000円、率にして13.9%の減となっております。

増減の主なものとしまして、上段の1節報酬2,449万6,000円は、パートタイム会計年度任用職員18人分で、対前年12万7,000円の減、2節給料8,639万7,000円は、一般職員22人、フルタイム会計年度任用職員1人の計23人分で、対前年1,412万9,000円の減、3節職員手当等6,572万3,000円は、全職員41人分で、対前年781万6,000円の減、4節共済費2,723万1,000円は、対前年408万5,000円の減で、いずれも人事異動、給与改定などによるものであります。

中段の10節需用費中、消耗品費、調理室用19万9,000円は、対前年68万6,

０００円の減、介護材料１７４万６，０００円は、対前年３４１万８，０００円の減、賄材料費９８５万７，０００円は、対前年６７２万９，０００円の減、下段の１１節役務費中手数料、クリーニング３９１万２，０００円は、対前年４９万４，０００円の減、１２ページ、１３ページをお開きください。

上段から４行目、事業系ごみ処理１８０万６，０００円は、対前年１６０万円の減、下段の１３節使用料及び賃借料中借上料、寝具６５万９，０００円は、対前年９６万円の減で、いずれも新たな介護サービス提供基盤の整備に向けた利用者の調整に伴う運営費用の減によるものであります。

１４ページ、１５ページをお開きください。

中段の居宅介護サービス事業費については、社会福祉協議会ケアプランセンターほんべつへの完全移行に伴い、令和７年度は計上しておりません。

以上で歳出を終わります、６ページ、７ページにお戻りください。

２、歳入ですが、１款サービス収入、１項１目介護給付費収入１億１，３４３万円は、前年度と比較しまして７，１８７万２，０００円、率にして３８．８％の減、その下、２目自己負担金収入２，７１５万４，０００円は、前年度と比較しまして１，３８７万４，０００円、率にして３３．８％の減となっております。これは新たな介護サービス提供基盤の整備に向けた利用者の調整によるもの及び居宅介護支援事業所の社会福祉協議会ケアプランセンターほんべつへの完全移行に伴うものであります。

下段の４款繰入金、１項他会計繰入金、１目１節一般会計繰入金１億１，１５３万４，０００円は、前年度と比較しまして２，３４３万３，０００円、率にして２６．６％の増となっております。これは先ほど説明いたしました歳入のうち、利用者の調整などによるサービス収入の減が主な要因であります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

なお、１６ページからの添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議案第３３号令和７年度本別町介護サービス事業特別会計の予算説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、議案第３４号令和７年度本別町水道事業会計予算について、ないし議案第３５号令和７年度本別町下水道事業会計予算について、以上２件についての説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第３４号令和７年度本別町水道事業会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

それでは、予算書の１ページをお開きください。

第２条の業務の予定量は、給水戸数を２，９４５戸、年間総給水量を８８万８，８１７立方メートル、１日の平均給水量を２，４３５立方メートル、主要な建設改良事業につきましては、原水及び浄水設備建設改良事業４０９万１，０００円、配水及び給水設備建設改良事業９００万円、営業設備整備事業５，０８５万円を予定しているところであります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の第1款水道事業収益と、支出の第1款水道事業費用は、それぞれ対前年1,072万4,000円増の2億9,359万円と定めるものであります。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,170万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額481万4,000円、過年度分損益勘定留保資金2,866万円、当年度分損益勘定留保資金9,869万7,000円、減債積立金35万2,000円、建設改良積立金814万円及び当年度利益剰余処分別104万2,000円で補填するものであります。

収入の第1款資本的収入では、対前年45万6,000円減の3,424万1,000円、支出の第1款資本的支出は、対前年1,078万円増の1億7,594万6,000円と定めるものであります。

2ページをお開きください。

第7条の企業債であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるもので、起債の目的、原水及び浄水設備建設改良事業の限度額を210万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

第8条の一時借入金については、限度額を1億円と定めるものであります。

第9条の予定支出の各項の経費の金額の流用については、流用することができる場合として、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定めるものであります。

第10条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、職員給与費5,090万1,000円が議会の議決を経なければ流用することのできない経費となります。

第11条の他会計からの補助金等について、水道事業会計の運営経費に充てるため、一般会計からこの会計へ受け入れる補助金等の金額は1億575万7,000円であります。

第12条の利益剰余金の処分については、当年度未処分利益剰余金のうち104万2,000円は、資本的収支不足額に対する補填財源として処分するものと定めるものであります。

第13条のたな卸資産の購入限度額は1,164万4,000円と定めるものであります。

それでは次に、予算説明書により主な事業内容について御説明申し上げます。

3ページから18ページの説明は省略させていただきます。

19ページ、20ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入ですが、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益は、対前年23万9,000円増の1億6,458万6,000円を見込んだところであります。主な増減は、家事用が対前年327万1,000円の減、業務用が対前年97万5,000円の増、営農用が対前年293万1,000円増を見込んでおり、いずれも前年度

実績見込みを勘案したものです。

2 項営業外収益、対前年 1,043 万 3,000 円の増は、3 目他会計補助金中、収支補填、対前年 1,197 万 5,000 円増の 3,633 万 1,000 円で 収益収支不足分の増が主な要因であります。

21 ページ、22 ページをお開きください。

支出であります、1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費対前年 262 万 6,000 円の増は、23 ページ、24 ページをお開きください。

一番上になります委託料、保守点検等委託料中水道施設管理計器、対前年 129 万 5,000 円増の 500 万 5,000 円で、3 年から 5 年間隔で行なっている保守点検計器の点検対象機種が増によるものと修繕費、施設等、対前年 124 万 3,000 円増の 167 万 3,000 円は、本別浄水場内の給水ポンプの修繕を新たに行なうことによるものです。

2 目配水及び給水費、25 ページ、26 ページをお開きください。

委託料、対前年 237 万 9,000 円の減は、主に配水池清掃業務及び配水管洗浄業務が前年度に完了したことによる減額です。

3 目総係費、対前年 1,833 万 6,000 円増の主なもの、27 ページ、28 ページをお開きください。

中段になります委託料、業務委託料、経営戦略策定 481 万 8,000 円は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画の策定を行なうものです。

水利許可申請 497 万 2,000 円は、本別浄水場の取水に係わる水利使用許可申請書類の作成業務を行なうものです。

電算業務委託、上下水道料金システム更新 309 万 3,000 円は、平成 22 年度導入のシステムで令和 7 年度をもってシステムのサポートが終了するため、料金システムを更新するものです。

メーター検針機器更新 304 万 8,000 円は、令和元年度導入の機器で令和 7 年度以降の機器の保守サポート対応が終了するため検針機器の更新を行なうもので、以上 4 件が 3 目総係費の主な増額内容です。

29 ページ、30 ページをお開きください。

4 目減価償却費 806 万 7,000 円の減額は、主に構築物の 264 万 8,000 円の減、機械及び装置の 536 万 2,000 円の減によるものです。

5 目資産減耗費 228 万 6,000 円の増額は、量水器更新工事で取り外される量水器が対前年 22 基増えることによるものです。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費、企業債利息、対前年 154 万円減の 1,518 万 5,000 円は、財政融資資金分で 54 万 3,000 円の減、地方公共団体金融機構分で 99 万 7,000 円の減によるものです。

3 項特別損失、一番下の段になります。その他特別損失 289 万円の減は、主に簡易水道事業の企業会計化に伴う、賞与や法定福利費の引当金相当額を計上していたことによるものです。

33 ページ、34 ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出であります。1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目原水及び浄水設備建設改良費、工事請負費 2 1 2 万 3,0 0 0 円は、美里別配水池の次亜塩素酸ナトリウム注入ポンプの機器更新工事を行ないます。

2 目配水及び給水設備建設改良費、工事請負費 9 0 0 万円は、町道負箆西 4 線道路の改良工事に伴い、支障となる水道管を移設する工事になります。

3 目営業設備費 5,0 8 5 万円は、計量法により 8 年で更新する量水器更新工事と量水器の購入費で、主な増額の理由は更新基数 2 2 台の増及び大きな口径の量水器の増、人力掘削箇所の増によるもので、6 2 9 台の更新を予定しています。

2 項 1 目建設改良等企業債償還金につきましては 1 億 1,0 2 1 万 3,0 0 0 円であります。また、年度末の未償還元金は 9 億 9,9 5 0 万 8,0 0 0 円となる見込みであります。

以上、令和 7 年度本別町水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 3 5 号令和 7 年度本別町下水道事業会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

それでは、予算書の 1 ページをお開きください。

第 2 条の業務の予定量は、排水戸数を 2,5 1 6 戸、年間総処理水量を 4 5 万 9,7 2 1 立方メートル、1 日の平均処理水量を 1,2 6 0 立方メートル、主要な建設改良事業につきましては、管渠建設改良事業 2 2 0 万円、処理場建設改良事業 8,9 3 7 万円、浄化槽建設改良事業 3,0 4 3 万 1,0 0 0 円を予定しているところであります。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の第 1 款下水道事業収益、対前年 3,5 7 0 万円増の 4 億 5,5 5 1 万 8,0 0 0 円と支出の第 1 款下水道事業費用、対前年 3,9 2 0 万円増の 4 億 5,9 0 1 万 8,0 0 0 円定めるものです。

なお、営業費用中総係費のうち、委託料 1,4 4 8 万 2,0 0 0 円の財源に充てるため、企業債 3 5 0 万円を借り入れします。

第 4 条の資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 2,5 5 9 万 1,0 0 0 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6 4 3 万円、過年度分損益勘定留保資金 1,3 6 4 万 7,0 0 0 円及び当年度分損益勘定留保資金 1 億 5 5 1 万 4,0 0 0 円で補填するものであります。

収入の第 1 款資本的収入では、対前年 6 8 4 万 7,0 0 0 円減の 2 億 4 6 1 万 1,0 0 0 円、支出の第 1 款資本的支出は、対前年 6 3 5 万 5,0 0 0 円増の 3 億 3,0 2 0 万 2,0 0 0 円と定めるものであります。

2 ページをお開きください。

第 6 条の債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定めるもので、事項、令和 7 年度水洗便所等改造資金融資業務委託に係る利子相当分負担、期間、令和 7 年度から令和 1 2 年度まで、限度額、貸付残高に対する利子相当額とし、続いての事項、令和 7 年度水洗便所等改造資金融資業務委託に係る債務の損失補償、期

間、令和7年度から令和12年度まで、限度額、貸付元金と遅延に係る延滞利子相当額とするものです。

第7条の企業債であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるもので、起債の目的、処理場建設改良事業の限度額を3,920万円、浄化槽建設改良事業の限度額を2,300万円、資本費平準化債の限度額を1,440万円、公営企業会計適用債の限度額を350万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

第8条の一時借入金については、限度額を1億円と定めるものであります。

第9条の予定支出の各項の経費の金額の流用については、流用することができる場合として、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定めるものであります。

第10条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、職員給与費2,438万4,000円が議会の議決を経なければ流用することのできない経費となります。

第11条の他会計からの補助金等について、下水道事業の運営経費に充てるため、一般会計からこの会計へ受け入れる補助金等の金額は、2億410万9,000円であります。

第13条のたな卸資産の購入限度額は363万1,000円と定めるものであります。

それでは次に、予算説明書により主な事業内容について御説明申し上げます。

4ページから19ページの説明は省略させていただきます。

20ページ、21ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入ですが、1款下水道事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料は、対前年305万3,000円減の6,439万7,000円、2目浄化槽使用料は、対前年49万1,000円増の1,589万1,000円を見込んだところであります。

主な増減は、下水道で使用件数及び使用水量の減、浄化槽では使用基数の増、いずれも前年度実績見込みを勘案したものです。

2項営業外収益、1目他会計負担金848万5,000円は公会計移行に伴い、新たな科目を計上したことによる増になります。

2目他会計補助金、対前年1,965万7,000円の増は、公共下水道事業のうち、収支補填、対前年2,215万1,000円増の4,492万円が収益的収支不足分の増が主な要因であります。

3目国庫補助金1,000万円の増は、下水道台帳デジタル化に対する国庫補助金額を新たに計上したことによる増になります。

5目消費税及び地方消費税還付金、対前年235万円増の485万円は、令和6年度消費税還付見込額の増によるものです。

22ページ、23ページをお開きください。

支出であります。1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費、対前年2,082万9,000円の増は、主に委託料中下水道台帳デジタル化2,000万円を社会資本整備総合交付金事業で新たに整備することによるものです。

2目処理場費、対前年137万9,000円の増は、24ページ25ページをお開きください。

上から8段目、修繕料、対前年169万1,000円増の529万1,000円は、3年に1回行なっている処理場汚水ポンプ3基の修繕及び非常用発電機用バッテリーの修繕を行なうため、増額になるものです。

3目浄化槽費、対前年415万1,000円の増は、26ページ、27ページをお開きください。

上から2段目、委託料、保守点検等委託料、対前年334万7,000円増の1,908万3,000円は、合併処理浄化槽基数の増及び労務単価、燃料費等の増によるものです。

4目総係費、対前年1,369万9,000円増の主なものは、委託料中経営戦略策定に481万8,000円、公営企業会計包括支援354万2,000円、消費税申告書作成52万8,000円、上下水道料金システム更新309万3,000円が令和7年度に新たに業務委託を行なうものです。

28ページ、29ページをお開きください。

5目減価償却費110万9,000円の増額は、主に機械及び装置の76万9,000円の増によるものです。

6目資産減耗費158万3,000円の増額は、機器更新工事で取り外される濃縮汚泥掻き寄せ機の撤去によるものです。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費、企業債利息、対前年177万9,000円減の2,001万8,000円は、主に簡保資金分の利息で124万円の減によるものです。

3項特別損失、一番下の段になります、その他特別損失179万6,000円の減は、主に下水道事業の企業会計化に伴う賞与や法定福利費の引当金相当額を計上していたことによるものです。

32ページ、33ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出であります、1款資本的支出、1項建設改良費、2目処理場建設改良費、工事請負費8,600万円は、処理場機器更新工事として、N○2濃縮汚泥掻き寄せ機の設置、N○2溶存酸素計及び直流電源装置盤・無停電電源装置の更新工事を行ないます。

3目浄化槽建設改良費、工事請負費2,919万4,000円は、5人槽2基、7人槽4基、10人槽2基の計8基の新設工事を行なう予定です。

34ページ、35ページをお開きください。

2項1目固定資産購入費50万円は、処理場水質試験室の蒸留水製造装置の故障により機械器具の購入を行なうものです。

3項建設改良等企業債償還金につきましては、対前年502万2,000円減の2億590万9,000円で、主な減額の理由は、簡保資金分の償還元金の対前年690万4,000円の減によるものです。

また、年度末の未償還元金は１億５,３１９万６,０００円となる見込みであります。
以上、令和７年度本別町下水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（篠原義彦） 次に、議案第３６号令和７年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸） 議案第３６号令和７年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、提案内容の説明を申し上げます。

予算書の１ページをお開きください。条文を読み上げ説明させていただきますが、括弧書及び該当なしの条文の朗読は省略させていただきます。

総則。第１条、令和７年度本別町国民健康保険病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第１号、病床数６０床、第２号、年間入院患者数１６,４２５人、第３号、年間外来患者数３４,８４８人、第４号、１日平均入院患者数４５人、第５号、１日平均外来患者数１４４人となっております。前年と比較し、入院・外来とも１日当たり同数の患者数となっており、新年度の診療体制も令和６年度に引き続き、内科３名、外科１名の常勤医師４名体制で運営をしていく予定であります。

収益的収入及び支出。第３条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるもので、収入の第１款病院事業収益は１億８,９１７万６,０００円、支出の第１款病院事業費用は１億２,１６６万７,０００円となっております。

資本的収入及び支出。第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額３,７４９万円は、過年度分損益勘定留保資金１,９０９万７,０００円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額１,８３９万３,０００円で補填するもので、収入の第１款資本的収入は３億１１０万円、次の２ページになりますが、支出の第１款、資本的支出は３億３,８５９万円となっております。

企業債。第７条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定めるもので、起債の目的、病院施設設備等改修事業、限度額２,８３０万円、起債の目的、医療機械器具整備事業、限度額６,９４０万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりとなっております。

一時借入金。第８条、一時借入金の限度額は３億円と定めるものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第１０条、次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないもので、次の３ページ、第１号、職員給与費８億３,１４７万６,０００円、第２号、交際費４０万円とするものであります。

他会計からの補助金。第１１条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は次のとおりである、

第1号、一時借入金支払利息98万7,000円、第2号、医師看護師等研究研修経費180万円、第3号、基礎年金拠出金公的負担経費1,760万円であります。

たな卸し資産の購入限度額。第13条、たな卸資産の購入限度額は1億6,261万9,000円と定めるものであります。

重要な資産の取得及び処分。第14条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとするもので、取得は、建物付帯設備、空調設備一式、医療機械器具、電子カルテシステム一式、医用画像管理システム一式、臨床検査システム一式、全自動生化学分析装置1台、多用途透析用監視装置6台となっており、処分は記載のとおりとなります。

次の4ページから21ページまでは説明を省略させていただき、予算説明書により主な項目について説明させていただきます。

22ページ、23ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入であります。1款病院事業収益、1項医業収益、1目1節入院収益は4億1,537万円で、前年度比36万5,000円、0.1%の減、2目1節外来収益は3億716万4,000円で、前年度比58万5,000円、0.2%減で見込んだところであります。

3目その他医業収益、3節一般会計負担金2億1,060万円、一番下から2段目の2項医業外収益、2目他会計補助金、1節一般会計補助金2,038万7,000円及び3目負担金交付金、次の24ページ、25ページ、一番上の1節一般会計負担金1億5,277万9,000円を合わせました3億8,376万6,000円は、一般会計からの繰入金で、前年度より451万6,000円、1.2%の増額となっております。

26ページ、27ページをお開きください。

支出であります。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費は8億3,514万6,000円、前年度比23万円の減となっております。給与費の内訳は、正職員が69名、会計年度任用職員が48名で、総数117名となっており、前年度に比べ1名の減となっております。

2目材料費、1節薬品費5,451万8,000円、前年度比7万2,000円の減、2節診療材料費6,025万9,000円、前年度比255万4,000円、4.4%の増は、材料費の値上がりを勘案したものです。

28ページ、29ページをお開きください。

3目経費ですが、11節修繕費625万5,000円のうち5行目の自動ドア装置取替は、正面玄関風除室片開ドアを修繕するもの、その下9行目、10行目のエレベーター駆動ベルト交換は、それぞれ患者利用及び給食運搬用エレベーターのかごドア駆動ベルト等の交換修理を行なうものです。

次に、30ページ、31ページをお開きください。

15節委託料9,162万4,000円のうち、下から4行目、フロンガス設備定期点検20万5,000円、その下の特殊建築物定期報告調査39万4,000円は、いずれも3年に一度の点検及び報告に要するものです。

次に、32ページ、33ページをお開きください。

委託料中上から3行目、電子処方箋管理システム改修235万円は、電子カルテ更新に併せ、国が進める医療DX推進に対応するもの、34ページ、35ページをお開きください。

上から1行目の接遇研修業務110万円は職員の接遇研修実施のためのもので、令和6年度に引き続き院内研修を実施するものであります。

以上で収益的収入及び支出の説明を終わらせていただき、次に、資本的収入及び支出であります、支出から説明させていただきます。

42ページ、43ページをお開きください。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目病院施設改修工事費、1節委託料513万7,000円及び2節工事請負費5,135万5,000円は、院内の空調設備の更新を実施するもので、部門系統ごとに分割して5年をめぐりに更新を行なう3年目となっております。

3目固定資産購入費、1節器械及び備品購入費1億9,286万1,000円は、電子カルテシステム一式ほか、記載の全12品目を購入するものです。

次に、38ページ、39ページにお戻りください。

収入であります、1款資本的収入、1項1目1節企業債9,770万円と2項出資金、1目他会計出資金、1節一般会計出資金のうち病院施設設備等改修事業2,810万円と医療機械器具整備事業6,900万円は、支出で計上しました空調設備更新及び機器の整備に充当する病院事業債と過疎債を計上したもの、同じく1節一般会計出資金のうち企業債償還元金5,412万7,000円は、企業債償還元金の一部を一般会計から出資を受けるものであります。2項出資金と次の3項負担金、1目他会計負担金、1節一般会計負担金804万4,000円を合わせた1億5,927万1,000円が、資本的収支に係る一般会計からの繰入金で、前年度比2,759万3,000円、20%の増となりますが、増額の主な要因は設備投資に係る過疎債充当分の増となっております。

4項繰入金、1目他会計繰入金、1節国民健康保険特別会計繰入金4,412万5,000円は、器械及び備品購入費に対する国民健康保険調整交付金を充当するものであります。

以上、令和7年度本別町国民健康保険病院事業会計予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 以上で各会計予算の提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題となっております議案第32号令和7年度本別町介護保険事業特別会計予算について、ないし議案第36号令和7年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について及び昨日13日議事とした議案第29号令和7年度本別町一般会計予算について、ないし議案第31号令和7年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、以上8件については、議長を除く10名の委員を持って構成する令和7年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をし、審査することとしたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号令和7年度本別町一般会計予算、ないし議案第36号令和7年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上8件については、議長を除く10名の委員をもって構成する令和7年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時23分 休憩

休憩中に委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において令和7年度各会計予算審査特別委員会を招集いたします。直ちに議員控室に参集願います。これをもって通知済みといたします。

午後2時30分 再開

○議長(篠原義彦) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました令和7年度各会計予算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について申し上げます。

委員長に丑若浩行委員、副委員長に藤田直美委員と決定いたしました。

以上、報告といたします。

◎散会宣告

○議長(篠原義彦) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

念のため申し上げます。

明日3月15日から23日までの9日間は休会であり、3月24日午後1時30分再開であります。

これをもって通知済みといたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告(午後2時31分)

令和 7 年本別町議会第 1 回定例会会議録（第 5 号）

令和 7 年 3 月 2 4 日（月曜日） 午後 1 時 3 0 分開議

○議事日程

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | | （令和 7 年度各会計予算審査特別委員会委員長報告）
議案第 2 9 号 令和 7 年度本別町一般会計予算について
議案第 3 0 号 令和 7 年度本別町国民健康保険特別会計予算について
議案第 3 1 号 令和 7 年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 3 2 号 令和 7 年度本別町介護保険事業特別会計予算について
議案第 3 3 号 令和 7 年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
議案第 3 4 号 令和 7 年度本別町水道事業会計予算について
議案第 3 5 号 令和 7 年度本別町下水道事業会計予算について
議案第 3 6 号 令和 7 年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について |
| 日程第 2 | 意見書案第 1 号 | 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の改訂を求める意見書 |
| 日程第 3 | | 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
（総務常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会） |
| 日程第 4 | | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
（閉会中の継続調査申出書） |
| 日程第 5 | | 議員派遣の件 |
-

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--|--|
| 日程第 1 | | （令和 7 年度各会計予算審査特別委員会委員長報告）
議案第 2 9 号 令和 7 年度本別町一般会計予算について
議案第 3 0 号 令和 7 年度本別町国民健康保険特別会計予算について |
|-------|--|--|

議案第 31 号 令和 7 年度本別町後期高齢者医療特別
会計予算について

議案第 32 号 令和 7 年度本別町介護保険事業特別会
計予算について

議案第 33 号 令和 7 年度本別町介護サービス事業特
別会計予算について

議案第 34 号 令和 7 年度本別町水道事業会計予算に
ついて

議案第 35 号 令和 7 年度本別町下水道事業会計予算
について

議案第 36 号 令和 7 年度本別町国民健康保険病院事
業会計予算について

日程第 2 意見書案第 1 号 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪農及
び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の改訂を
求める意見書

日程第 3 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
(総務常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常
任委員会)

日程第 4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
(閉会中の継続調査申出書)

日程第 5 議員派遣の件

○出席議員 (11 名)

議 長	12 番	篠 原 義 彦	副議長	11 番	高 橋 利 勝
	1 番	宮 本 やよい		2 番	加 藤 徹 己
	3 番	丑 若 浩 行		4 番	水 谷 令 子
	5 番	梅 村 智 秀		6 番	石 山 憲 司
	7 番	藤 田 直 美		8 番	方 川 一 郎
	10 番	阿 保 静 夫			

○欠席議員 (0 名)

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐々木 基 裕	副 町 長	村 本 信 幸
会 計 管 理 者	藤 野 和 幸	総 務 課 長	三 品 正 哉
農 林 課 長	篠 原 順 彦	保 健 福 祉 課 長	長 屋 和 幸
住 民 課 長	宮 口 淳 哉	健康・こども課長	高 橋 紀 尊

建設水道課長 加藤 勉
未来創造課長 野崎 昌也
国保病院事務長 小川 芳幸
建設水道課主幹 小出 勝栄
総務課長補佐 石川 雅康
教育次長 武田 敏英
農委事務局長 舩館 憲
選管事務局長 三品 正哉

企画財政課長 松本 秀規
老人ホーム所長 前佛 清治
総務課主幹 上原 章司
健康管理センター主幹 前佛 友子
教 育 長 高橋 哲也
社会教育課長 千代 孝徳
代表監査委員 井出 英彦

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 局長 中川 雅之
総務担当主事 今井 綾香

事務局 次長 越後 忠

◎開議宣告

○議長（篠原義彦）　これから、本日の会議を開きます。

ここで、１２日のナイター議会における梅村議員の町政に臨む町長の所信についての一般質問中、企業誘致に関する内容において、質問と答弁に食い違いが生じ、後刻精査するとしておりました件につきまして、休会中にこれまでの議員協議会の会議録を確認したところでございます。

本件に関し、梅村議員より質問内容の趣旨を改めて報告いただくことといたします。
梅村議員。

○５番（梅村智秀）　それでは、改めまして当日の質問内容の趣旨の説明ということで申し上げます。

私が申し上げた趣旨といたしましては、こちら杜のいちご社の企業誘致に関しまして、当初総工費１２億４,０００万円、こちらハウスで７億７,０００万円、木育施設で４億７,０００万円というような御説明をいただいております。この計画書の中身を把握しているのかというような点を問うてございます。

こちら令和７年１月３１日の議員協議会上、事業延期となりました主な要因の３つとして御説明を受けました。そのうち２つが資材の高騰、もう１点が木質バイオマス導入費が高額となった、もう１点につきましては地下水の水質検査が必要になったという３点の御説明をいただいたところであります。

うち、さきに述べた２点につきまして、当初約１２億４,０００万円で企業誘致、進出をしていただく計画が、何がどの程度高くなったのかという点について、約１３億円近い投資をもって企業進出するに当たり、木質バイオマスの導入など主要な事業の部分が金額が高騰をしてしまったと、採算がというような趣旨の御説明をもらったところ、その詳細、何がどのくらい高くなったのかという把握をしているんですかというようなところを問うたところ、それらについては把握をしていないというような御趣旨の御説明をいただいたところでございます。

これをもって、私としては約１３億円ものね、企業進出、それらの計画を持ってる企業誘致を行なうに当たり、具体的な積算について把握をしていないというところはずさんではないかというような所感を持っており、それを問うたところでございます。

しかし、こちら当日の会議録のやり取りを精査したところ、その計画書も見えていないという極めてずさんな対応であると捉えており等々の表現をしており、計画書を見たか見ていないかっていうところで誤解を与えたという点については、私の発言の中で説明が足りないという認識を持っております。

しかし、町長のほうからも計画書は見てますよというところ、１２日に説明をいただいておりますが、議員協議会上において、私からも町側からも計画書を見たか見ていないかというところについては言及がありませんでしたので、やはり計画書を見たか見ていないかっていうその事実の部分については、双方において記憶違いがあったと、計画

書を見たのかと問うた、計画書を見てますよという説明をしたというところ、いずれもなかったというところでございます。

ただ、問いたかった趣旨としては、私がさきに述べたとおり約12億4,000万円の投資について、その内容の把握、主要な事業の積算を把握していたのかという点が問いたかったという点でございます。

私が今議長の許可をいただきまして発言をさせていただいておりますが、もし許されるのであれば町長にも、私が今述べたことに対して、例えば12億4,000万円の木質バイオマス、当初の計画の積算を把握していたのか否か等々そうした事実であるとかについて御発言の機会を与えていただければ、私としては幸いだなと思うところでございます。と申しますのも、過去に私が討論等で申し上げた後、閉会後に悪態をつかれて、その後対話を求めても、もういいですなんて議場を後にされたこともあり、私には反論の場がないみたいなこともその当時おっしゃっておりましたので、ぜひこうした場面においては、町長にも御発言の機会を与えていただければ幸いに思うところであります。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、よろしいですか。発言します。今の件に関してだけで。

はい、佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） それでは、私のほうから前回のナイター議会等についての今梅村議員のほうから御質問がありました件について、簡単に私の考えを言わせていただきます。

まず、ナイター議会におきまして、計画書を見たのか見てないのか、そういうお話がありまして、そしてその計画書も見えていないと、極めてずさんな対応というところを御指摘されたわけでございますが、私といたしましては、前回の議員協議会でそのような趣旨の、梅村議員から協議会においてそのような趣旨の御発言を一切なかったということと捉えております。

そういったことで、私のナイター議会での質問につきましては、私は従前の意見、そして従前のものの考えと一切変わりがございません。

以上、御説明とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 一般質問の中身の食い違いの部分ですから、今ここで町長とのやり取りっていうのは控えてください。

はい。

○5番（梅村智秀） 今議長のほうからも御発言あったとおり、私もそのとおりだと捉えておりますので、本件につきましては、私が問いたかった趣旨と計画書を見たのか見てないのかというその事実の部分との食い違い等もありましたが、趣旨としては問いたかったところとしておりますし、今回の件を踏まえて、改めて私も発言にも留意しながら改めて別の場で、次の定例会の一般質問等々で、例えばこうした部分について取り上げる等々の行動をとっていきたいと考えておりますので、それでよろしければ、町サイドとしてもよろしければ、私はこれ以上この場では申し上げないつもりであります、いかがでしょうか。

○議長（篠原義彦） 本件について、以上で終わります。

◎日程第１ 議案第２９号ないし議案第３６号

○議長（篠原義彦） 日程第１ 議案第２９号令和７年度本別町一般会計予算について、ないし議案第３６号令和７年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上８件を一括議題といたします。

以上８件について、委員長の報告を求めます。

令和７年度各会計予算審査特別委員会、丑若委員長、御登壇ください。

○予算審査特別委員会委員長（丑若浩行）〔登壇〕 報告いたします。

委員会審査結果報告。

本委員会は、令和７年３月１４日の第１回定例会において付託を受けた下記事件について、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第７７条の規定により報告いたします。

記。

１、事件。

- ①議案第２９号令和７年度本別町一般会計予算について。
- ②議案第３０号令和７年度本別町国民健康保険特別会計予算について。
- ③議案第３１号令和７年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について。
- ④議案第３２号令和７年度本別町介護保険事業特別会計予算について。
- ⑤議案第３３号令和７年度本別町介護サービス事業特別会計予算について。
- ⑥議案第３４号令和７年度本別町水道事業会計予算について。
- ⑦議案第３５号令和７年度本別町下水道事業会計予算について。
- ⑧議案第３６号令和７年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について。

２、委員会開催日。

令和７年３月１８日、１９日、２１日。

３、審査の結果。

- ①議案第２９号令和７年度本別町一般会計予算について、原案可決。
- ②議案第３０号令和７年度本別町国民健康保険特別会計予算について、原案可決。
- ③議案第３１号令和７年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決。
- ④議案第３２号令和７年度本別町介護保険事業特別会計予算について、原案可決。
- ⑤議案第３３号令和７年度本別町介護サービス事業特別会計予算について、原案可決。
- ⑥議案第３４号令和７年度本別町水道事業会計予算について、原案可決。
- ⑦議案第３５号令和７年度本別町下水道事業会計予算について、原案可決。
- ⑧議案第３６号令和７年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、原案可決であります。

以上、報告いたします。

○議長（篠原義彦） お諮りします。

本案８件の委員長報告に対する質疑は、議会運営基準１０３により省略したいと思い

ます。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑は省略することに決定をいたしました。

これから、議案第29号令和7年度本別町一般会計予算についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは議案第29号令和7年度本別町一般会計予算について、反対の立場で討論をいたします。

本予算提案については、町長の任期満了が今年9月22日であることから、今年度町長選挙が執行されることとなります。よって主に町政運営の基本となる義務的経費及び恒常的な経費を計上するも、計画的に実施している継続事業や当初からの予算措置が必要な事業についても経費を計上するとの説明を受けており、骨格予算に準じた提案であると捉えているところではあります。

しかし、中には継続事業等もあるというところ、また皆様が予算審査特別委員会を経て十二分に体感できたであろうというところの課題といたしまして、町の財政総体について、とても認容できる内容ではないと捉えているところでもあります。これまで漫然と行政運営を執行してきたツケが顕著に表れてきた年度の当初予算となっているのではないかと捉えているところでもあります。

大きな課題の最たるものとしたしましては、病院会計の多額の繰り出しがあると。これも当初予算どおりではなく、億単位の補正予算を例年のように組んで支出をして決算を迎えているというような実態もあります。

こうした公的病院につきましては、多くの病院が赤字体質であるというところについては認識をしているところ、これらについて本町においてもその例に漏れないわけですが、その多額の繰り出しに見合った医療サービスが受けれるような体制作りというものができていないという捉えをしているところでもあります。

この多額の病院への繰り出し、また繰り出しに見合った医療サービスを受けれる体制作り、これらがまずこの当初予算からも見受けられることができず、具体的には予算審査特別委員会上でのやり取りを踏まえていただければお分かりのとおり、計画のとおりにもできないし、当初の予算どおりにもできない可能性が極めて高いというような趣旨の御説明、御答弁をいただいているところでもあります。

また、その財政悪化の部分という点でございますけれども、具体的に申し上げますと財政調整基金の年度末の残高見込みがおおよそ3億円少々というところであり、また減債基金、こちらを合わせても約5億1,000万円程度でしたか、5億円少々というところがあります。この金額、近年見てここまで落ち込んでいたというものについては私も認識がないものであります。

こうした予算措置を行なっていて、万が一大きな災害があったり不測の事態が生じたり、こうしたものが続いた際にはどのように対応するとお考えなのか。一般会計でも一

時借り入れ等を起こしてっていうようなことを考えているのかもしれませんが。でも、直近であればコロナがあったり災害があったりと、病院についても3億円の補正予算組んでの繰り出しっていうことを行なっております。これらが一気に重なったらもう5億円じゃ賄いきれませんよね。こうした現況を踏まえて、どうやったら僕これまでのその漫然とね、してきたものを、大きな代わり映えのないこの行政執行の元となるこの予算提案を認容できるのかっていうものが理解ができないものであります。

もちろん、こうした予算は町民のために必要な予算であることは事実であります。ただ、必要か不要かという観点だけではなく、妥当かどうか、適正かどうかという観点も持つ必要があると考えております。

最小の経費で最大の効果、ここまで大きなことを言うつもりはありませんけれども、まず本当に適正なのか、これでよいのかっていうところを議会としてもしっかりと精査していく必要があるのではないのでしょうか。

近年振り返ってみても、町提出の議案、予算等に反対するでもなく、修正するでもなく、ただただそれを追認してきた議会にも一定の責任はあると考えているところであります。こうした財政悪化が顕著になってきた、このまま本当に漫然とした行政運営を認めていけば、具体的なお名前を出して本当に失礼ではありますけれども、本当に夕張のようなことになりかねないと危機感を抱いているところであります。

そうならないためにも、議会としての権能をしっかりと生かして、まずこの予算案を差し戻し、しっかりと町としても揉みなおして再提案をしていただく、我々議会としてもしっかりとどこをどうすべきかという提案をしていく、それでよりよい予算案というものを作っていく必要があると考えているところであります。

このまま本当にこうしたものを漫然としたこうした行政運営執行を認めていくと、本当にもうまさに茹でガエル状態ですよ。このままいって本別町の財政が明るくなるような未来というものは全く伺える予算提案とはなっておりません。

そしてまた今年度、さきにも言及したとおり町長選挙があると。この予算提案につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日まででございます。9月23日以降どなたがこの行政の旗振りをしていくのか、そこは選挙を経なければ分からないことではありますが、少なくともそこに決意、覚悟を、佐々木町長は今この時点で、予算提案時点ではお示しになっていないというところであります。

選挙の結果を経なければそれは分からないけれども、この予算査定を行なった責任、予算提案を行なった責任、それを果たすためにも、最低でもやはり決意、覚悟というものは示した上でこの予算提案をしていただければ幸いだったなと捉えているところであり、極めて残念であると。併せて町長のこうした政治姿勢にも疑問を抱くところがあるものであります。

これら総体的に考え、勘案いたしまして、本予算提案については反対を致すものでございます。以上。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋議員、御登壇ください。

○11番（高橋利勝）〔登壇〕 議案第29号令和7年度本別町一般会計予算について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

新年度予算はこれまで議論して来ました特別養護老人ホームの在り方については、本別町太陽の丘複合ゾーンの整備を、また静山研修センター跡地の活用については、本別公園オートキャンプ場の整備を、また町民の安心安全を守るため、新たな消防防災施設として消防庁舎の移転整備など、今後の本別町にとって大切な事業が本格的にスタートする予算が計上されています。

予算執行に当たっては、これまでの議論を生かし、職員はもちろんのこと議員、町民の皆さんの協力が必要と考えています。

よって賛成とさせていただきます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

水谷議員、御登壇ください。

○4番（水谷令子）〔登壇〕 議案第29号令和7年度本別町一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

今年度の一般会計予算は、歳入歳出総額80億3,263万2,000円で、前年対比6億9,220万2,000円、率として9.4%の増額、前年度は4.3%増となっています。

今後ますます進む本町の少子高齢化、人口減少対策などを講じながら、町民皆様のより豊かな生活への要望に応じていかなければなりません。

そのためには、厳しい財政状況の中、今後とも行政改革を進めながら、町民サービスを低下させることのないように集中して知恵を出し合う必要があります、そのことが反映された予算と思われます。

福祉でまちづくりの本別町として町なかに出向き、脳トレ、スマホの活用法や生活面の相談を受けるなど、町民の健康長寿や生活に密着した取組の推進、教育委員会と連携してスポーツ推進の取組等が積極的に行なわれており、参加した町民の皆様からは、何気ない会話をしながら、楽しく参加していると大変好評です。大いに評価できます。議会としても建設的な知恵を出していく必要はあると思います。予算審査特別委員会の審査において、課題が見えてきたことも事実です。

しかし、指摘された課題については真摯に受け止め、さらなる精査を加え、見直しを行なっていくとの姿勢が見えますので、そのことを尊重させていただきます。

令和7年度本別町一般会計予算についての賛成討論とさせていただきます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

藤田議員、御登壇ください。

○7番（藤田直美）〔登壇〕 議案第29号令和7年度本別町一般会計予算について、賛

成の立場で討論いたします。

本予算は、町長の理念である対話を重視した町政の舵取りにより推進しているものだと思っております。

夏場の気温上昇に対応する空調機器の整備、農業農村整備事業やインフラ整備、機器の更新等先送りできない大型事業に加え、物価高騰や人件費など固定費の上昇もあり、過去10年間の当初予算最高額となっております。

特別養護老人ホームの運営については、新たな介護サービス提供基盤の整備に向けた準備が進められ、速やかな移行への道筋が見えてきたこと、高齢者や障がい者が安心して暮らせるよう重層的支援体制整備に向けた事業の展開など、産後ケア事業の拡充、脱炭素社会実現のための基礎である豊かな森作り事業等、子どもを安心して産み育てやすい環境作りや、暮らしやすさを向上させる環境整備、継続事業の着実な推進が感じられた予算編成であると評価をいたします。

病院公営企業費の負担金についても、病院の現状を維持するために必要な負担と判断しております。

一方で、基金残高が過去最低になる予定となるなど、長期的な財政運営に不安を抱く内容もあり、予算規模が大きければいいのではなく、適切な事業の評価をし、予算が膨らまないよう取捨選択もしていかなければならない事業も見受けられたことから、町民の理解を得られるよう丁寧な協議と説明に努めていただくことを求めます。

長引く物価高騰など先行きが不透明な社会情勢であります。各事業への繰入れで収支補填をしているのは事業を継続するためであり、町民への負担軽減であると考えます。

今後も町民生活に密着した事業を展開し、町民が安心して暮らせる町民の利益を第一に考える町政運営を期待いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 私は本町のとりわけ平和に対する姿勢という点の評価をして、その部分について本予算について賛成をしたいと思っております。その部分を特に重視しながら賛同したいと思います。

本町は空襲を受けた町として反戦、平和というものに対してはとりわけ高い意識があって、そのことを本当に当たり前だと感じていると思っております。私自身はそのことを高く評価しております。

また、この姿勢が管内の市町村にも評価をされ、またそういうことが参考にされていると思っております。本町が空襲を受けた町として、とりわけ平和に対して強い思い入れがあるということを、繰り返しになりますけども評価する上でも、本予算については賛成をしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

加藤議員、御登壇ください。

○2番（加藤徹己）〔登壇〕 議案第29号令和7年度本別町一般会計予算について、賛

成の立場で討論をいたします。

さきに賛成討論をしております議員各位に同意いたしまして、重複する部分は省略をさせていただきます。

新年度予算編成方針に基づいて予算編成に取り組んでいただきました職員各位と、予算審査特別委員会において細やかな質疑に丁寧に答弁をしていただきました説明員各位、そして、その説明員を支えるために説明員控室で膨大な資料を抱え、サポートしていただきました職員各位に、敬意と感謝を申し上げます。

本年の予算については、第7次本別町総合計画により地域の活力を維持する取組を推進するとともに、町民と協働したまちづくりを展開する内容であったと考えております。

子どもたちの部分に目を向けると、国際理解教育、英語教育のために姉妹都市ミッチェルへの研修派遣を、本年度も本別高校生を派遣することになっております。新年度もですね。また、小さいときから英語に慣れ親しむ取組も継続をされています。

新たな取組として、総合型地域文化スポーツクラブの創設に向けた取組がスタートいたします。

町の財政については、非常に厳しいものがあります。自主財源の確保に最大限の努力をし、費用対効果を十分に発揮しながら、町長を先頭に役場が一丸となって、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していくことを期待いたしまして、議案第29号令和7年度本別町一般会計予算についての賛成討論といたします。

議員各位の賛同を得ますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから、議案第29号を採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者9人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第30号令和7年度本別町国民健康保険特別会計予算についての討論を行ないます。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第30号は委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第31号令和7年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) なければ、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第31号は委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第32号令和7年度本別町介護保険事業特別会計予算についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第32号を採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第32号は委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第33号令和7年度本別町介護サービス事業特別会計予算についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第33号を採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第33号は委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第34号令和7年度本別町水道事業会計予算についての討論を行ない
ます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第34号を採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第34号は委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第35号令和7年度本別町下水道事業会計予算についての討論を行な
います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第35号を採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第35号は委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第36号令和7年度本別町国民健康保険病院事業会計予算についての
討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

宮本議員、御登壇ください。

○1番(宮本やよい)〔登壇〕 議案第36号令和7年度本別町国民健康保険病院事業会

計予算に、反対の立場で討論させていただきます。

国保病院においては、規模縮小や経営主体の変更を本気で考え、早急に実行するべきと考えます。町財政が厳しい中、毎年当たり前のように多額の繰入れを行なうこと、重点課題となっている接遇に改善がないこと、24時間365日と言いながら実際には診ていないこと、赤字解消は無理でも軽減するための努力、必死さ、強い姿勢が感じられないこと、経営改善に向けての取組を聞いても加算を取っていくなど、当たり前のことであり、今さらです。

この状況からも、令和7年度が安心、満足できる病院に生まれ変わる可能性は極めて低く、本予算案からは、経営改善に向けての具体策も見受けられず、残念ながら賛成する要素を見つけることができませんでした。

よって、反対とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

加藤議員、御登壇ください。

○2番（加藤徹己）〔登壇〕 議案第36号令和7年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

地域住民の命と健康を守るため日夜献身的に努力されている医療スタッフ、職員の皆様に敬意と感謝を申し上げます。

多くの公立病院では、経営状態の悪化や医師不足などにより、極めて厳しい状況になっております。本別町国民健康保険病院も大変厳しい状況であります。

現在、常勤医師4名の体制と非常勤医師の活用や民間病院などからの派遣を受けながら、地域に根差した医療提供体制を確保し、維持するために懸命な努力をしているところであります。

また、町内で唯一入院病床、ベッド数60床を持っているところでもあります。

救急患者の受け入れを担う入院機能の維持にも取り組んでおります。町内で入院治療が受けられるということは、安心感を与えていただけるものであります。そして、帯広市などに行けない、通えない高齢者などのため、泌尿器科、眼科、整形外科、循環器内科、精神科、小児医療まで、また新年度は皮膚科も回数を増やすという取組も考えている。そういう専門外来も担っているところであります。このことから、本町にはなくてはならない極めて重要な病院だと思います。

また、当病院は公立の直営形態で、不採算部門、不採算医療も担っております。

町内で唯一の緊急告示病院でもあります。一次、二次救急医療には24時間365日の患者受入体制を整備しており、医療スタッフや医療スタッフの待機や空きベッドの確保などに対応することが求められていることから、一般会計からの繰入れも必要とされているものであります。

一般会計からの繰入れについては、その全てが一般会計の一般財源で賄われているわけではなく、起債のうち、病院債、過疎債償還金の一部など普通交付税、特別交付税が当てられている部分もあります。

さらに、地方公営企業法による負担金や補助金など、ルールに基づいた一般会計から

の繰入れ分というのもございます。

しかし、本町の財政も大変厳しい状況であります。今、病院内では、部局を横断した業務改善検討会議を取り組んでおります。さらなる接遇向上研修にも取り組みながら、在宅復帰を目指したりハビリ強化、地域包括ケア病床の運用も強化していくなど、一般会計からの繰入れを極力抑える取組を進めて、町民に信頼され、愛される町の病院としてあり続けることを期待いたしまして、議案第36号令和7年度本別町国民健康保険病院事業会計予算の賛成討論といたします。

議員各位の賛同を得ますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、議案第36号令和7年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、反対の立場で討論を行ないます。

なんて言ったら伝わるのかなと、もう病院の運営、経営改善はもう待ったなしだということ、僕は少なくとも6年前から言っていました。

これまでもそうですね、新しいプランができるから、地域包括ケア病床ができて経営改善の柱になるから、いろんな説明を受けてきたじゃないですか。そのとおりになったこと、1つでもあるんですかって僕は聞きたい。なぜ、これまで5年も10年もやってきて、こうします、あしますって言ってきて変わらなかったことがこれから変わると思うのか、本当に具体的に教えていただきたいんですよ。

病院が必要だ。病院の運営経営のために、維持するために必要な予算措置だ。それはそのとおり。でもこのままでいいのかっていうことを僕は問うている。

我々議会にも本当に責任ありますよって、町財政厳しい、財調がもう3億円少々しかない見込みです。それはまたここから上方、下方両方の修正あるでしょう。多く積み戻しできるかもしれない、不測の事態が生じて、もっと目減りするかもしれない、どうすんのって話なんですよ。

で、病院を守るためにどうするのか。今回の予特で僕から何か規模縮小しろなんて言いましたか。小川さんのほうからあったじゃないですか、規模縮小をも視野に、みたいな。でもそれだって具体的、可及的速やかに、直ちにやるわけじゃない。何となく言ってみただけみたいな。結局、……何かおかしいですか。水谷さん、どうですか。何となく言っただけっていう表現が悪いですかね。だって具体的に、今年度何か具体的なあれあるんですかって言ったら、ないって。まあとりあえずそういうのが検討の俎上に上がってるぐらいなものじゃないですか。これ何年同じことを繰り返すんですか。町行政側から、じゃあここすいません、病床数減らします、職員カットし減らします。そういうような提案あってから、そこにまた追認するようにそうですねって言うんですか。もっと早くからきちんとした判断、決断を下して、体力をきちんと蓄えておくべきだったんじゃないですか。

予特でも言及したと思いますけれども、6年前であれば、管内の病院が十勝管内の東西南北進出する計画もあるというようなこともおっしゃってありましたよ。でも、管内

のある町においては、もうその病院は撤退するという事にもなりましたよね。

やっぱりもうこの激動の時代、3年5年で大きくやっぱり世の中変わるということは、それまでに早く決断しなければいけないということです。1年先送れば2億円3億円4億円っていう赤字垂れ流しになっちゃうんですって。確かに本当に病院必要、でも皆さん、町民のね、皆さんのお声聞くアンテナ多分双方にあるでしょ、両方に立ってるはずだ、良い声、悪い声。悪い声どう捉えてますか。もちろん悪い声ばかり、そこをね、あげつらうのもそれもどうかと思う。だからこそ僕も提案をしてきたつもりだ。運営の主体変えるべきだ、近隣域できちんと協議すべきだって。具体的な提案、批判だけじゃないと僕は捉えておりますよ。変わりますかね、この予算案で。これ通していいんですか、本当に。

この予算提案の責任者、佐々木町長、村本副町長、松本企画財政課長、あとどなただ、小川事務長、この4人だということで言及ありました。この本会議場の会議録、永久保存ですから、覚えといてください皆さん。そしてここにいるこれを追認する議会議員です、責任があるのは。本当にね、自分の腹痛まなかったらどうでもいいのかっていうぐらいに僕は感じてしまう。真剣に考えていきたいなと思いますよ。

僕、最近自身の活動の中で行なった町民との懇談会で、過去病院特別委員会開催しましたよねって、梅村さんのせいで何かうやむやになっちゃいましたよねって問われました。そうですかねって。僕、除名処分を受けて僕がいなくなった間にいくらでもできたはずですよって、それをやらなかった、なぜやらなかったのか僕も疑問ですと回答しました。確か藤田直美議員が委員長でしたよね、なぜやんなかったんですか。昨年秋に開きました産業での所管事務調査。病院からの聴取終わった後僕何て言ったか覚えてますか、石山さん、加藤さん、方川さん。僕、もう1回これみんなで話し合いしませんかって言ったら皆さん必要ないって言いましたよね、委員長水谷さんで。皆さんからそういう意見だからって。なんでね、僕はこうやって議会側も真剣にちゃんと考えて話し合いしましょうよっていうような機会を提案してるけど、なんでやらないんですかね。で、この場に来て、いや必要だ、妥当だみたいなことおっしゃって賛成って、それでいいのかなって本当に僕は思います。

接遇、これだって何年これ課題に取り上げられてるんですか。何回やって変わらないもの、研修受けて変わるんですかね。民間ではもうちょっと考えられないような事態が起きてると思いますよ。確かにスモールスタートだっていうような、いろんなことをやり始めてる、僕本当に必要だと思います。本当に一発逆転のね、なんかそういったことってドンって持ってくるのってなかなか難しい。そうした小さいことの積み重ねだなんて思っております。でも、もう間に合わないんだって、もう気づいてるじゃないですか皆さん。職員の皆さん気づいてるんですよ。町長が決断下さないから議会上においても答弁せざるを得ないんだと思ってますよ。だから自ら規模縮小ということをおっしゃったんでしょうね、僕が言ったわけじゃないにもかかわらず。気づいてると思いますよ、松本さんなんか気づいてると思いますよ、絶対に。聡明な方ですもん、小川さんもそうだと思う。

僕はね、本当にきちんと決断を下して病院を残すためにどうしていけばいいのかっていうことを真剣に議論していく、議会と町行政としていく必要があると思います。

よってね、これを軽々と可決して通してはいけないと強く思っているところであります。以上。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

水谷議員、御登壇ください。

○４番（水谷令子）〔登壇〕 議案第３６号令和７年度国民健康保健病院事業会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

町国保病院は、２４時間救急体制や専門外来の招聘など、利益の生みにくい部門も維持しながら、入院病棟を持ち、病院運営、経営に取り組んでいます。

現在病院では、新たな患者の掘り起こしとして、人間ドック受診数向上や再検査への受診勧奨の取組、地域ケア病床セレクション会議を開き、地域包括ケア病床の利用増を目指し、リハビリ強化に取り組んでいるところです。

医師、医療関係スタッフ等の人材確保にも努力されており、他町の事例を参考にしながら、他町にも出向き、接遇面も研究が行なわれています。

地域包括システムにおいて、病院の役割と介護サービスが連携されてきており、患者家族からは離れた家族にも連絡をしていただくなど、より親身になって相談に応じていただいていると感謝の声が届いています。

医師、医療関係スタッフの皆様の日頃の勤務が、町民の命を守り、まちづくりの一端を担っていただいていると感謝申し上げます。

全国的に見ても、公立病院の経営状況は厳しいものです。本別町立国保病院として、課題については真摯に受け止め、さらなる精査を加え、見直しを行なっていきたいとの姿勢が見えますので、そのことを尊重させていただきます。

今後、町国保病院と町内の民間の病院が循環体制をとりながら、患者の気持ちに寄り添った医療を提供していただきますことを希望いたしまして、賛成討論といたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

藤田議員、御登壇ください。

○７番（藤田直美）〔登壇〕 議案第３６号令和７年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

各自治体が開設する公立病院においては、経費の削減、常勤医師の確保、一般会計からの多額の繰り出し等病院存続のため、経営改善の努力が続けられています。

地理的諸条件などの構造的な問題により、個別の努力のみでは、経営基盤の安定化を図ることは著しく困難な状況にあります。

本町においても、病院事業会計では交付税措置されているほかの一般財源の繰入れが増えている状況です。

診療報酬が改定された以降も全国では、医業利益が赤字となった病院は約 4 ポイント増え、69%となったとの報道もありました。診療報酬が物価高の賃金の上昇に対応していないことも要因の一つだと考えます。

物価高は収まる気配もなく、自助努力にも限界があります。財政支援がなければ、地域医療の崩壊が懸念されております。独法化をされた町村もございますが、その病院も撤退され、地域に根ざした医療が提供できなくなったと町民が嘆いているところもございます。

本町の国民健康保険病院も人口減少により、近い将来、規模の縮小も考えなければならぬことは予想されているところですが、誰もが必要な治療、安心して受けられる環境を保つため、多角的な議論が必要になってくると思います。

高齢化が進んでいること、不採算部門である救急医療については、先ほど追加の回答書により令和 6 年度、令和 7 年 2 月までの実績として 642 件もあるということが分かっております。そのうち 90 人の人が国保病院へ入院されたということも分かっております。

救急搬送が町内外からあること、小児医療については月 2 回ではありますが、相談の体制ができていることなど、常勤医師 4 名、各種派遣医師による診療科の維持は、町民の安心に大きくつながっています。365 日 24 時間体制で多くの職員が日々努力しており、接遇についても、先生も看護師も目線を合わせ、状態をよく聞いてくれる。検査技師もリハビリの先生もとても優しいと評価の声もたくさん聞いております。週に数回透析を受けている方も、本別の評判を聞き、他町から来ている人もいると聞いております。日常生活復帰のためのリハビリ入院など、安心して自宅に帰る支援もしております。包括ケア病床を利用している方や家族の方から、遠くの病院へ行くのは難しいと本別に入院施設があることに感謝をしている方がたくさんおります。

また、病院においては、各種会議において職員全体で課題解決に向けて努力していると考えているところから、令和 7 年度病院事業会計予算は、救急医療経費、小児医療、医師確保、看護師確保、診療に関わる各種検査機器の更新等にかかる経費が計上されており、町民の命と健康を守る病院事業の現状の運営に必要な予算と認め、私の賛成討論といたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで、討論を終わります。

これから議案第 36 号を採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者 8 人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第2 意見書案第1号

○議長（篠原義彦） 日程第2 意見書案第1号食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の改訂を求める意見書を議題といたします。

提案趣旨の説明を求めます。

方川一郎議員、御登壇ください。

○8番（方川一郎）〔登壇〕 意見書案第1号食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の改訂を求める意見書案。

本意見書を会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案説明を案文を朗読し、説明に代えさせていただきます。また、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の改訂を求める意見書（案）。

国内農業をめぐっては、少子・高齢化に伴う農家戸数の著しい減少や、耕作放棄地の増加、頻発する自然災害などによって農業生産基盤が脆弱化しており、国民の命の源である食料の供給不安定化や食料自給率の低下、地域経済の衰退を招くなど、我が国の食料安全保障が脅かされています。

こうした情勢を背景に、昨年の通常国会で食料・農業・農村基本法が改正され、本年3月末までに改訂される基本計画において、今後の施策の方向性を位置付けるとしており、あわせて、酪農・畜産の中長期的な指針となる酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針、以下酪肉近という。も基本計画と同様、年度内に改訂される見込みです。

とりわけ、基本計画及び酪肉近において、これまでは10年間だった計画期間を5年間に短縮させ、農業の構造転換を集中的に推進するとしています。また、基本計画においては、合理的な価格形成についても位置付けるとしており、その実効性確保に向けて今通常国会に関連法案も提出される予定です。

このため、両計画においては、国内の農業生産の増大を基本に、生産意欲が向上する目標の設定や農業所得の確保に資する施策の構築など、現場に寄り添った農業政策が求められ、その実現に向けた農業予算の増額が必要となっています。さらに、食料の価格についても、農業者、食品産業、消費者など幅広い食料システムの関係者の合意の下で、コスト上昇に見合った価格改定が行なわれる環境等が求められています。

ついては、次期基本計画及び酪肉近の改訂に当たっては、食料安全保障を強化する観点に立ち、農業者の声を反映した施策が実現されるよう下記事項を要望いたします。

記。

1、次期基本計画の改訂に当たっては、国内農業生産を増大することを基本とし、食料自給率の向上に資する目標設定や、国民の理解醸成を踏まえた上での農業者が再生産可能な価格が形成される環境整備、直接支払制度の構築など、生産現場の意見に寄り添った農政を推進するとともに、農業予算を大幅に拡充すること。

2、酪肉近の改訂にあたっては、酪農・畜産農家の生産意欲が向上する生産目標数量を設定し、目標の確実な達成に向けた生産基盤強化策などの施策を盛り込み、生産者が将来の展望を持てるようにすること。

また、中長期的な国産牛乳・乳製品の安定供給に向けて、今般の需給緩和による影響を鑑み、今後は生産抑制・減産に頼らないよう、国が責任を持って需給調整のための出口対策などを行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣であります。

以上をもって説明とさせていただきます。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから、意見書案第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（篠原義彦） 日程第3 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました所管事務の調査事項について閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から申出のあった所管事務については、閉会中の継続調査の申出のとおり決定いたしました。

◎日程第４ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（篠原義彦） 日程第４ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第７５条の規定によって、お手元に配布いたしました所掌事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎日程第５ 議員派遣の件

○議長（篠原義彦） 日程第５ 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

本件については、会議規則第１２９条の規定によって、お手元にお配りいたしました派遣内容のとおり議員を派遣したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元にお配りいたしました派遣内容のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

◎閉会宣告

○議長（篠原義彦） これで本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了いたしました。

会議規則第７条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

会議を閉じます。

令和７年第１回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午後２時４６分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

議 長 篠 原 義 彦

署名議員 藤 田 直 美

署名議員 石 山 憲 司

署名議員 加 藤 徹 己